# 野田市地域防災計画

令和7年度修正

野田市防災会議

# 震災編

# 目 次

第1章 約	総 則	
第1節	計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・震-1
第1	計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・震-1
第2	計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・震-1
	計画の修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4	他計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 震-2
第2節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 震−3
第1	野田市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	,
第2	千葉県・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 震-3
第3	指定地方行政機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 震-4
第4	自衛隊 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	,
第5	指定公共機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 震−7
第6	指定地方公共機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 震-9
第7	公共的団体その他防災上重要な施設の管理者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-10
第8	市民等及び事業所等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-11
第3節	災害環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-13
第1	位置 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	震-13
第2	自然環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-13
第3		震-13
第4	既往災害 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	震-14
	想定地震と被害想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-16
		震-16
第2	被害想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-16
	災害予防計画	
	防災体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-19
第1	地域防災力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-19
第2		震-22
	防災知識の普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-23
	防災広報・防災教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2	防災訓練の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3		
第3節	地盤災害予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第1	土砂災害の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2		
第3	地籍調査の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4節		
第1	出火防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2		
	火災の拡大防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第5節	地震に強いまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第1		
	道路・橋梁等の安全化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	公共施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
<b>笙</b> 4	ライフライン施設の耐震化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	雲-35

第6節	防災施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-37
第1	指定緊急避難場所の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-37
第2	避難路の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	ヘリコプター臨時離着陸場の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-38
第7節		震-39
第1	備蓄・物流対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-39
第2	救急・救護・保健衛生体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-40
第3		震-41
第4	緊急輸送体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-42
第5		震-42
第6	広域応援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第8節	避難行動要支援者の安全確保対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第1	避難行動要支援者対策の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	帰宅困難者対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	一斉帰宅の抑制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-45
第2	帰宅困難者の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-45
· · ·	災害応急対策計画	
第1節		震-46
第1	市の防災体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-46
第2	災害対策本部設置前の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3	災害対策本部の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-47
第4	災害対策本部解散後の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-49
第2節		震-57
第1	情報連絡体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-57
第2	地震情報等の収集・伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-58
第3	被害情報の収集・報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	災害広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	災害時の広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-63
第2	広聴活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-64
第3	報道機関への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4節	災害派遣・応援要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-65
第1	自衛隊の災害派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-65
第2	県・市町村等への要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3	消防の広域応援要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-69
第4	上水道・下水道事業体の相互応援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第5	応援の受入れ体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第6	広域避難の受入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-70
第5節	消防・救助救急・危険物等対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第1	消防活動 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第2	救助救急活動 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第3	危険物等の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-73
		震-74
第6節	医療救護·防疫活動 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	震-75
	応急医療救護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2	保健衛生活動 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	震-78

	防疫活動 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	震-78
第7節	避難対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第1	避難活動 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	震-80
第2	支部連絡所の開設及び役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3		震-84
第4	広域一時滞在の要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-85
第5	感染症対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-85
第8節	生活救援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-87
第1	飲料水の供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-87
第2	食料の供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3	生活必需品の供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-89
第4		震-89
第9節	行方不明者の捜索・遺体の処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-90
第1	行方不明者の捜索・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-90
第2	遺体の処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-90
	遺体の埋葬・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-91
第1	交通規制 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	震-92
第2	緊急輸送 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	震-93
	緊急通行車両等の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-94
	節 災害警備・防犯	震-95
	災害警備 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	震-95
	防犯 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	震-96
£0£0		
	節 ライフライン施設等の応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	ライフライン施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-97
第1 第2	ライフライン施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-97 震-98
第1 第2 第3	ライフライン施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-97 震-98 震-99
第1 第2 第3	ライフライン施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-97 震-98 震-99 震-100
第1 第2 第3 第13 第13	ライフライン施設 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	震-97 震-98 震-99 震-100 震-100
第1 第2 第3 第13 第13	ライフライン施設・ 交通施設・ 公共施設・ 節 学校等における児童・生徒等の安全対策・ 災害発生時の対応・ 応急教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-97 震-98 震-99 震-100 震-100 震-101
第1 第2 第3 第13 第 第 第 第 第 第 3	ライフライン施設・ 交通施設・ 公共施設・ 節 学校等における児童・生徒等の安全対策・ 災害発生時の対応・ 応急教育・ 応急保育・	震-97 震-98 震-99 震-100 震-100 震-101 震-102
第 第 第 第 3 第 3 第 3 第 3 第 3 第 第 第 第 第 第 第	ライフライン施設・ 交通施設・ 公共施設・ 節 学校等における児童・生徒等の安全対策・ 災害発生時の対応・ 応急教育・ 応急保育・ 社会教育施設の対策・	震-97 震-98 震-99 震-100 震-101 震-102 震-102
第 第 第 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	ライフライン施設・ 交通施設・ 公共施設・ 節 学校等における児童・生徒等の安全対策・ 災害発生時の対応・ 応急教育・ 応急保育・ 社会教育施設の対策・ 文化財の確認・	震-97 震-98 震-100 震-100 震-101 震-102 震-102 震-102
第第3 第13 第第第第第第第第第 第14 第 第 14 1	ライフライン施設・ 交通施設・ 公共施設・ 等 学校等における児童・生徒等の安全対策 災害発生時の対応・ 応急教育・ 応急保育・ 社会教育施設の対策・ 文化財の確認・  第 避難行動要支援者対策・	震-97 震-98 震-99 震-100 震-101 震-102 震-102 震-102 震-104
第第3 第13 第第第第第第第第第 第14 第 第 14 1	ライフライン施設・ 交通施設・ 公共施設・ 節 学校等における児童・生徒等の安全対策・ 災害発生時の対応・ 応急教育・ 応急保育・ 社会教育施設の対策・ 文化財の確認・ 変化財の確認・ 変難行動要支援者対策・ 避難行動要支援者の避難支援・	震-97 震-98 震-100 震-100 震-101 震-102 震-102 震-102 震-104 震-104
第第33第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	ライフライン施設・ 交通施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-97 震-98 震-100 震-100 震-101 震-102 震-102 震-102 震-104 震-104
第第第33第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	ライフライン施設・	震-97 震-98 震-100 震-100 震-101 震-102 震-102 震-102 震-104 震-104 震-104
第第第33第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	ライフライン施設・ 交通施設・ 公共施設・ 節 学校等における児童・生徒等の安全対策 災害発生時の対応・ 応急教育・ 応急保育・ 社会教育施設の対策 文化財の確認・ 節 避難行動要支援者対策 避難行動要支援者の避難支援 避難行動要支援者への対応 社会福祉施設入所者等への支援 節 ボランティアへの対応	震-97 震-98 震-100 震-100 震-102 震-102 震-102 震-104 震-104 震-104 震-105 震-106
第第第33章 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	ライフライン施設・ 交通施設・ 公共施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-97 震-98 震-100 震-100 震-101 震-102 震-102 震-102 震-104 震-104 震-105 震-106
第第第1第第第第1第第第1第第第1第第第1第第第1第第1第第1	ライフライン施設・ 交通施設・ 公共施設・ 節 学校等における児童・生徒等の安全対策 災害発生時の対応・ 応急教育・ 応急保育・ 社会教育施設の対策・ 文化財の確認・ 節 避難行動要支援者対策・ 避難行動要支援者の避難支援・ 避難行動要支援者への対応・ 社会福祉施設入所者等への支援・ 節 ボランティアへの対応・ ボランティアの受入れ体制・ ボランティア活動支援・	震-97 震-98 震-100 震-100 震-102 震-102 震-102 震-104 震-104 震-105 震-106 震-106 震-107
第第第1第第第第1第第第1第第1第第1	ライフライン施設・ 交通施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-97 震-98 震-100 震-100 震-101 震-102 震-102 震-104 震-104 震-105 震-106 震-106 震-106 震-107
第第第1 第第第第 1 第 第 第 1 第 1 2 3 4 5 4 1 2 3 5 1 1 2 6 1 1	ライフライン施設・ 交通施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-97 震-98 震-100 震-100 震-102 震-102 震-102 震-104 震-104 震-105 震-106 震-106 震-107 震-108
第第第1第第第第1第第第1第第1第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	ライフライン施設 交通施設 公共施設 節 学校等における児童・生徒等の安全対策 災害発生時の対応 応急教育 応急保育 社会教育施設の対策 文化財の確認 節 避難行動要支援者対策 避難行動要支援者の避難支援 避難行動要支援者への対応 社会福祉施設入所者等への支援 節 ボランティアへの対応 ボランティアの受入れ体制 ボランティア活動支援 節 帰宅困難者対策 施設管理者等の対応 市の対応	震-97 震-98 震-100 震-100 震-102 震-102 震-102 震-104 震-104 震-105 震-106 震-106 震-106 震-108 震-108
第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	ライフライン施設・ 交通施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-97 震-98 震-100 震-101 震-102 震-102 震-102 震-104 震-104 震-105 震-106 震-106 震-108 震-108 震-108

第2	清掃・廃棄物処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-109
第3	環境汚染の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-110
第4	動物対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-111
第18	節 建物対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-112
第1	被災建築物の応急危険度判定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-112
第2	被災宅地の危険度判定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-112
第3	住家の被災調査・罹災証明の発行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-113
第4	住宅の応急修理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-113
第5	応急仮設住宅の供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-114
第19	節 災害救助法の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-115
第1	災害救助法の適用基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-115
第2	災害救助法の適用手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-116
第3	災害救助法による救助の実施機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-117
	災害復旧・復興計画	
第1節	市民生活の安定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-118
第1	被災者の生活確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-118
第2	地域経済への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-121
第2節	生活関連施設の復旧計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-122
第1	災害復旧事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-122
第2	国の財政援助等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-122
第3節	災害復興計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-124

附編   南	可海トラフ地震臨時情報発表 に伴う対応措置	
第1節	計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-125
第2節	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-126
第1	情報の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-126
第2	市民、企業等への周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-127
第3	配備体制・配備基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-127
第3節	南海トラフ地震発生後の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	震-128

第1章総 則

# 第1節計画の基本方針

#### 第1計画の目的

本計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、野田市防災会議が作成する計画であり、市域に係る地震災害に関し、市、防災関係機関、事業者、市民等が協力し、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とし、防災関係機関を含めた総合的な計画として定めたものであり、次の事項の定めをもって、防災に万全を期するものである。

- 1. 市の区域内の公共団体、その他防災上重要な施設の管理者の処すべき事務又は業務の大綱
- 2. 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の予防に関する計画
- 3. 災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、情報の収集及び伝達、避難、救助、衛生その他 の災害応急対策に関する計画
- 4. 災害復旧に関する計画
- 5. その他必要な計画

# 第2計画の基本方針

災害時における市民の生命、身体及び財産を守るための「災害に強いまちづくり」は野田市の課題である。

そのため、災害に強い都市づくりを最も重要な課題として取り組み、安心して暮せるまちづくりの実現を推進する。

#### 1. 被害を発生させない、拡大させない都市空間の整備・強化

災害時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、安心して暮せる都市を実現するための総合的な防災対策を進め、災害に強いまちづくりの推進を図るものとする。

とりわけ市街化区域においては、人口及び産業の集中による建物の密集化、用途の混在化 等の都市環境の悪化など、多くの防災上の課題を抱えている。

そのため、道路・公園等の都市防災空間の整備充実、災害に強い市街地への改造、土地区 画整理等による都市施設の先行的整備、指定緊急避難場所・避難路等の都市防災施設の整備、 建築物の不燃化を促進し、都市の防災構造化を推進する。

#### 2. 避難行動要支援者や女性への配慮

高齢者、幼児、障がいのある人、日本語を理解しない外国人等、避難行動要支援者の安全を確保するためには、公助とともに共助による支援が必要となる。しかし、災害発生時の混乱した状況のなかでは、事前の準備なしに迅速かつ的確な支援を行うことは困難であるため、避難行動要支援者の安全確保について、事前に環境整備を進める必要がある。その対策として、避難行動要支援者の名簿作成、地域による要援護者の安否確認や避難支援体制の構築、避難後の生活への配慮や福祉避難所の指定等に留意する。

一方、近年の災害では、避難生活において女性の必需品の確保や配布方法、男女別のスペースの確保等、女性への配慮や男女のニーズの違いへの対応が問題となった。そのため、地域の自主防災活動への女性の参画を促し、女性の意見を取り入れること、女性の必需品の確保、指定避難所において更衣室や男女別トイレの設置等に留意した対策とする。

#### 3. 防災拠点施設の整備及び強化

野田市の自然的、社会的地域防災特性を踏まえ、発災直後の混乱の中で迅速に対応するためには、各自、各地域が独力で事態に対処(「分散防御」)し、そして本部の適切な指揮のもと連携(「集中防御」)する能力が要求される。

「分散防御」と「集中防御」の両面にわたりバランスの取れた体制となるよう、あらかじめ防災拠点となる施設を整備し強化しておかなければならない。

#### 4. 災害時行動力の向上その他ソフト面の充実

災害時の備えを可能な限り尽くし、なお不測の事態に際しては、災害を最小限度にとどめるため、市、防災関係機関、事業所、団体及び市民は、災害時における行動力の向上に努め、ソフト面の充実を図らなければならない。

# 5. 大規模災害の教訓の反映

大規模な災害が発生した際は、行政機能が低下し、救援物資の到着やライフライン復旧の遅れなどにより、避難生活が長期に及ぶことがある。そのため、東日本大震災等、過去の大規模災害の教訓に基づき、野田市における最大クラスの地震を想定した体制とする。特に、公助だけでは限界があることから、自助・共助・公助の連携を強化した対策を行わなければならない。

# 第3計画の修正

- 1. 本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは防災会議において修正する。また、修正したときは要旨を公表しなければならない。なお、軽微な修正事項については、事務局の責任において修正できるものとし、その際には、後日野田市防災会議に報告して承認を得るものとする。
- 2. 本計画に基づく諸活動を行うにあたって、必要と認められる細部事項については防災関係機関において定めるものとする。

# 第4 他計画との関係

本計画は、市の地域に係る災害対策に関する基本的な性格を有するものであり、千葉県地域防災計画や指定地方行政機関又は指定公共機関等が作成する計画との整合を図る。

# 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、市民等、事業者等は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

また、各機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

#### 第1野田市

- (1) 野田市防災会議及び災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告と情報の収集及び広報に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 被災者の救助、防疫等罹災者の保護及び保健衛生に関すること
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (8) 被災市営施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること
- (10) 災害対策要員の動員及び雇上げに関すること
- (11) 災害時におけるボランティアの受入れ及び連携協力体制の確立に関すること
- (12) 災害時における交通及び輸送の確保に関すること
- (13) 被災施設の復旧に関すること
- (14) 自衛隊の協力要請に関すること
- (15) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
- (16) 市民に対する警報の伝達及び避難指示又は緊急安全確保措置に関すること
- (17) 災害対策に関する隣接市町間及び協定市の相互応援協力に関すること
- (18) 被災者の生活再建支援に関すること
- (19) 自主防災組織の育成及び支援に関すること
- (20) 防災思想の普及に関すること
- (21) 防災知識の普及及び教育に関すること
- (22) 防災訓練の実施に関すること
- (23) 災害に強いまちづくりの推進に関すること

#### 第2 千葉県

- (1) 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 災害時における防疫その他保健衛生に関すること
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること

- (8) 被災県営施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること
- (10) 災害時における社会秩序の維持に関すること
- (11) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- (12) 災害時における交通
- (13) 輸送の確保に関すること
- (14) 被災施設の復旧に関すること
- (15) 市が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること
- (16) 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への応援要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること
- (17) 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること
- (18) 被災者の生活再建支援に関すること
- (19) 市が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること

# 第3 指定地方行政機関

#### 1. 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること
- (2) 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること
- (3) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること
- (4) 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること

#### 2. 関東総合通信局

- (1) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること
- (2) 災害時テレコム支援チーム (MIC-TEAM) による災害対応支援に関すること
- (3) 災害対策用無線機、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること
- (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施に関すること
- (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること

## 3. 関東財務局千葉財務事務所

- (1) 立会関係
  - 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること
- (2) 融資関係
  - ア 災害つなぎ資金の貸付(短期)に関すること
  - イ 災害復旧事業費の融資(長期)に関すること
- (3) 国有財産関係
  - ア 市が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付 けに関すること
  - イ 市が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通 財産の無償貸付けに関すること
  - ウ 市が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲 渡又は貸付けに関すること

- エ 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付けに関する こと
- オ 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付け又は譲与に 関すること
- カ 市が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること
- (4) 民間金融機関等に対する指示及び要請関係
  - ア 災害関係の融資に関すること
  - イ 預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること
  - ウ 手形交換、休日営業等に関すること
  - エ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること
  - オ 営業停止等における対応に関すること

# 4. 関東信越厚生局

- (1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること
- (2) 関係職員の派遣に関すること
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること

# 5. 千葉労働局

- (1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること
- (2) 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること

#### 6. 関東農政局

- (1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること
- (2) 応急用食料・物資の支援に関すること
- (3) 食品の需給・価格動向の調査に関すること
- (4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること
- (5) 飼料、種子等の安定供給対策に関すること
- (6) 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること
- (7) 営農技術指導及び家畜の移動に関すること
- (8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること
- (9) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること
- (10) 被害農業者に対する金融対策に関すること

#### 7. 関東森林管理局

- (1) 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持、造成に関すること
- (2) 災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること

## 8. 関東経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
- (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
- (3) 被災中小企業の振興に関すること

#### 9. 関東東北産業保安監督部

(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること

(2) 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること

#### 10. 関東地方整備局

- (1) 災害予防
  - ア 防災上必要な教育及び訓練等に関すること
  - イ 通信施設等の整備に関すること
  - ウ 公共施設等の整備に関すること
  - エ 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること
  - オ 官庁施設の災害予防措置に関すること
  - カ 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関すること
  - キ 豪雪害の予防に関すること
- (2) 災害応急対策
  - ア 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること
  - イ 水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること
  - ウ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること
  - エ 災害時における復旧資材の確保に関すること
  - オ 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること
  - カ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること
  - キ 海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること
  - ク 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること
- (3) 災害復旧

災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、二次災害の防止に努め、迅速かつ適切な復旧を図ること

# 11. 関東運輸局

- (1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること
- (2) 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること
- (3) 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること
- (4) 災害時における応急海上輸送に関すること
- (5) 応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること

#### 12. 関東地方測量部

- (1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること
- (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること
- (3) 地殻変動の監視に関すること

#### 13. 東京管区気象台

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること
- (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の

予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること

- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

## 14. 関東地方環境事務所

- (1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること
- (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること
- (3) 放射性物質 (2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所

から放出された放射性物質に限る。) による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること

(4) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収 集、提

供等に関すること

# 第4自衛隊

## 1. 陸上自衛隊需品学校

- (1) 災害派遣の準備
  - ア 防災関係資料の基礎調査に関すること
  - イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること
  - ウ 防災資材の整備及び点検に関すること
  - エ 市町村地域防災計画、千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した防災に関する各種訓練の実施に関すること
- (2) 災害派遣の実施
  - ア 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧 支援に関すること
  - イ 災害派遣時の救援活動のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する こと

# 2. 海上自衛隊下総教育航空群

1. に同じ

# 第5 指定公共機関

- 1. NTT東日本株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
  - (1) 電気通信施設の整備に関すること
  - (2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
  - (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

# 2. 日本赤十字社千葉県支部

- (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること
- (2) 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関すること
- (3) 義援金の募集及び配分に関すること

#### 3. 日本放送協会

(1) 市民等に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること

- (2) 市民等に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関すること
- (4) 被災者の受信対策に関すること

#### 4. 日本通運株式会社

災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

# 5. 東京電力パワーグリッド株式会社

- (1) 災害時における電力供給に関すること
- (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること

# 6. KDDI株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関すること
- (2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

#### 7. 日本郵便株式会社

- (1) 災害時における郵便事業運営の確保に関すること
- (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること
- (3) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること
- (4) 災害特別事務取扱、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及びかんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱いに関すること

# 8. ソフトバンク株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関すること
- (2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

#### 9. 楽天モバイル株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関すること
- (2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

## 第6 指定地方公共機関

#### 1. 野田ガス株式会社

ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策と復旧に関すること

# 2. 公益社団法人千葉県医師会

- (1) 医療及び助産活動に関すること
- (2) 医師会と医療機関との連絡調整に関すること

# 3. 一般社団法人千葉県歯科医師会

- (1) 歯科医療活動に関すること
- (2) 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること

# 4. 一般社団法人千葉県薬剤師会

- (1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
- (2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
- (3) 地区薬剤師会との連絡調整に関すること

#### 5. 東武鉄道株式会社

- (1) 鉄道施設等の保全に関すること
- (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
- (3) 帰宅困難者対策に関すること

# 6. 千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム

- (1) 市民等に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
- (2) 市民等に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること

# 7. 一般社団法人千葉県トラック協会、一般社団法人千葉県バス協会

災害時における貨物自動車 (トラック) 及び旅客自動車 (バス) による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

#### 8. 公益社団法人千葉県看護協会

- (1) 医療救護活動に関すること
- (2) 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること

## 第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

#### 1. 千葉県トラック協会野田支部

災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

#### 2. 一般社団法人野田市医師会

- (1) 医療及び助産活動に関すること
- (2) 医療機関との連絡調整に関すること

# 3. 一般社団法人野田市歯科医師会

- (1) 歯科医療に関すること
- (2) 医療機関との連絡調整に関すること

# 4. 野田市薬剤師会

- (1) 医療活動に関すること
- (2) 薬剤師との連絡調整に関すること

#### 5. 公益社団法人千葉県柔道整復師会野田·流山支部野田地区

- (1) 柔道整復医療に関すること
- (2) 医療機関との連絡調整に関すること

# 6. 社会福祉法人野田市社会福祉協議会

- (1) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること
- (2) その他災害応急対策についての協力に関すること

#### 7. 千葉県タクシー協会東葛支部野田地区

災害時におけるタクシー無線による災害箇所及び被害状況の通報及び連絡に関すること

#### 8. 野田市赤十字奉仕団

- (1) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び指定避難所内の世話業務等の協力に関する こと
- (2) その他災害応急対策についての協力に関すること

# 9. 野田建設業協同組合・県北建設業協同組合

- (1) 災害時における応急活動の協力に関すること
- (2) 道路の復旧に関すること
- (3) 道路・橋梁等の被害の調査報告に関すること

# 10. 野田市建築業組合

- (1) 倒壊家屋等の撤去の協力に関すること
- (2) 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理の協力に関すること

#### 11. ちば東葛農業協同組合

- (1) 災害時における食料及び物資の供給に関すること
- (2) 被災農家に対する融資及びあっせんに関すること
- (3) 農作物の災害応急対策の指導に関すること

# 12. 東葛北部、五駄、南部、江川の各土地改良区

農地及び農業用施設の被害調査と湛水被害の復旧に関すること

#### 13. 公益社団法人千葉県LPガス協会野田支部

災害時における応急生活物資等(プロパンガス、コンロ、炊飯器など)の供給に関すること

## 14. 危険物取扱施設等の管理者

- (1) 安全管理の徹底に関すること
- (2) 防護施設の整備に関すること
- (3) 災害時における防災活動に関すること

#### 15. 金融機関

被災事業者等に対する資金の融資に関すること

# 第8 市民等及び事業所等

#### 1. 市民等

- (1) 自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため、次の事項を行うこと
  - ア 地震情報発表時のとるべき行動の確認
  - イ 住宅の耐震診断・改修等
  - ウ 食料・飲料水・生活必需品・医薬品・福祉用具等の備蓄(最低3日分以上)
  - エ 非常持出品の準備
  - オ 家具・大型家電の転倒防止
  - カ ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策
  - キ 家族との緊急連絡方法の確認
  - ク 発災時に一時的に避難できる場所及び避難経路の確認
- (2) 市民等自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう、地域コミュニティの形成に努めるとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与すること
- (3) 市及び県が実施する災害対策に積極的に協力すること

#### 2. 自主防災組織

- (1) 防災組織の編成及び任務分担の確認把握に関すること
- (2) 情報の収集伝達に関すること
- (3) 避難誘導、救出救護、指定避難所の運営に関すること
- (4) 被災者に対する炊き出し、救援物資配布等の協力に関すること
- (5) 県、市が行う被害状況調査等の災害対策への協力に関すること

#### 3. 事業所

- (1) 事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、自主防災組織との連携を図るなど、地域における防災力の向上に寄与すること
- (2) 集客施設を保有する事業所は、来客者の安全確保に努めること
- (3) 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画 (BCP) の策定に努めること
- (4) 従業員3日分の食料、飲料水、生活必需品及び医薬品等の備蓄を行うこと

#### 4. ボランティア団体

平常時から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機 関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること

# 第3節 災害環境

# 第1位置

本市は、千葉県の北西部、関東平野のほぼ中心にあり、利根川とその支流である江戸川及び利根運河とに囲まれ、東京都心からは約30km、千葉市に45kmの距離、東経139度52分29秒、北緯35度57分18秒に位置する。

# 第2 自然環境

#### 1. 地形

本市は南北に細長い三角形の地形をしている。市のほぼ全域に台地が分布しているが、利根川、江戸川の一部流域には氾濫低地が発達し、砂の堆積した微高地(自然堤防)が形成されている。台地面は、両河川に注ぐ多数の支流や水系に由来する谷や凹地の形成により、複雑な地形面となっている。

#### 2. 地質

本市の市街地の多くは、高台に集中しており、その地質の大部分は火山灰土で形成されており、河川沿い及び低地部は、沖積土と沖積砂土となっている。

# 第3 社会環境

#### 1. 人口

本市の人口と世帯数は、令和7年4月1日現在、153,336人、73,331世帯である。

# 2. 土地利用

本市の面積は、103.55 kmであり、土地利用の状況は次のとおりである。

	面 積 (m²)	割合 (%)
田	12, 499, 002	12. 1
畑	16, 076, 851	15. 5
宅地	25, 095, 959	24. 2
池沼	294, 297	0.3
山林	5, 136, 395	5. 0
原野	107, 338	0. 1
雑種地	13, 709, 398	13. 2
その他	30, 630, 760	29.6

〈土地利用の状況〉 (令和6年1月1日現在)

# 第4 既往災害

# 1. 地震の履歴

これまでに本市に被害を及ぼした地震は、関東地震(1923 年)、東北地方太平洋沖地震(2011 年)などが挙げられる。

〈千葉県における地震災害の履歴〉

年	月日	地震名	地震の規模	千葉県の主な被害
1703 元禄 16	12. 31	元禄地震	M8.2 震源: 房総半 島南東沖(日本海 溝)	房総半島南部を中心に地震動、津波により甚大な被害。死者 6,534 人、家屋全壊 9,610 戸。
1854 安政 1	12. 23	安政東海 地震	M8.4 震源:駿河湾 (駿河トラフ)	安房地方、銚子で津波あり。名洗で漁船転覆死 者3人。
1855 安政 2	11. 11	安政江戸 地震	M6.9 震源:東京湾 北部	下総地方を中心に、被害。死者 20 人、家屋全壊 82 戸。
1923 大正 12	9. 1	関東地震	M7.9 震源:相模湾 (相模トラフ)	相模湾を震源とした大地震(関東大震災)で地震動、津波により甚大な被害。死者・行方不明者 1,342 人、負傷者 3,426 人、家屋全壊 31,186 戸、同焼失 647 戸、同流失 71 戸。
1960 昭和 35	5. 23	チリ地震 津波		県内海岸に2~3mの津波。死者1人。
1987 昭和 62	12. 17	千葉県東 方沖地震	M6.7 震源:千葉県 東方沖(日本海溝)	山武郡、長生郡、市原市を中心に被害。 死者2人、負傷者161人、住家全壊16戸、 墳砂現象多数。
2005 平成 17	4. 11	千葉県北 東部地震	M6.1 震源:千葉県 北東部 (震源の深 さ:約52km)	八日市場市、旭市、小見川町、干潟町で震度 5 強。県内での被害なし。
2005 平成 17	7. 23	千葉県北 西部地震	M6.0 震源:千葉県 北西部 (震源の深 さ:約73km)	東京都足立区で震度 5 強、県内では市川市、船橋市、浦安市、木更津市、鋸南町で震度 5 弱。
2011 平成 23	3. 11	東北地方太平洋沖地震	M9.0 震源:三陸沖 (震源の深さ: 24km)	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、地盤の液状化が発生、九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から3km 近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から18.8km まで遡上、浸水面積は九十九里地域(銚子市~いすみ市)で23.7km²に達した。死者は22名(内、津波による死者14名)、行方不明者2名(津波による)、負傷者268名。
2012 平成 24	3. 14	千葉県東 方沖地震	M6. 1	県内で死者1名、負傷者1名、家屋の半壊2棟、一部損壊219棟の被害がでた。その他、銚子市ではブロック塀等が4か所で倒壊、また銚子市及び香取市において、一時、約14,800軒以上に断水が発生した。

(千葉県地域防災計画を編集)

# 震災編 総則 第3節 災害環境

# 2. 東日本大震災の被害

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)は、マグニチュード9.0の大規模な地震で太平洋側に大きな被害をもたらした。

この地震により、全国で死者 19,782 人、行方不明者 2,550 人、負傷者 6,242 人、住家被害は、全壊 122,053 棟、半壊 284,074 棟、一部破損 750,069 棟、千葉県でも死者・行方不明者 24 人、負傷者 268 人、住家全壊 807 棟、半壊 10,313 棟などの被害が発生した(令和7年3月1日現在、平成 23年(2011年)東北地方太平洋沖地震第 165 報別紙 出典)。

また、津波に伴う福島第一原子力発電所の事故により周辺地域での広域避難、東北〜関東一帯を中心に放射性物質の降下の影響が発生した。

本市では、震度5強の揺れを記録し、次の被害が発生した。

〈東北地方太平洋沖地震での本市の被害〉

項目	被害の概要
人的被害	死者1人、軽傷者5人
火災	1件
住家被害	全壊 1 棟、半壊 7 棟、一部破損 1,936 棟
道路の亀裂、陥没等	96 箇所
利根川・江戸川等の堤防の	24 箇所
法面の崩れ等	
ブロック塀等の損壊	30 箇所

# 第4節 想定地震と被害想定

# 第1想定地震

震災対策の前提条件となる地震は、防災アセスメント調査(平成 25 年 3 月)から、本市に最も影響を与える野田伏在断層、いわゆる野田隆起帯を震源とする地震とする。想定地震の条件は、次のとおりである。

〈想定地震の条件〉

震源域の位置	震源域の深さ	マグニチュード	発生季節等
野田隆起帯	約5km	7 0	冬季 18 時
	$\sim$ 9.5 km	7.0	風速 15m/s

# 第2被害想定

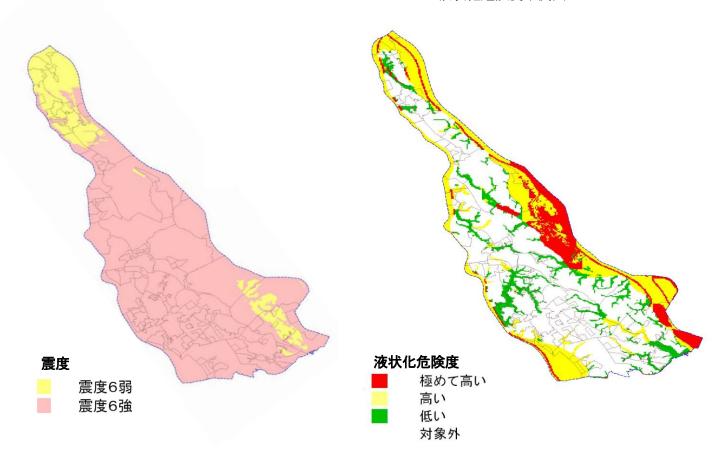
### 1 震度·液状化予測

震度は、ほぼ全域で震度 6 強、関宿地区、福田地区、東部地区の一部で震度 6 弱が予測された。

液状化危険度は、利根川、江戸川沿いの低地で高くなっており、特に関宿南部地区、川間地区で極めて高いと予測された。



〈液状化危険度予測図〉



# 震災編 総則 第4節 想定地震と被害想定

# 2. 被害の予測

# (1) 建物被害

建物被害棟数は、次のとおりである。

〈建物被害予測結果〉

J.	京因	全壊 (棟)	半壊(棟)
<del></del> 揺れ	木造建物	5, 517	8, 494
括れ	非木造建物	259	754
745/17/1V	木造建物	49	99
液状化	非木造建物	18	35
揺れ液状	:化被害合計	5, 843	9, 382
焼	失家屋	4, 208	

# (2) 人的被害

建物倒壊、急傾斜地崩壊、屋内収容物の移動・転倒、ブロック塀等の転倒、屋外落下物による人的被害は、次のとおりである。

〈人的被害予測結果〉

	死者(人)	重傷者(人)	負傷者 (人)
建物被害	169	224	1, 553
地震火災	45	15	55
屋内収容物	_	21	78
ブロック塀転倒	8	55	141
屋外落下物	0	0	0

<sup>※</sup>屋内収容物の死者数の予測は行っていない。

# (3) ライフライン被害

上水道、下水道、電力、ガスの機能支障は、次のとおりである。

# 〈ライフライン被害予測結果〉

	総被害件数 1,312 件、被害率 1.4 件/km		
上水道	断水率 直後 97.5%		
	2日後 83.0%		
下水道	被害総延長 9.39km 被害率 2%		
下小坦	影響世帯数 498 世帯		
	電柱 268 本に被害、停電 9, 115 軒 延焼による被害は考慮していない。		
電力			
	なお、延焼エリアでは、全域が停電する。		
都市ガス	市全域で供給停止		
LPガス	漏洩、転倒が発生する。		

# 震災編 総則 第4節 想定地震と被害想定

## (4) その他

# ア 指定避難所避難者数

・建物被害による避難を要する者・・・33,342 人①

※建物の全壊や焼失が想定される人口の全てと、半壊が想定される人口の一 定割合が避難を要する者と想定。

・建物被害による指定避難所避難者 ・・・21,673 人②

※①のうち、一定割合が指定避難所へ避難すると想定。その他は指定避難所 以外へ避難することを想定。

・断水による避難を要する者・・・24,294 人③

※断水が想定される人口の一定割合が避難を要する者と想定(市内の災害時 の井戸の活用も考慮)

・断水による指定避難所避難者数・・・15,791 人④

※③のうち、一定割合が指定避難所へ避難すると想定。その他は指定避難所 以外へ避難することを想定。

· 合計指定避難所避難者数 (②+④) · · · 37, 464 人

※指定避難所収容可能人数・・・64,237人

イ 帰宅困難者

· · · 10,099 人

※国勢調査結果「従業・通学者数」より、市内の滞留人口に帰宅困難率 を乗じて想定。

自宅までの距離	帰宅困難率		
~10km	全員帰宅可能(帰宅困難率=0%)		
10km∼20km	帰宅困難率は1km遠くなるごとに10%増加		
20km 以上	全員帰宅困難(帰宅困難率=100%)		

ウ 自力脱出困難者

· · · 847 人

※建物の倒壊により内部に閉じ込められる人を推定。

第2章 災害予防計画

# 第1節 防災体制の整備

項目	担当	関係機関
第1 地域防災力の向上		
第2 情報連絡体制の整備	危機管理部、総務部	NTT東日本株式会社、アマチュア無線連絡協議会

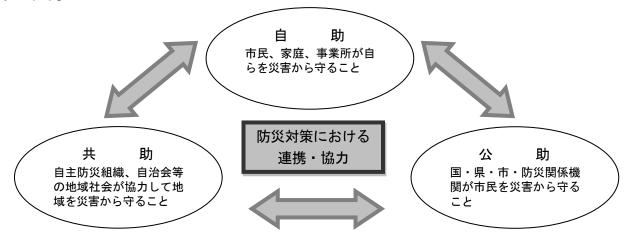
# 第1 地域防災力の向上

大規模災害においては、市や防災関係機関だけでなく、家族や地域住民が中心となって、 「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」との考えに基づき、行動することが求められる。

阪神・淡路大震災、東日本大震災などの過去の災害では、地震発生直後の「自力・家族」、「住民同士」による助け合いによって、多くの命が救われており、災害直後における地域の防災活動の重要性が明らかになっている。また、その後の避難生活等においても、地域のつながりが被災者の支えとなっている。

これらのことから、野田市全体で地域防災力を向上させるためには、「市民・事業所」、「地域の市民で組織する自主防災組織等」、「行政・防災関係機関」の3者がそれぞれの役割に応じて分担し、協力して行う「自助・共助・公助」の連携が不可欠である。

地域防災力の向上のために、3者がそれぞれの役割を認識し、自らの防災力を向上させるようにする。



#### 1. 市民の役割(自助)

市民は、自らの生命は自らが守るという意識をもち、日頃から防災についての正しい知識と行動力を身につける。また、食料の備蓄など自主的に災害に備えるとともに、災害時には防災関係機関の協力と指導の下に可能な限り防災活動に参加し、市民自ら被害の軽減及び拡大防止に努める。

## 震災編 災害予防計画 第1節 防災体制の整備

#### 〈市民の活動〉

- ア 防災知識の修得(防災ハンドブック、地震ハザードマップ等の活用)
- イ 家屋等の耐震化の促進、家具の転倒防止対策
- ウ 食料、飲料水、生活必需品、医薬品、福祉用具等の備蓄(最低3日分以上)
- エ 非常持出品の準備(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)
- オ 災害時の指定緊急避難場所や一時(いっとき)避難場所※及び避難経路の確認
- 平 カ 災害時の家庭内の連絡方法の確認

常 | キ 各種防災訓練への参加

(近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との指 定避難所運営訓練)

※一時(いっとき)避難場所とは、指定緊急避難場所までの距離が遠い場合など、まず身の安全を確保するために、一時的に集合する近くの公園や空き地のことである。その場所で家族や地域住民の安否を確認した後、指定緊急避難場所まで避難をする。なお、自宅の安全が確認できる場合、無理に指定避難所へ避難する必要はない。

ア 正確な情報の把握

発 イ 出火防止、初期消火

災 ウ 近隣の負傷者や避難行動要支援者の行動の補助、介助

エ 適切な避難の実施と指定避難所の運営

オ 公共機関、自主防災組織、ボランティア等の活動との協力

# 2. 事業所の役割(自助)

時

亚

(1) 防災・防火管理体制の強化

店舗等多数の人が出入りする施設について管理権原を有する者は、消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことになっており、消防本部は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

雑居ビル等の防災体制については、消防法第8条の2の規定により、共同防火管理体制の確立、自衛消防組織の設置や、発災時に防災体制がとれるよう指導する。

また、多数の人が利用する大規模建築物等については、消防法第36条の規定により防災 管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告 の実施が義務付けられている。

#### 〈事業所の活動〉

- ア 防災知識の広報・啓発(従業員の防災意識の醸成、災害時の行動の周知)
- イ 建築物の耐震化の促進(倒壊や外装材等の落下物による被害防止、室内の安全対 策)
- ウ 防災訓練(避難訓練、初期消火訓練、救出訓練) 常
  - エ 防災資機材等の整備(応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材)
- 時 オ 自衛消防隊の結成 (隊長及び初期消火班、避難誘導班、応急救護班等の編成)
  - カー帰宅困難時に備えた備蓄(食料、飲料水、生活必需品、医薬品等)
  - キ 地域の防災活動への参加、協力
- ア 出火防止、初期消火
- 発 イ 従業員、利用者等の避難誘導
- 災 ウ 救出・救護(救出活動・救護活動)
- 時 エ 災害時における地域組織との連携(資機材の提供、人的支援)
  - 才 帰宅困難者対策
- (2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

#### 震災編 災害予防計画 第1節 防災体制の整備

危険物施設等の管理者は、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

# 3. 自主防災組織(共助)

(1) 自主防災組織の結成促進

危機管理部は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、地域市民自ら地域の防災活動を行い、被害を最小限にするため自治会を単位とした自主防災組織の結成促進を図る。特に、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験・能力を活用する。

(2) 自主防災組織の活動支援

危機管理部は、野田市自主防災組織育成補助金交付規則に基づき、自主防災組織が使用する資機材購入及び防災訓練等の活動を支援する。

さらに、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員・児童委員、小中学校、地域のボランティア等による防災ネットワークづくりが必要であり、県及び市は協力してこれを促進する。

# 〈自主防災組織の活動〉

- ア 防災知識の広報・啓発(地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策)
- イ 地震による災害危険度の把握(土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザード マップ)
- 平 │ ウ 防災訓練(個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練)
- エ 家庭の安全点検(家具等の転倒・落下防止、火気器具、危険物品、木造建物)
  - オ 防災資機材等の整備(応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材)
- 時 カ 避難行動要支援者対策(避難行動要支援者の把握、支援方法の整理)
  - キ 他団体と連携した訓練活動の実施 (近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との指 定避難所運営訓練)
  - ア 情報の収集及び伝達(被害の状況、予報及び警報、ライフラインの状況、避難指 示又は緊急安全確保)
- ... イ 出火防止、初期消火
  - ウ 救出・救護(救出活動・救護活動)
- 時 エ 避難 (避難誘導、指定避難所の運営)
  - オ 給食・給水(指定避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出し)

# 4. 市の防災組織(公助)

発

災

(1) 野田市防災会議

危機管理部は、災害対策基本法第16条及び野田市防災会議条例に基づき防災会議を開催 し、関係機関相互の情報共有を図り、地域防災計画の作成等の業務を実施する。

#### 〈所掌事務〉

- ア 地域防災計画の作成とその実施の推進
- イ 水防計画その他水防に関し必要な事項についての調査及び審議
- ウ 市長の諮問に応じた市域の防災に関する重要事項の審議
- エ 上記に規定する重要事項に関しての市長への進言
- オ その他法律又は政令に基づく権限に属する事務

#### (2) 野田市災害対策本部

危機管理部は、災害発生時に設置する災害対策本部の組織について、災害教訓等を反映し

#### 震災編 災害予防計画 第1節 防災体制の整備

て機能や所掌事務について検討する。

また、職員に対し応急・復旧対策の実施について習熟を図る。

(3) 業務継続計画(震災編)の実施の推進及び検討

総務部は、大規模地震等が発生した場合において、迅速かつ的確な応急対策を講じつつ、 市役所の機能を維持し行政サービスを提供するため業務継続計画(震災編)の実施を推進 し、検討の上、必要がある場合は修正する。

# 5. 地区防災力の向上(自助・共助)

地区における防災力の向上を図るため、市民自らによる「地区防災計画」の策定や災害時の行動のための訓練などの防災活動を推進する。

# 第2情報連絡体制の整備

#### 1. 無線通信施設の整備

危機管理部は、災害時に電気や一般加入電話等が一時的に途絶しても、情報連絡体制が確保できるよう防災行政無線、防災用MCA無線等の整備、保全を推進する。

また、災害時の防災機関との間の迅速かつ正確な情報連絡を確保するために、あらかじめ NTT東日本株式会社千葉事業部千葉西支店に対し、電話番号を指定し届け出て災害時優先 電話としての承認を受けておくものとする。

### 2. アマチュア無線等との連携

危機管理部は、民間無線従事者からの情報提供を得られるよう、アマチュア無線連絡協議会、タクシー無線取扱者等と協力体制を確立する。

#### 3. 非常通信体制の整備強化

県、市及び防災関係機関は、災害時に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が 使用できないとき又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第 52 条の規定に基づ く非常通信の活用を図るものとし、関東地方非常通信協議会の活動を通じて、非常通信体制 の整備拡充に努める。

# 4. その他通信網の整備

危機管理部は、メール、X(旧:ツイッター)等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

## 第2節 防災知識の普及啓発

計画の体系	担当	関係機関
第1 防災広報・防災教育の	危機管理部、学校教育部、	
充実	企画財政部	
第2 防災訓練の推進	危機管理部、消防本部	野田警察署、野田保健所(野田健康福祉センター)、野田市医師会、野田市歯科医師会、野田市薬剤師会、千葉県柔道整復師会野田地区、消防団
第3 調査・研究	危機管理部	

### 第1 防災広報・防災教育の充実

### 1. 市民等への防災知識の普及

危機管理部は、市民等が災害について正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにする ため、市報、市ホームページを活用し、防災知識の普及と啓発に努める。

また、より効果的な広報ができるよう研究を行う。

特に、高齢者、障がいのある人、外国人等の要配慮者への広報に配慮するとともに、地域における生活者や女性等の多様な視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。

#### (1) 印刷物による普及

防災ハンドブック、ハザードマップ、パンフレット等を作成し配布するとともに、市報に 地域防災計画の要旨や災害危険箇所の公表、震災時の心得、指定緊急避難場所及び防災に関 する情報等を適時に掲載し、周知徹底を図る。

### (2) 映像等による普及

防災に関するDVD等を防災主管課が購入し、自治会等で実施する防災講演会等に貸し出しをし、又は個人にも貸し出し、啓発を図る。

また、毎年1月17日の「防災とボランティアの日」、1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」に防災に関する事業を実施し、市民に啓発を図る。

### 2. 学校教育による普及

学校教育部は、学年用の防災に関するDVDやタブレット端末の活用等により、学校教育活動の中で地震に関する知識等の普及や、家庭や地域の消防団員等と連携した防災教育及び防災訓練を行う。

防災教育の推進にあたっては、防災教育を新たに位置付けた「学習指導要領」(令和2年度 改訂)に基づき、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開する。

### 3. 過去の災害教訓の伝承

企画財政部は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する 調査結果や資料を広く収集・整理し適切に保存するとともに、市民等に閲覧できるよう公開 に努める。

### 震災編 災害予防計画 第2節 防災知識の普及啓発

### 〈防災広報の内容〉

ア	地域防災計画の概要	イ	各防災機関の震災対策
ウ	地震に関する一般知識	エ	出火の防止及び初期消火の心得
才	室内外地下等における地震発生時の心得	力	避難路、避難地
キ	避難方法、避難時の心得	ク	食料、救急用品等非常持出し品の準備
ケ	地震に関するドライバーの心得	コ	救助救護の方法
サ	水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得	シ	学校施設等の防災対策
ス	地震発生時の緊急初動措置	セ	ライフライン施設の耐震性
ソ	建物の耐震対策、家具の固定	タ	災害危険箇所
チ	自主防災活動の実施	ツ	防災訓練の実施
テ	地震に関する調査結果	<b>}</b>	講演会、シンポジウム等の実施
ナ	発生した災害の情報及び市の対応		

### 第2 防災訓練の推進

災害を未然に防止するとともに、発災時の被害を最小限に食い止めるためには、地域市民等による防災活動が重要である。市では、自主防災組織、事業所、防災関係機関等と協力し、防災 訓練を実施する。

### 1. 総合防災訓練

危機管理部は、地震の発生を想定し、市、市民及び防災関係機関が一体となって、各種訓練を総合した総合防災訓練を実施する。訓練は、毎年1回実施するものとし、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

(1) 訓練の実施時期

市民、関係団体の参加に適切な時期に実施する。

(2) 訓練内容

毎年度、次の事項を基本として、最も効果的な方法により実施するものとする。

1 /2 -		// o / o / o / o / o	
ア	現地災害対策本部設置訓練	イ	職員参集訓練
ウ	情報収集伝達訓練	工	避難誘導訓練
オ	初期消火訓練	カ	煙体験訓練
キ	救出・救護訓練	ク	火災防御訓練
ケ	物資輸送配給訓練	コ	給水、炊き出し訓練
サ	指定避難所開設訓練	シ	各種復旧訓練

### (3) 参加機関

市、自治会、自主防災組織、防災関係機関、野田警察署、野田保健所(野田健康福祉センター)、野田市医師会、野田市歯科医師会、千葉県柔道整復師会野田・流山支部野田地区、消防団、交通安全協会、赤十字奉仕団、陸上自衛隊、民間協力団体等

### 2. 各種防災訓練

市は随時次の訓練を実施する。

(1) 初期消火訓練

市民等による初期消火活動を円滑に行うため、消火器、消火バケツ等を使用した消火訓練を実施し、消火活動の知識の修得を図るものとする。

### (2) 避難誘導訓練

市民が速やかに避難を行うために、機会をとらえ避難等について訓練を実施し、避難時の注意事項の周知と知識の修得を図るものとする。

### 震災編 災害予防計画 第2節 防災知識の普及啓発

#### (3) 救出·救護訓練

被災者保護のため、救急救助技術の習熟を図るとともに、これらを実施する上での注意事項等を含めた訓練を行い、知識及び技術の修得を図るものとする。

#### (4) 情報収集伝達訓練

震災時に情報連絡の有効な手段と考えられる無線機、自転車、バイク及び徒歩を考慮した 訓練を実施し、災害時に適切に対処できるようにするものとする。

### (5) 広報訓練

状況に応じた広報手段を考慮して訓練を実施し、災害時に適切に対処できるようにするものとする。

広報放送文はあらかじめ次の区分により用意するものとする。

- ア 揺れがほぼ収まった時に行うもの
- イ 地震後ある程度時間が経過してから行うもの
- ウその他

### (6) 非常招集訓練

市及び防災関係機関は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合必要な人員を早期に確保するため、状況を考慮した非常招集訓練を実施するものとし、職員動員のための連絡、参集、参集所要時間等の確認を行う。

### (7) 消防及び救助救急訓練

消防機関は、大震災並びに大規模な救急・救助事象等の災害規模に応じた現有消防力の合理的運用及び適確な災害防御活動に万全を期すため、防災関係機関並びに市民の協力を求め消防訓練を実施し、消火活動技術の習熟と防災及び救急知識の普及を図る。

#### ア消防訓練

毎年「防災の日」又はその前後並びに火災予防運動期間等に大地震による同時火災を 想定し、消防署及び消防団の合理的運用による訓練及び市民参加による初期消火訓練、避 難訓練等を併せて実施する。

### イ 救助救急訓練

震災その他多数の死傷者を伴う災害に際し、救急業務及びそれに付随する救助作業を 迅速かつ的確に行うため救助救急技術の習熟を図る。

### ウ総合訓練

消防署及び消防団との活動体制の連携を図るため、訓練項目の全部又は一部を選択し、消防署と消防団の合同訓練を計画実施する。

### 第3調査・研究

### 1. 防災関係機関との情報交換

危機管理部は、国、都道府県、区市町村、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、指 定地方公共機関における防災計画に関わる情報について、適宜、情報交換を行う。

#### 2. 防災に関する図書・資料等の収集・整理

危機管理部は、防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理を行う。

### 3. 専門的調査・研究の実施

危機管理部は、市の社会状況の変化、国の防災方針や災害予測に関する研究の進展に応じて防災アセスメントを実施し、災害危険箇所の把握に努め、防災広報や防災教育に活用する。

## 第3節 地盤災害予防対策

体 系	担当	関係機関
第1 土砂災害の防止	危機管理部	東葛飾土木事務所
第2 液状化対策	危機管理部、都市部、土木部	
第3 地籍調査の推進	土木部	

### 第1 土砂災害の防止

### 1. 土砂災害危険区域の公表

危機管理部は、県の調査による土砂災害危険箇所について、土砂災害ハザードマップの作成、広報紙への掲載、パンフレットの配布、ホームページの掲載等により、市民等に周知徹底を図る。

# 2. 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備、要配慮者利用施設における避難支援体制

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

### (2) 警戒避難体制の整備

危機管理部は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、警戒避難情報等の伝達方法を定める。

また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布やインターネットを利用するなどの必要な措置を講じるものとし、土砂災害警戒区域等の指定がされていないが市独自に危険であると判断した箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努める。

### (3) 要配慮者利用施設における避難支援体制

土砂災害警戒区域等内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対し、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難情報等の情報の伝達を定めるとともに、当該区域内における要配慮者に対する避難支援体制の確立に努める。

### 3. 急傾斜地崩壊対策

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、区域の指定を行う場合には、市と協議の上、急傾斜地法の規定により急傾斜地崩壊 危険区域の指定を行う。

### 〈急傾斜地崩壊危険区域指定基準〉

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの

- ア 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- イ 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- ウ 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるお

#### 震災編 災害予防計画 第3節 地盤災害予防対策

それのあるもの

#### (2) 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような 行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内において居室を有する建築物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築制限の徹底を図る。

#### (3) 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域市民等の協力が得られるものから順次、法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

また、県単緊急急傾斜地崩壊対策事業及び市が行う防止工事に対し、県費助成を行う。

#### (4) 急傾斜地崩壊危険箇所における施設整備の向上

県は、急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、①避難行動要支援者関連施設に係る危険箇所、②指定避難所や避難路を有する危険箇所、③がけの状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備を実施する。

### 4. 宅地造成地災害対策

県は、宅地造成工事の施工にあたっては、関係法令等の基準に基づき規制区域の指定等、 宅地工事の指導を行う。

### 第2液状化対策

### 1. 液状化に関する知識の普及

危機管理部は、県の「液状化しやすさマップ」、「揺れやすさマップ」、防災アセスメント調査の結果等を用いて、液状化の危険性を周知するハザードマップを作成し、周知を図る。また、パンフレットの配布等により建築物の液状化対策に関する知識の普及・啓発に努める。

### 2. 被害の防止

### (1) 建築物

市民等は、地盤の液状化が予想される地域においては、建築物等の被害を未然に防止するため、建築物の基礎、杭等について建築基準法に定められた構造基準への適合を図る。

### (2) 道路·橋梁

道路管理者は、橋台や橋脚周辺の地盤が液状化することが予想される橋梁については、長寿命化計画に基づき橋梁の定期的な点検、補修を実施するとともに、必要な補修を行う。

### (3)河川

河川管理者は、国土交通省で作成した各種施設の耐震点検マニュアルに基づき、堤防、水 門、桶管等の点検を行う。

### 震災編 災害予防計画 第3節 地盤災害予防対策

### 第3 地籍調査の推進

土木部は、災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧・復興に資するため、国土 十箇年計画に基づき県の支援を受けて地籍調査を実施する。

## 第4節 火災の防止

	体 系	担当	関係機関
第1	出火防止	消防本部	
第2	初期消火	消防本部	
第3	火災の拡大防止	消防本部	

### 第1出火防止

大地震時の出火は、同時多発であり消防機関の力だけでは、消火や救助が困難であるため、 市民一人ひとりが身の安全を守り、揺れが収まったら火の始末や電気のブレーカーが切れている ことを確認して出火防止を図り、初期消火及び延焼拡大防止のための体制づくりを行うとともに、 市民と消防が連携した火災予防対策を推進する。

また、危険物の漏えい、混触発火や市街地火災時の誘爆等に備え、関係法令に基づき危険物災害防止対策を推進する。

### 1. 火気使用設備器具の安全化

市民は、野田市火災予防条例第 18 条第 2 項で定める液体燃料を使用する器具について、地震等により自動的に消火又は燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用する。

### 2. ガス器具等の安全化

(1) プロパンガス

消防本部は、建物倒壊時の末端設備器具の安全化を図るため、ボンベの転倒防止策、地震発生時の元栓閉鎖等、漏洩による出火防止対策を防災訓練、講演会や広報媒体を通じ市民に普及浸透を図る。

(2) 都市ガス

ガス会社は、防災計画でガス受入の中止、送出バルブの閉鎖による供給停止及びガスの放散等を講じている。

なお、消防本部は、末端消費設備器具の安全化を図るために自動的に供給を遮断する装置を取り付けるよう提言している。

#### 3. 危険物の安全化

消防本部は、危険物施設に対し災害発生時の安全を図るため消防法、危険物の規制に関する政令、同規則及び野田市火災予防条例等に基づく指導の強化を図るため、次の対策を進める。

- (1) 危険物施設等の所有者、管理者に対する設備等への安全装置付設の指導
- (2) 危険物施設等の所有者、管理者に対する応急措置・復旧を定めた計画作成の指導
  - ア 施設の応急点検の実施
  - イ 危険物の流出等の際の消防・警察等への通報
  - ウ 付近の市民等への広報及び避難誘導
  - エ 自衛消防組織等職員の活動体制
  - オ 関係機関との連携体制等
- (3) 査察指導の強化

野田市内の危険物施設等の防火対策について、各事業所の査察指導を強化し、地震時における出火危険を排除するとともに、安全基準の遵守と適正化を図る。

#### 震災編 災害予防計画 第4節 火災の防止

#### 4. 出火防止知識の普及

消防本部は、各家庭及び事業所における地震時の出火防止措置体制を強化するため指導体制 や施策を整備し、市民の自主防災意識の高揚と出火時の行動力の向上を図る。

(1) 防火映画等による普及

防火映画及び防災スライド等を各種集会時等に上映し、視覚による防災知識の普及を図る。

(2) 印刷物による普及

防災に関する各種印刷物を学校、自治会、各種団体等を通し広く市民に配布するとともに 市報等により普及啓発を行う。

### 5. 多数の者を収容する建築物の防火対策

消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

- ア 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施
- イ 消火、通報、避難等の訓練の実施
- ウ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施
- エ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
- オ 従業員等に対する防災教育の実施

### 6. 化学薬品等の出火防止

消防本部は、出火等のおそれのある化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立 入検査を定期的に実施し、保管の適正化の指導を行う。

### 7. 消防同意制度の活用

消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

### 第2初期消火

消防本部は、同時多発が予想される火災に対応し、延焼拡大の阻止を図るため市民及び事業所の自主的な消火活動又は隣保共助等自主防災体制の強化を図るため、次の諸施策を推進する。

### 1. 消防用設備の適正化

消防用設備等の適正な設置指導を行うとともに、防火対象物に設置された消防用設備等の耐震性の強化と、出火時に有効に機能するよう維持管理の徹底を図る。

### 2. 消火器等の普及

(1) 消火器の配備

震災時における火災予防対策の一環として消火器を各世帯に設置するようPRに努め、初期消火活動体制の強化を図る。

(2) 事業所等における消火器具の普及

商店、小規模事業所等における初期消火体制を確立するため、それぞれの形態に応じ消火 器具を設置するよう指導する。

### 3. 住宅用火災警報器等の普及促進

住宅用火災警報器の住宅への設置促進、防炎製品の活用の啓発を図る。 さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携して、感震ブレーカー

### 震災編 災害予防計画 第4節 火災の防止

の設置について啓発し、通電火災防止対策を推進する。

#### 4. 一般家庭に対する指導

消防本部は、自治会、自主防災組織等の各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適 正化及び消火器具等の普及と取扱い方法について指導を行い、地震火災の心得の普及及び徹 底を図る。

また、市民等に対して初期消火に関する知識、技術の普及、初期消火訓練の指導を行う。

### 第3 火災の拡大防止

### 1. 消防力の強化

### (1) 常備消防の強化

消防本部は、消防力を震災時においても最大限有効に活用するため、震災の態様に応じた消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め体制の確立を図る。

また、住宅地の拡大や人口の増加に対して、「消防力の整備指針」(消防庁)にあわせて 資機材の充実、職員の適正な確保、配置に努める。

### (2) 消防団の強化

消防本部は、消防団の強化・活性化を図るため、資機材等の装備の整備拡充を図る。 また、次の点に留意して消防団員の確保を図る。

- ア 消防団に関する市民意識の高揚
- イ 処遇の改善
- ウ 消防団の施設・装備の改善
- エ 女性消防団員の積極的確保、能力活用等
- オ機能別消防団員の推進

#### (3) 消防水利の整備

震災時においては、消火栓は水道施設の被害等により断水又は大幅な機能低下を被るおそれがある。そのため、消防本部は、耐震性貯水槽等の整備や自然水利の活用等、消防水利の計画的な整備を図る。

### (4) 広域応援体制の整備

消防本部は、消防組織法第 39 条の規定による千葉県広域消防相互応援協定の運用について、相互の連絡体制等を把握し、各種災害に迅速な対応ができるようにする。

## 第5節 地震に強いまちづくり

体 系	担当	関係機関
第1 市街地の不燃化・耐震	都市部、市民生活部、	
化	福祉部、自然経済推進部	
第2 道路・橋梁等の安全化	土木部	東葛飾土木事務所、千葉国道
		事務所、江戸川河川事務所、
		利根川上流河川事務所
第3 公共施設の整備	生涯学習部、各部	
第4 ライフライン施設の耐	水道部、土木部	東京電カパワーグリッド株式
震化		会社、野田ガス株式会社、公
		益社団法人千葉県LPガス協
		会野田支部、NTT東日本株
		式会社、東武鉄道株式会社

### 第1 市街地の不燃化・耐震化

### 1. 建築物の不燃化の促進

都市部は、市街地における延焼防止を図るため、建築物が密集し震災により多くの被害を 生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又 は準耐火建築物の建築を促進する。

都市部は、大規模な地震等に伴い発生する火災から市民等の生命・財産を守るため、建築 基準法第22条の規定に基づき屋根の不燃化の指導を進め建築物の不燃化を促進する。

市民生活部は平時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

#### 2. 防災空間の整備・拡大

自然経済推進部は、都市緑地法に基づき、緑地保全地区を指定し、良好な緑地を保全し、 生活環境を整備するとともに、都市における火災の防止に役立てるものとする。

また、防災都市づくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、併せて火災に強い樹木の植栽を行い、防災効果の高い公園の整備に努める。

道路については、災害時の避難路や緊急輸送路、消防など緊急活動の基盤となるとともに、 大規模火災の延焼を防ぐ防災空間として重要な役割を果たすことから、都市計画道路などの 整備を推進する。

### 3. 既存建築物の耐震化

都市部は、「野田市耐震改修促進計画」(令和3年3月 改定)に基づき、住宅及び特定 建築物、公共施設の耐震化を行う。

- (1) 住宅及び特定建築物の耐震化
  - ア 地震ハザードマップを用いた啓発、知識の普及
  - イ 相談体制の整備・情報提供の充実
  - ウ パンフレットの配布、相談会の開催等
  - エ リフォームに合わせた耐震改修の誘導策
  - オ 自治会等との連携
- (2) 公共施設の耐震化

#### 震災編 災害予防計画 第5節 地震に強いまちづくり

市有建築物については、可能な限り全ての施設の耐震改修を行うように努める。

(3) 県、関係団体との連携

県及び建築関連団体と連携して耐震改修促進法による指導、助言等を行う。

### 4. 生活空間の危険性の除去

(1) ブロック塀等の安全対策

都市部は、県と連携して「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱」(昭和58年9月 千葉県)に基づき、次の対策を実施する。

- ア 市民等に対するブロック塀等の転倒防止への注意の啓発
- イ ブロック塀等の倒壊危険箇所の把握
- ウ 危険なブロック塀等の所有者への改善指導
- エ 小学校・中学校の通学路に面したブロック塀等の点検パトロール
- (2) 落下物 · 倒壊物対策

都市部は、県と連携して「千葉県落下物防止指導指針」(平成2年 11 月 千葉県)に基づき、窓ガラスや外装材、屋外広告物等の落下を防ぐために、次の対策を講じる。

- ア 市民に対する落下物防止の注意啓発
- イ 落下の危険がある箇所の把握
- ウ 落下の危険がある箇所の所有者への改善指導
- (3) 家具・大型家電の転倒防止

危機管理部は、家具・大型家電の転倒による被害を未然に防ぐため、ホームページ、広報 紙、防災イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性の啓発に努める。

(4) 高齢者・障がいのある人への支援

福祉部は、地震災害から高齢者及び障がいのある人の生命及び財産を守るため、支援を必要とし、自ら家具転倒防止器具の取り付け等が困難な高齢者、障がいのある人の世帯に家具転倒防止器具の無償取付けを行う。

(5) 市の助成制度等の周知

市は地震災害から市民の生命及び財産を守るため、戸建て木造住宅の耐震診断費及び耐震改修工事費の助成制度等について、広報やホームページ等で周知を図るものとする。

### 第2 道路・橋梁等の安全化

### 1. 道路

(1) 市の対策

土木部は、区間に応じた地震その他の災害に対する補強整備を必要に応じ行う。道路の路面の損傷については、逐次補修し災害の防止に努める。特に緊急輸送道路となる可能性のある路線については、より一層の安全性を高めるよう順次必要な整備を行う。

(2) 県の対策

区間に応じた地震その他の災害に対する補強整備を必要に応じ行う。道路の路面の損傷については、逐次補修し災害の防止に努める。特に緊急輸送道路については、必要な輸送機能を確保できるよう耐震対策を最優先に実施する。

(3) 国の対策

道路施設の耐震性については、示方書、基準、指針等をはじめ、既往震災の教訓を考慮した設計施工を行っている。また、地震に対する補強整備を行っている。

### 2. 橋梁

(1) 市の対策

土木部は、管理橋梁の長寿命化に努めるとともに、転落防止等の対応を行い、地震災害時

### 震災編 災害予防計画 第5節 地震に強いまちづくり

の避難、緊急物資の輸送に支障がないようにする。

#### (2) 県の対策

県は、管理橋梁の長寿命化に努めるとともに、既設橋梁の耐震対策を進め、地震災害時の 避難、緊急物資の輸送に支障がないようにする。

#### (3) 国の対策

(2)の県の対策と同様による。

### 3. 河川

河川管理者は、河川施設の耐震化を図る。

### 第3 公共施設の整備

各種防災活動の拠点となるべき市の施設は、補強の必要性の高いところについて、計画的な 改修・補修工事を行い、耐震・耐火性能の維持・強化を図る。

### 1. 機能の確保

各部は、市庁舎等の防災上重要な公共施設の非常電源や無線機等の設備を整備する。 また、事務用家具・備品類の固定、危険物等の引火性物質の安全管理、防災設備の作動点 検等を行い、普段からできる限りの危険の排除に努める。

#### 2. 小中学校の施設整備

生涯学習部は、市立小・中学校の施設整備において、児童・生徒の安全確保、指定緊急避難場所、地域における防災活動拠点としての災害対応力を充実・強化する。

- (1) 防災用MCA無線の活用
  - 各校に配備された防災用MCA無線機の操作方法を周知しておく。
- (2) 塀の生け垣化
  - 敷地を囲むブロック塀・万年塀を解消するとともに、難燃性の植樹を実施する。
- (3) 安全ガラス化及び窓ガラスの飛散防止 窓ガラスの割れと落下による被害を軽減するために、窓ガラス(強化ガラスを含む)に飛 散防止フィルムを装着する。
- (4) 耐震化
  - 校舎の整備について、必要に応じて耐震化を図る。
- (5) 通信環境の整備

避難所運営での情報手段や避難者へ情報提供するために、体育館に公衆無線 LAN (Wi-Fi スポット) を整備する。

(6) 体育館の空調設備の整備

災害時の避難所として使用する体育館について、避難者の熱中症を予防し、避難所における環境の向上を図るため、空調設備を整備する。

### 第4 ライフライン施設の耐震化

各ライフライン事業者は、事業計画等に基づき施設の耐震性及び代替性の確保等の対策を推 進する。

### 1. 上水道施設

水道部は、上水道施設の耐災害性を強化するため老朽化施設の補修・改良を進めるとともに、施設の常時監視・点検を強化して保全に努め、災害発生に伴う被害を最小限にとどめる。

(1) 取導水施設

取導水施設の常時監視を実施して保守に努める。

(2) 浄水場·配水場施設

浄水場・配水場施設の常時監視を実施して保守に努めるとともに、二次災害の防止を図る。 特に、下流側の配水管の破損による貯留水流出を防止し、応急用給水源を確保するために、 浄配水場に緊急遮断弁等の流出防止装置を順次整備する。

(3) 送配水管施設

経年管の取り替えを計画的に進める。

(4) 非常用の揚水施設の整備

震災により給水供給が停止した場合、浄水場・配水場の貯水量だけでは給水用水が不足するため、中根配水場やその他適切な場所に耐震性非常用井戸を整備し、この場所を給水拠点として飲料水の確保を図る。

(5) 図面等の整備

災害時における応急復旧及び給水活動を迅速かつ円滑に行うために図面の充実を図る。 なお、図面は分散保管する。

#### 2. 下水道施設

土木部は、ポンプ場、幹線管菓等の主要構造物を、地震等の災害に耐えられる構造にするとともに、管渠の点検を行って現状を把握し、不良部分については、清掃、浚渫、補修及び改良に努め、地震等による機能の麻痺を最小限にとどめる。

また、応急復旧に当たっては、関係業者の協力を得られるように、災害時の協力協定を締結する。

(1) ポンプ場施設等

電気設備、機械設備をはじめ施設全般の保守点検に努め、機能保全のための対策を行う。

(2) 管路施設

定期的パトロールを実施するなど、常時保守点検に努め、機能保全を図るとともに、老朽 管の改良等を行う。

(3) 図面等の整備

災害時における応急復旧活動を迅速かつ円滑に行うために図面の充実を図る。 なお、図面は分散保管する。

### 3. 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、地震時における電力供給確保の観点から電気事業者が実施する電力施設の耐震性の確保及び代替電力の確保に協力して、これらの推進に努める。

#### 4. ガス施設

野田ガス株式会社は、ガス受入設備、ガス供給設備などのガス施設そのものを地震災害に強いものとするとともに、供給系統の多重化・拠点の分散、臨時供給設備の整備及び緊急遮

### 震災編 災害予防計画 第5節 地震に強いまちづくり

断装置の設置を推進することにより、二次災害の発生の防止に努める。

### 5. 液化石油ガス

LPガス販売業者は、県の指導により転倒・転落防止措置及びマイコンメーター等の安全 器具の普及に取り組み、消費者に対しては地震時の元栓閉止等の行動の啓発を図る。

### 6. 通信施設

NTT東日本株式会社は、通信施設の耐震化を図るとともに、施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう二次的な通信施設の整備を図る。

### 7. 鉄道

東武鉄道株式会社は、被害を最小限にするために、構造物耐震性・耐水性の強化、情報連絡設備の充実、復旧体制の整備を行う。

## 第6節 防災施設の整備

	体 系	担当	関係機関
第1	指定緊急避難場所の整備	危機管理部	
第2	避難路の整備	土木部、都市部	
第3	ヘリコプター臨時離発着	危機管理部	
場	島の整備		

### 第1 指定緊急避難場所の整備

### 1. 指定緊急避難場所の指定及び解除

現在、指定緊急避難場所として、学校や公園等が指定されている。

危機管理部は、今後、人口分布や指定緊急避難場所周辺の防災環境の変化や公共施設の設置状況等に応じて新たな指定緊急避難場所の指定、選定済みの指定緊急避難場所の解除を行う。

また、指定緊急避難場所に指定した建物(指定避難所)での生活が困難な避難行動要支援 者等に対応するため、福祉避難所を指定する。

### 2. 指定避難所の整備

危機管理部は、指定緊急避難場所に指定した建物(指定避難所)については、「災害時に おける避難所運営の手引き」(令和7年1月改定 千葉県)により、次のような設備の整備 に努める。

- (1) 対象地域の市民等を収容できる規模で、かつ、耐震化及び液状化対策を実施する。
- (2) 必要に応じ井戸、給水タンク、仮設トイレ、洋式トイレ、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、空調、照明、テレビ・ラジオ等の避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

なお、トイレ環境の整備に当たっては、簡易トイレ、トイレカー等により快適なトイレの 設置に配慮するよう努めるものとする。

- (3) 通信機器等施設・設備の整備に努める。
- (4) 指定避難所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資や感染症対策を含む避難所運営に必要な資機材、家庭動物の飼養に関する資材等の備蓄に努める。
- (5) 避難生活の長期化、高齢者、障がいのある人等の避難行動要支援者に対応するため、避難行動要支援者に特別の配慮をするための避難施設の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。また、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。
- (6) 間仕切りや照明等、女性に特に配慮した被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。
- (7) 指定避難所の効率的な管理のために、野田市避難所運営マニュアルを周知し、適切な避難所運営を図り、必要に応じて適宜見直す。
- (8) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、在宅避難者が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。
- (9) 車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、車中泊避難を 行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討する。その際、車中 泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に

#### 震災編 災害予防計画 第6節 防災施設の整備

努める。

(10) 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。

### 3. 指定避難所を補完する避難施設

危機管理部は、指定避難所だけでは被災者を収容できない場合に備え、市内のゴルフ場と 協定を締結し、指定避難所を補完する避難施設としての活用を図る。

### 4. 指定緊急避難場所の周知

危機管理部は、災害時に被災者が安全に指定緊急避難場所に避難できるよう、平常時から 指定避難所の所在地、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、市報、防災ハンドブッ ク、地震ハザードマップ、市ホームページ等により周知を行う。

### 第2 避難路の整備

土木部、都市部は、指定緊急避難場所へ安全に避難できるよう、避難路の安全性の点検及び 避難誘導標識の設置等、整備に努める。なお、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する 場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場 所であるかを明示するよう努める。

また、歩道や火災延焼防止効果のある街路樹等の整備を推進する。

### 第3 ヘリコプター臨時離着陸場の整備

危機管理部は、物資や傷病者の搬送のために、ヘリコプター臨時離着陸場の指定及び見直し を図る。

特に、使用の際に混乱が予想される医療救護所及び指定避難所の臨時離着陸場については、避難市民の安全性等を考慮し指定緊急避難場所と臨時離着陸場の区別等所要の措置を講じる。

## 第7節 応急対策の環境整備

項目	担当	関係機関	
第1 備蓄・物流対策	危機管理部		
第2 救急・救護・保健衛生	消防本部、健康子ども部、危	野田市医師会、野田保健所	
体制の整備	機管理部	(野田健康福祉センター)、	
		救急病院等医療機関	
第3 給水体制の整備	水道部、危機管理部		
第4 緊急輸送体制の整備	危機管理部、土木部		
第5 ボランティア受入れの	福祉部		
ための環境整備			
第6 広域応援体制の整備	危機管理部		

### 第1 備蓄・物流対策

### 1. 家庭や事業所等における備蓄の促進

危機管理部は、各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄について、最低3日分以上の食料や飲料水、生活必需品、マスク等の衛生用品を備蓄することについて知識の普及啓発を図る。

特に、家族に避難行動要支援者や食物アレルギーを持つ家庭では、介護用具、医薬品、医療用器材、専用食料などの備蓄を行うようにする。

### 2. 行政備蓄の整備

#### (1) 備蓄の推進

危機管理部は、市役所、欅のホール、いちいのホール、北・南コミュニティセンター及び 福田公民館、東部公民館、川間公民館、二川公民館、関宿中央公民館に設置してある備蓄倉 庫並びに旧農協旭支店倉庫、三ツ堀備蓄倉庫及び瀬戸備蓄倉庫の計 13 箇所に、備蓄品の整 備を図る。

### 〈備蓄目標の設定〉

- ・地震発生後4日目からは救援物資等で確保が可能と想定し、3日間を備蓄で対応する。なお、大規模災害時の混乱時であることを考慮し1日2食とする。
- ・建物倒壊により自宅から家庭内備蓄を取り出すことができない避難者を対象とする。
- ○食料 (一般) 93,670 人×81.8%×70%×2食×90%= 96,543 食
- ○食料(要援護者用:おかゆ、粉ミルク) 93,670 人×18%×70%×2食×90%= 21,244 食
  - ※ 93,670 人=3日間の延避難者数81.8%=3~69歳の人口比、18%=左記以外の人口比70%=家庭等備蓄利用者を3割と想定することによる市の備蓄割合90%=県が1割備蓄することによる市の備蓄割合
- ○飲料水 93,670 人×70%×2本×90%=118,024本
- ○毛布 37,464人×50%×90%=16,588枚
  - ※ 37,464 人=最大避難者数
  - ※ 50%=家庭等備蓄利用者を5割と想定することによる市の備蓄割合

### 震災編 災害予防計画 第7節 応急対策の環境整備

- $\bigcirc$ トイレ 37,464 人×95,45%÷60 基×90%=536 個
  - ※ 95.45%=おむつ利用者分除く
  - ※ 60 基=60 人に1 基を想定
- ○生理用品 93,670 人×17.41%×50%÷4×6 枚×90%=11,007 枚 ※ 17.41%=全人口のうち 12~51 歳の女性の割合 (27,358/157,183 人)
- ○紙おむつ(乳幼児) 93,670 人×3.18%×50%×6 枚×90%=8,042 枚 ※ 3.18%=0~3 歳の割合(4,995/157,183人)
- ○紙おむつ (大人:パンツ型) 93,670 人×1.37%×50%×2 枚×90%=1,154 枚 ※ 1.37%=要介護 3 以上の割合 (2,153/157,183 人)
- ○紙おむつ(大人: 尿漏れパット) 93,670 人×1.37%×50%×6 枚×90%=3,464 枚
- ○防水シート 37,464 人×50 枚÷300 人=6,244 枚
- (2) 民間との協定締結

危機管理部は、民間流通事業者との協定等により食料・飲料水・生活必需品等を確保できるようにする。

また、物資の集積拠点を選定し、大量な物資の仕分けや指定避難所への輸送等について民間物流事業者と連携するなどの体制整備に努める。

(3) 県との情報の共有

県は、市町村の備蓄を補完及び災害応急活動を円滑に実施するため、千葉県西部防災センターを含め、県下 13 箇所及び県内 10 市町村に分散して物資等を備蓄している。

危機管理部は、「物資調達・輸送調整等支援システム」により備蓄情報を共有化し、県の 備蓄等の活用を図る。

#### 3. 指定避難所への備蓄

危機管理部は、災害時の指定避難所となる小・中学校等に食料、毛布など防災用品の備蓄 を図る。

### 第2 救急・救護・保健衛生体制の整備

#### 1. 市民等の救護能力の向上

消防本部は、市民等の自主救護能力を向上させるために、普通救命講習会や地域防災訓練において救命講習等を実施し、応急手当の知識・技術の普及活動を行う。

### 2. 応急医療体制の整備

(1) 応急救護体制の整備

健康子ども部は、野田市医師会等と連携し応急体制に必要となる医療救護所や後方医療機関を確保する。また、野田市医師会との協議により医療救護所の設置場所を定める。

(2) 協力体制の構築

健康子ども部は、野田市医師会、野田保健所(野田健康福祉センター)等の関係機関と応 急医療体制の整備や訓練等の協議を行う場を設け、応急医療体制の充実・強化を図る。

日本赤十字社千葉県支部及び救急病院等医療機関との相互協力体制を確立する。また、 健康子ども部は、医師会等と協議し応急医療活動を効果的に行うために必要な「災害時医 療救護活動マニュアル」を策定する。

(3) 医薬品等の確保

健康子ども部は、災害時の応急医療救護活動において必要な医薬品について医療救護所を

#### 震災編 災害予防計画 第7節 応急対策の環境整備

設置する医療機関に備蓄するほか、野田市医師会、野田市歯科医師会、野田市薬剤師会等関係団体と協力し医薬品及び医療資器材の確保・供給体制の整備に努める。また、県が千葉県 医薬品卸協同組合等と締結した災害協定に基づき、市内の医薬品等が不足した場合等に円滑 に供給されるように、県への要請や市内の受入れ体制等の整備に努める。

危機管理部は、医療救護所を設置する医療機関に、医療救護所の設置に必要なテント、発電機及び防災用MCA無線機を整備するとともに、備蓄倉庫に毛布等を備蓄する。

### (4) 非常電源の整備促進

大規模停電時等における医療機能の確保、入院患者の人命確保のため、市内の医療機関の 非常用電源の整備、強化を促進する。

#### (5) 参集体制等の整備

健康子ども部は、医療救護所における応急処置や負傷者のトリアージ等の医療救護活動を 行う医療救護班の編成を行うため、野田市医師会、野田市歯科医師会、千葉県柔道整復師会 野田・流山支部と協議し参集方法等の初動医療体制の確立を図る。

また、野田市医師会、野田市歯科医師会、千葉県柔道整復師会野田・流山支部は、災害時に備えた緊急連絡網の整備を行う。

### (6) 災害医療コーディネーター

市長は、野田市医師会から災害医療に精通した者の推薦を受け、災害医療コーディネーターを委嘱する。

(災害医療コーディネーターの主な業務)

### ア平時

○健康子ども部長に災害医療体制の整備、災害医療に関する訓練に関し助言を行う。

### イ 災害時

- ○救護本部において救護本部長に助言及び調整を行う。
- ○野田市医師会、野田市歯科医師会、野田市薬剤師会、千葉県柔道整復師会野田・流山支部等の救護活動団体に指示及び調整を行う。

#### (7) 調剤業務の事業継続の推進

薬剤師会は、災害による被害を最小限に留める対策を図り、発災後は速やかに調剤業務の 再開が行えるよう会員の業務継続計画の策定を推進する。

### 3. 保健衛生体制の整備

野田保健所(野田健康福祉センター)は、平時から健康子ども部と連携して、避難所等における感染症等の予防活動や心のケア等のチーム編成等の体制の整備に努める。

### 第3 給水体制の整備

### 1. 給水資機材の整備

水道部は、被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水用資機材の整備・充実を図る。

#### 2. 井戸の活用

危機管理部は、災害時における応急給水を補完するため、民間の井戸による災害時協力井戸の登録を推進する。

### 3. 受水施設の活用

受水設備のある施設については、施設管理者が給水設備(蛇口)を整備し、直接給水を可能とする。

### 第4 緊急輸送体制の整備

#### 1. 緊急輸送道路の指定

危機管理部は、県の緊急輸送道路と防災拠点となる施設を結ぶ道路を、市緊急輸送道路と して指定する。

#### 2. 輸送拠点の整備

危機管理部は、救援物資の受入れ及び管理を行うための物資集積場所を指定し、保管場所、 輸送車両の進入ルート、駐車場所等について検討する。

### 3. 車両等の確保体制の整備

危機管理部は、市有車両について緊急輸送車両の事前申請を野田警察署に行う。 また、災害発生時の物資の輸送等をするために必要な車両及び燃料の調達体制を整備する。 土木部は、災害の応急措置に関わる関係機関へ使用可能な車両の台数等を把握しておく。

### 4. 関係業者の協力体制

土木部は、緊急輸送道路等の応急復旧、がれき撤去及び放置車両の移動等を行うに当たり、 関係業者の協力体制が確実に得られるように協定内容を双方で確認するとともに、必要な訓 練を行う。

### 第5 ボランティア受入れのための環境整備

### 1. 受入れ体制等の整備

福祉部は、災害時のボランティアの受入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるよう野田市社会福祉協議会等の関係団体と協議して、災害ボランティアセンターの設置場所、必要な資機材の確保、運営方法等の受入れ体制を整備する。

また、野田市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

### 2. ボランティア意識の啓発

福祉部は、「防災とボランティアの日」(1月 17 日)及び「防災とボランティア週間」(1月 15 日 $\sim$ 21 日)を中心に県で実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、ボランティア意識の啓発を図る。

また、「防災の日」(9月1日)及び「防災週間」(8月30日~9月5日)を中心に実施する防災訓練等に市民等とボランティア団体等の参加を求めることにより、ボランティア活動に対する啓発と連携を強化する。

### 3. ボランティアの育成

福祉部は、ボランティア団体等に対し、県、日本赤十字社千葉県支部等が開催する研修会や講習会への参加を促し、防災ボランティアリーダーや災害ボランティアコーディネーターの養成に努める。

### 震災編 災害予防計画 第7節 応急対策の環境整備

### 第6 広域応援体制の整備

### 1. 広域応援協定の締結

危機管理部は、大規模な災害を想定して、遠隔地の市町村と相互応援協定の締結を図る。 また、災害の想定等により、必要に応じて近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所 を近隣の市町村に設けるよう、検討する。

### 2. 受入れ体制の整備

危機管理部は、災害の想定等に応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えた受援計画を定めるよう努めるものとする。

## 第8節 避難行動要支援者の安全確保対策

項目	担当	関係機関
第1 避難行動要支援者対策の	企画財政部、福祉部、健康子	野田市社会福祉協議会、地区
方針	ども部、消防本部	社会福祉協議会、野田警察
		署、消防団
第2 避難行動要支援者への対	企画財政部、福祉部、健康子	野田市社会福祉協議会、地区
策	ども部、学校教育部、消防本	社会福祉協議会、野田警察
	部	署、消防団
第3 社会福祉施設等における	福祉部、健康子ども部	
防災対策		
第4 外国人への対策	企画財政部	

### 第1 避難行動要支援者対策の方針

「避難行動要支援者」とは、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人、難病患者等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

避難行動要支援者対策は、次のような基本的な考え方に基づき、避難行動要支援者の災害時の安全な避難を確保するために必要な施策を「野田市避難行動要支援者支援プラン(仮称)」に 基づき対策を推進する。

## 第9節 帰宅困難者対策

項目	担当	関係機関
第1 一斉帰宅の抑制	危機管理部	東武鉄道株式会社
第2 帰宅困難者の安全確保	危機管理部	

### 第1 一斉帰宅の抑制

### 1. 基本原則の周知・徹底

危機管理部は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を行う。 また、企業、学校等に対し、従業員、教職員・児童生徒等を一定期間収容するための食料・飲料水、及び生活必需品及び医薬品等の備蓄や家族を含めた安否確認等の体制整備や、各種訓練を実施するように要請する。

### 2. 安否確認手段の普及・啓発

危機管理部は、災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板web171、災害用ブロードバンド 伝言板、X (旧:ツイッター)・フェイスブック等の SNS、一般電話に頼らない安否確認手段 について、平常時から体験することで、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行う。 また、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

### 3. 情報連絡体制

危機管理部は、東武鉄道株式会社と交通機関停止時の旅客の避難対応について協議を行う。

### 第2 帰宅困難者の安全確保

危機管理部は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮した上で、駅周辺の滞留者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定し、周知を図る。民間施設については、当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定する。

また、施設における情報提供や物資の備蓄の在り方についても検討する。

第3章 災害応急対策計画

## 第1節 応急活動体制

	項目	担当	関係機関
第1 ī	市の防災体制の確立	総括班、対策要員部班、各班	
第2	災害対策本部設置前の体	総括班	
制			
第3	災害対策本部の体制	総括班、対策要員部班、各部	
第4	災害対策本部解散後の体	総括班	
制			

### 第1 市の防災体制の確立

### 1. 防災体制

本市の防災体制は、次のとおりである。

配備体制		配備基準	配備人員
災 害 <u></u>	第1配備	(1) 市内で震度4又は長周期地震動階級3 以上の地震を観測し、市長が必要と認め たとき	・危機管理課職員 (※)
災害対策本部設置前警戒配備体制	第2配備	<ul><li>(1) 市内で震度5弱の地震を観測したとき (自動配備)</li><li>(2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき</li><li>(3) その他の状況により市長が必要と認めたとき</li></ul>	<ul><li>・危機管理課職員</li><li>・係長相当職以上の職員及び班長(課長)が指定する必要な職員</li><li>・避難所所長が指定する職員</li></ul>
災害対策本部設置後非常配備体制	第1配備	<ul><li>(1) 市内で震度5強の地震を観測したとき (自動配備・本部自動設置)</li><li>(2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき</li><li>(3) その他の状況により市長が必要と認めたとき</li></ul>	・全職員(自動配備) (配備後被害状況に応じ て3分の1の職員で対 応)
	第2配備	<ul><li>(1) 市内で震度6弱の地震を観測したとき (自動配備・本部自動設置)</li><li>(2) その他の状況により市長が必要と認め たとき</li></ul>	・全職員(自動配備) (配備後被害状況に応じ て2分の1の職員で対 応)
	第3配備	<ul><li>(1) 市内で震度6強以上の地震を観測したとき(自動配備・本部自動設置)</li><li>(2) その他の状況により市長が必要と認めたとき</li></ul>	・全職員(自動配備)

なお、自動配備、本部自動設置とは、勤務時間外において市長の指令がなくとも各職員が情報を収集し、あらかじめ定められた場所に参集し対応を開始することである。

勤務時間内においては、まずは自衛消防隊としての活動等による各施設の来庁者等の 安全確保を行った後に、災害対策本部の配備体制による業務にあたる。

#### ※配備の特例措置

- 1 配備体制を強化する必要があると市長が認めた場合は、より上位の配備計画を指示することができる
- 2 各部局の基準と判断で必要な対応業務を実施する

### 2. 動員 配備

(1) 配備の決定

自動配備以外の場合は、危機管理部長から市長へ情報を伝達し、市長が配備を判断する。

(2) 動員の方法

勤務時間内は、庁内放送及び電話連絡等により情報の伝達を行う。各部長は、この情報に 基づき、必要な職員の動員・配備を行う。

勤務時間外で、自動配備に該当する場合は、原則として動員連絡は行わない。該当職員は、 震度等に応じて、動員指令を待つことなく自ら所定の部署に参集する。

勤務時間外で市長の決定による配備は、危機管理部長から各部長に情報の伝達を行う。各部長は、この情報に基づき、必要な職員の動員・配備を行う。

### 3. 配備場所

配備場所は、あらかじめ定められた場所とする。

### 4. 動員報告

参集した職員は所属単位ごとに対策要員部班へ参集報告を行う。

### 5. 消防団員の動員

災害対策本部を設置した場合、本部長は、消火・救助班を通じ、電話等を利用して速やか に消防団長に伝達する。

消防団長は、市長から災害対策本部の設置に伴う配備体制の連絡を受けたときはただちに 出動できる体制を確立するよう各分団長に対し、防災無線、口頭、電話等を利用して指示す る。

### 第2 災害対策本部設置前の体制

警戒配備体制は、各課での災害対応及び事務局への情報収集等を実施する。組織、所掌事務は、災害対策本部に準ずるものとする。

### 第3 災害対策本部の体制

### 1. 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置

市長は、次の基準に達した場合は、災害対策本部を設置する。

### 〈災害対策本部の設置基準〉

- ア 市内で震度5強以上の地震を観測したとき(自動配備・本部自動設置)
- イ 東海地震予知情報(警戒宣言)が発表されたとき
- ウ その他の状況により市長が必要と認めたとき

### (2) 設置場所

災害対策本部は、市役所本庁舎に設置する。市庁舎が被災した場合は、中央公民館、欅のホールの順に設置する。

### (3) 本部設置又は廃止の通知

災害対策本部を設置又は廃止した場合、電話その他適当な方法により県及び防災関係機関に通知する。

なお、設置した場合は、必要に応じ各機関に対し本部連絡員の派遣を要請する。

#### (4) 現地災害対策本部

本部長は、応急対策を実施する上で必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

#### (5) 支部連絡所の設置場所及び活動内容

災害対策本部を設置した場合は、状況に応じて支部連絡所を設置する。

	関宿北部地区…関宿公民館	関宿中部地区…いちいのホール				
	関宿南部地区…木間ケ瀬公民館	川間地区…川間公民館				
設置場所	北部地区…北コミュニティセンター	中央地区…中央出張所				
	東部地区…東部公民館	南部地区…南コミュニティセンター				
	福田地区…福田公民館					
	支部長・副支部長(4人)・情報員・	・通信員を置く。				
	支部長は支部連絡所の事務を統括し職員を指揮監督する。					
	支部長に事故があるときは、副支部長	長がその職務を代理する。				
	・担当区域の情報収集に関すること	こ及び情報伝達に関すること				
活動内容	・担当区域の現状把握と対応策の検討					
	・指定緊急避難場所への通信連絡に関すること					
	・指定緊急避難場所外の避難住民への対応に関すること					
	・本部長の指示により職員の配置替えについて					
	・市外居住職員の配置					

### 2. 災害対策本部の運営

#### (1) 職務権限

本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長不在の場合は、副市長、教育長、理事、局長、危機管理部長の順により権限を委任する。

### (2) 本部会議

災害に関する応急対策及び必要な事項を協議するため本部会議を置く。本部会議は、本部 長、副本部長、本部員(災害対策本部 組織図の統括責任者)で構成し、必要に応じ本部事 務局員及び連絡員を出席させることができる。

#### 〈本部会議の協議事項〉

- ア 災害対策本部の配備体制の変更に関すること
- イ 避難情報の発令及び警戒区域の設定に関すること
- ウ 災害救助法の適用に関すること
- エ 自衛隊、千葉県、他市町村及び公共機関等への応援要請に関すること
- オ 災害対策経費の処理に関すること
- カ その他災害対策の重要事項に関すること

#### (本部事務局)

災害対策本部に本部事務局を置く。本部事務局は、情報の管理、各部の活動状況の把握及 び本部会議の運営を行う。

また、本部連絡員は、各部から指名し、本部員の指示及び伝達事項について連絡調整を行う。

### (3) 分掌事務

各部長は、本部長の命を受け部内の業務を掌握し、所属の職員を指揮監督する。

### (4) 長期化への配慮

対策要員部班は、災害対応の長期化に備え、ローテーションを組んで対応にあたる等、災害対応従事者の健康を確保する。

### (5) 災害対策本部オペレーション室の設置

本部長は、応急対策に必要な情報の収集及び分析並びに関係機関との調整を行い、応急対策の処理を行う本部オペレーション室を設置する。

なお、本部オペレーションには、総括班、分析班、情報班、本部連絡員を置き、必要に応じて関係機関の連絡調整員(リエゾン)を置く。

### 3. 災害対策本部の廃止

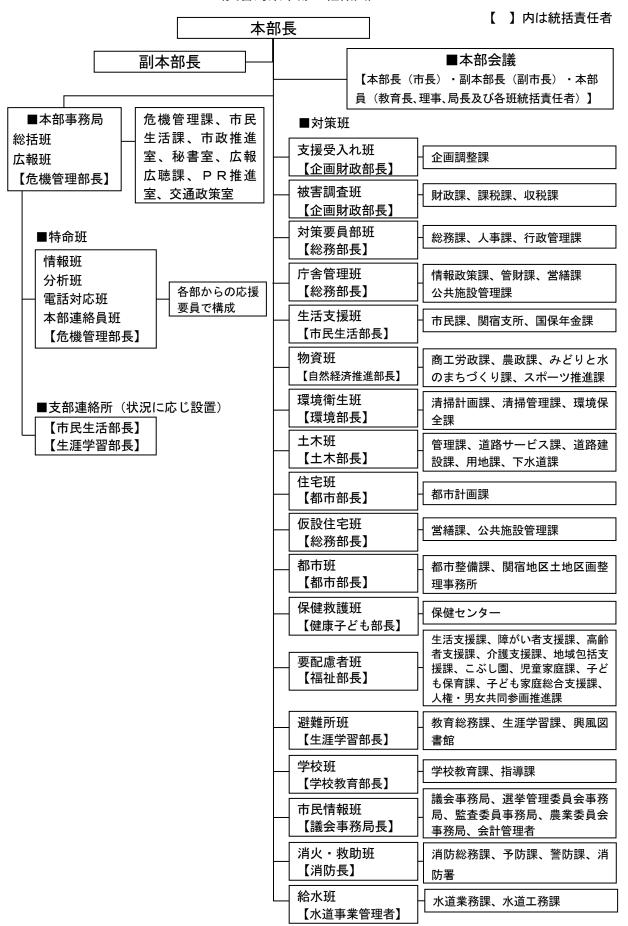
本部長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと判断したとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

### 第4 災害対策本部解散後の体制

災害対策本部解散後に、引き続き災害対応が必要な場合は、災害対策本部事務分掌に基づき、 業務を所掌する担当課の職員で構成する災害対策班を組織して、防災担当だけではなく全庁的に 対応にあたる。

指揮は副市長が行い、総括班が事務局として調整にあたる。

### 〈災害対策本部 組織図〉



### 〈災害対策本部 所掌事務〉

### ■本部事務局

## ※ ◎は主担当

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	危機管理部長	危機管理課長	<ul> <li>◎災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。</li> <li>◎本部会議に関すること。</li> <li>◎本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。</li> <li>◎気象予警報、災害情報等の収集伝達に関すること。</li> <li>◎避難情報の発令に関すること。</li> <li>◎国、県等への災害報告に関すること。</li> <li>◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。</li> <li>◎帰宅困難者の把握及び支援に関すること。</li> <li>◎帰宅困難者の連用に関すること。</li> <li>◎原、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関すること。</li> <li>◎災害救助法の適用に関すること。</li> </ul>
		市民生活課長	・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ・本部会議に関すること。 ◎電話対応班の業務に関すること。
		秘書室長	<ul><li>◎本部長、副本部長の秘書に関すること。</li><li>◎災害視察及び見舞いのための接遇に関すること。</li></ul>
		市政推進室長	・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎本部会議の記録に関すること。
		交通政策室長	<ul><li>・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。</li><li>・本部会議に関すること。</li><li>・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。</li></ul>
広報班		広報広聴課長 PR推進室長	<ul><li>◎災害広報(ホームページ、防災行政無線等)に関すること。</li><li>◎報道機関との連絡調整及び記者発表に関すること。</li></ul>

### ■特命班(各部からの応援要員で構成)

### ※ ◎は主担当

- 10 hb 277 / D	ロアルランンルの及文	只 ( 14/%/	次 《6年12日
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
情報班			◎災害情報の収集及び整理並びに分類に関すること。
分析班		危機管理課長	◎災害情報の緊急度を分析し、対策要員部班への指示の割振りに関すること
電話対応班	危機管理部長	市民生活課長	<ul><li>◎市民等からの電話問合せ及び連絡受付けに関すること(コールセンター)。</li><li>◎電話等の設置及び運営に関すること。</li></ul>
本部連絡員班			◎本部事務局と各班との連絡調整に関すること。

### ■各班共通事務

### ※ ◎は主担当

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
各部共通事務	各部長	各所属長等	<ul><li>◎所管施設利用者等の安全避難及び保護者等への引き渡しに関すること。</li><li>◎所管施設、各種団体等の被害調査及び復旧に関すること。</li><li>◎所管する施設の災害拠点としての活用に関すること。</li><li>◎本部事務局への要員の派遣及び支援に関すること。</li><li>◎本部長の特命事項に関すること。</li></ul>

■各対策班

※ ◎は主担当

	1	T	<u> </u>
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
支援	企画財政部長	企画調整課長	◎支援金・寄附金の受入れに関すること。
受入れ班	正画別政即及	正凹明金林文	◎被災者支援の受入れ・調整に関すること。
-			◎被害調査総括に関すること。
		□   →   →   =	◎被害発生状況の記録に関すること。
		財政課長	・住家被害認定調査に関すること。
			・罹災証明に関すること。
			<ul><li>・被害調査総括に関すること。</li></ul>
			・被害発生状況の記録に関すること。
被害調査班	企画財政部長	課税課長	○住家被害認定調査に関すること。
			・罹災証明に関すること。
			・被害調査総括に関すること。
		収税課長	・被害発生状況の記録に関すること。 ・住家被害認定調査に関すること。
			◎罹災証明に関すること。
			◎職員の安否確認に関すること。
			◎職員の健康管理に関すること。
		総務課長	◎対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。
			◎各班の不足人数を取りまとめ、総括班に報告する。
			・外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。
			◎職員の動員に関すること。
対策			・職員の安否確認に関すること。
	総務部長		・対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。
要員部班		人事課長	・外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。
			○災害対策が長期化した場合の職員のローテーションに関す
			多次音が飛が投機化した場合の職員のロークープョンに関すること。
			・職員の安否確認に関すること。
			・職員の健康管理に関すること。
		行政管理課長	・対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。
			○外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。
		情報政策課長	・庁舎及び施設の機能確保に関すること。
			・対策本部設置の設備・機材の確保に関すること。
			<ul><li>◎庁内基幹システムの機能確保に関すること。</li><li>◎庁舎及び施設の機能確保に関すること。</li></ul>
		<b>☆日</b>	◎配車計画、車両借上げ及び燃料確保に関すること。
		管財課長	◎緊急通行車両の申請に関すること。  ○対策 + 対策
			◎対策本部設置の設備・機材の確保に関すること。
			・ヘリコプター等の緊急輸送に関すること。
庁舎管理班	総務部長		・庁舎及び施設の機能確保に関すること。
77   11-13/2	₩₽4 <u>2</u>	w.v	・配車計画、車両借上げ及び燃料確保に関すること。
		営繕課長	・緊急通行車両の申請に関すること。
			・対策本部設置の設備・機材の確保に関すること。
			◎ヘリコプター等の緊急輸送に関すること。
			・庁舎及び施設の機能確保に関すること。
		公共施設管理 課長	・配車計画、車両借上げ及び燃料確保に関すること。
			・緊急通行車両の申請に関すること。
			・対策本部設置の設備・機材の確保に関すること。
			・ヘリコプター等の緊急輸送に関すること。

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
生活支援班	市民生活部長	市民課長	<ul><li>◎総合相談窓口の開設及び運営に関すること。</li><li>・住民の安否及び所在の把握に関すること。</li><li>◎遺体の埋火葬に関すること。</li></ul>
		関宿支所長	<ul><li>◎総合相談窓口の開設及び運営に関すること(関宿支所)</li><li>・遺体の埋火葬に関すること。</li></ul>
		国保年金課長	・総合相談窓口の開設及び運営に関すること。 ⑥住民の安否及び所在の把握に関すること。
	自然経済推進部長	商工労政課長	<ul><li>◎生活必需品の調達及び供給に関すること。</li><li>・救援物資の受入れ及び供給に関すること。</li><li>・食料及び飲料水の調達及び供給に関すること。</li></ul>
物資班		農政課長	・生活必需品の調達及び供給に関すること。 ・救援物資の受入れ及び供給に関すること。 ②食料及び飲料水の調達及び供給に関すること。
物質斑		みどりと水の	・生活必需品の調達及び供給に関すること。
		まちづくり	◎救援物資の受入れ及び供給に関すること。
		課長	・食料及び飲料水の調達及び供給に関すること。
		スポーツ推進 課長	・生活必需品の調達及び供給に関すること。 ・救援物資の受入れ及び供給に関すること。 ・食料及び飲料水の調達及び供給に関すること。
環境衛生班	環境部長	清掃計画課長	<ul><li>・災害廃棄物収集及び処理に関すること。</li><li>・し尿の収集に関すること。</li><li>・仮設トイレ設置及び管理に関すること。</li><li>・防疫(消毒)に関すること</li></ul>
		清掃管理課長	<ul><li>◎災害廃棄物収集及び処理に関すること。</li><li>◎し尿の収集に関すること。</li><li>・仮設トイレ設置及び管理に関すること。</li></ul>
		環境保全課長	<ul><li>◎仮設トイレ設置及び管理に関すること。</li><li>◎放射性物質等のモニタリングに関すること。</li><li>◎ペットの保護に関すること。</li><li>◎防疫(消毒)に関すること。</li></ul>

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
	土木部長	管理課長	<ul><li>◎河川・排水路等の復旧に関すること。</li><li>・道路及び橋梁の復旧に関すること。</li><li>・道路の障害物の除去に関すること。</li><li>◎土木関係業者との連絡調整に関すること。</li></ul>
		道路サービス 課長	・河川・排水路等の復旧に関すること。 ②道路及び橋梁の復旧に関すること。 ③道路の障害物の除去に関すること。 ・土木関係業者との連絡調整に関すること。
土木班		道路建設課長	・道路及び橋梁の復旧に関すること。 ・道路の障害物の除去に関すること。 ・土木関係業者との連絡調整に関すること。 ◎交通規制に関すること。
		用地課長	<ul><li>・道路及び橋梁の復旧に関すること。</li><li>・道路の障害物の除去に関すること。</li><li>・土木関係業者との連絡調整に関すること。</li><li>・交通規制に関すること。</li></ul>
		下水道課長	◎下水道の復旧に関すること。
住宅班	都市部長	都市計画課長	<ul><li>◎被災宅地の危険度判定に関すること</li><li>◎被災建築物の応急危険度判定に関すること。</li><li>◎住宅関係の障害物の除去に関すること。</li><li>◎住宅の応急修理に関すること。</li></ul>
仮設住宅班	総務部長	営繕課長	<ul><li>◎仮設住宅の設置及び管理に関すること。</li><li>◎仮設住宅の入居者選定に関すること。</li></ul>
<b>似</b>		公共施設管理 課長	・仮設住宅の設置及び管理に関すること。 ・仮設住宅の入居者選定に関すること。
		都市整備課長	・土木班・住宅班の応援に関すること。
都市班	都市部長	関宿地区 土地区画整理 事務所長	・土木班・住宅班の応援に関すること。
保健救護班	健康子ども 部長	保健センター長	<ul><li>◎応急医療救護及び助産に関すること。</li><li>◎医療資器材及び医薬品の確保に関すること。</li><li>◎被災者の健康管理に関すること。</li><li>◎防疫(保健衛生)に関すること。</li></ul>

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
		生活支援課長	・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。  ③福祉関係団体及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること。  ③災害義援金及び見舞金の交付に関すること。  ③災害ボランティアセンターに関すること。
		障がい者	◎福祉避難所の開設・運営に関すること。
		支援課長	・避難行動要支援者支援に関すること。
		高齢者	◎避難行動要支援者支援に関すること。
		支援課長	・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		介護支援課長	<ul><li>◎避難行動要支援者支援に関すること。</li><li>・福祉避難所の開設・運営に関すること。</li></ul>
		地域包括	・避難行動要支援者支援に関すること。
<b>而到专学</b> 证	ᅝᆉᇈᅒᄱᄐ	支援課長	◎福祉避難所の開設・運営に関すること。
要配慮者班	福祉部長	こぶし園長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		人権・男女	・避難行動要支援者支援に関すること。
		共同参画	・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		推進課長	・福祉避難所利用者の相談支援に関すること。
		児童家庭課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・応急保育に関すること。
		子ども保育 課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。  ②応急保育に関すること。
		子ども家庭 総合支援課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ②福祉避難所利用者の相談支援に関すること。
		教育総務課長	<ul><li>◎指定避難所の開設及び運営支援の総括に関すること。</li><li>・避難者全体の把握に関すること。</li><li>◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。</li></ul>
避難所班	生涯学習部長	生涯学習課長	・指定避難所の開設及び運営支援の総括に関すること。 <ul><li>・遊難者全体の把握に関すること。</li><li>・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。</li></ul>
		興風図書館長	・指定避難所の開設及び運営支援の総括に関すること。 ・避難者全体の把握に関すること。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。
学校班	学校教育部長	学校教育課長	<ul><li>◎応急教育に関すること。</li><li>◎児童及び生徒等の安否確認に関すること。</li><li>◎炊出し協力業者との調整に関すること。</li></ul>
		指導課長	・児童及び生徒の安否確認に関すること。

## 震災編 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
	議会事務局長	議会事務局長	<ul><li>◎行方不明者等の受付け、死者、負傷者等被災市民の把握に 関すること。</li><li>・指定避難所以外の避難者の把握に関すること。</li><li>・市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関すること。</li></ul>
		選挙管理委員会 事務局長	<ul><li>・行方不明者等の受付け、死者、負傷者等被災市民の把握に 関すること。</li><li>・指定避難所以外の避難者の把握に関すること。</li><li>・市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関すること。</li></ul>
市民情報班		監査委員 事務局長	・行方不明者等の受付け、死者、負傷者等被災市民の把握に 関すること。 ②指定避難所以外の避難者の把握に関すること。 ・市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関すること。
		農業委員会 事務局長	<ul><li>・行方不明者等の受付け、死者、負傷者等被災市民の把握に 関すること。</li><li>・指定避難所以外の避難者の把握に関すること。</li><li>・市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関すること。</li></ul>
		会計管理者	・行方不明者等の受付け、死者、負傷者等被災市民の把握に 関すること。 ・指定避難所以外の避難者の把握に関すること。 ②市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関すること。
		消防総務課長	◎救助に関すること。
消火	消防長	予防課長	<ul><li>◎消火に関すること。</li><li>・り災証明(火災)に関すること。</li></ul>
		警防課長	◎救急に関すること。
救助班		消防署長	<ul><li>◎消防隊の運用及び指令に関すること。</li><li>◎水防活動に関すること。</li><li>◎自主防災組織等との協力連携に関すること。</li></ul>
VA→N IIT	水道事業 管理者	水道業務課長	<ul><li>◎応急給水に関すること。</li><li>・水道施設の復旧に関すること。</li></ul>
給水班		水道工務課長	・応急給水に関すること。 ②水道施設の復旧に関すること。

# 第2節情報の収集・伝達

	項目	担当	関係機関
第1	情報連絡体制の確立	総括班	野田市アマチュア無線連絡協
			議会、日本放送協会千葉放送
			局、関東地方非常通信協議会
第2	地震情報等の収集・伝達	総括班、消火・救助班	銚子地方気象台
第3	被害情報の収集・報告	被害調査班、総括班、消火・	野田警察署、東葛飾地域振興
		救助班、生活支援班、各班	事務所

#### 第1情報連絡体制の確立

#### 1. 诵信体制

野田市及び防災関係機関は、災害時における相互間の通信を迅速かつ円滑に行うため、指定電話により連絡窓口を統一し、通信途絶への対応措置の実施や通信員の派遣などにより災害時の初動段階における情報連絡体制を確保する。

## 2. 市の通信体制

総括班は、通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、 次の通信手段を用いて通信を行う。

#### (1) 電話

ア 災害時優先電話

あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話を活用し連絡を行う。

イ 非常通話・緊急通話

加入電話による通話が困難な場合は、直接、「102番」をダイヤルし交換手に非常通話・緊急通話の申込みを行う。

ウ 災害時用公衆電話

指定避難所等の災害時用公衆電話を活用し、通信を確保する。

(2) 防災行政無線

防災行政無線(固定系)を用いて、市民等への一斉放送を行う。

また、指定緊急避難場所から距離のある自治会館には、相互通信可能な機能(アンサーバック機能)を整備し、指定緊急避難場所に避難するまでの一時(いっとき)避難した住民の安否確認に活用する。

(3) 防災用MCA無線

防災用MCA無線を用いて、本部・支部連絡所・消防署・現場職員及び関係機関等との連絡を行う。

(4) 千葉県防災行政無線(地域衛星通信ネットワーク)

県が設置している千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム等により県災害対策本部、 関係機関との通信及び総務省消防庁への報告を行う。

(5) アマチュア無線

一般加入電話が途絶し、災害対策上必要が生じた場合は、アマチュア無線の協力を要請する。市は、野田市アマチュア無線連絡協議会に対して被害情報等の提供について協力依頼を 行う。

#### 3. 災害時における放送及び緊急警報放送の要請

総括班は、災害対策基本法第 57 条の規定により災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送の要請を行う。

なお、知事、市長が行う避難指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求めるものとする。

#### 4. 通信施設が使用不能となった場合の措置

総括班は、通常の通信施設・通信手段をもって連絡することが不能となった場合又は特に 緊急を要する事態が生じた時で、他の通信施設を利用した方が速やかに連絡できると認めた 場合は、下記に掲げる機関の専用電話若しくは無線等の通信施設を使用する。

- (1) 関東地方非常通信協議会の構成機関の通信施設
- (2) 上記以外の機関又は個人の無線通信施設

## 第2 地震情報等の収集・伝達

#### 1. 地震情報の収集

総括班は、千葉県防災行政無線等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する地震情報を速やかに収集する。通信回線の障害・不通時は、テレビ・ラジオから情報を入手する。 なお、消防庁は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)により緊急地震速報等を伝達している。

〈地震情報の種類〉

種 類	内容
緊急地震速報	ある地域で最大震度5弱又は長周期地震動階級3以上を予想した時に発表する。発表対象
(警報)	地域は、震度4又は長周期地震動階級3以上を予想した地域となる。
震度速報	地震発生から約1分半後、震度3以上を観測した地域名(全国を 188 地域に区分)と地震
辰及处拟	の揺れの検知時刻を速報する。
	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが、津波の心配はな
震源に関する	い」旨を付加して、震度3以上で発表する(津波警報又は津波注意報を発表した場合は発
情報	表しない。)。
	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表する。
	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観
震源・震度	測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震
情報	度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、
	その市町村名を発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震
ての対応の対射報	回数情報等を発表する。
推計震度	震度5弱以上の地震を観測したときに発表する。
分布図	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図
刀和因	情報として発表する。
長周期地震動に	   長周期地震動階級1以上を観測したときに、10分程度で発表する。
関する観測情報	

#### 2. 地震情報の伝達

総括班は、地震時に発表された地震情報等について、千葉県又は関係機関から通報を受け

#### 震災編 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達

たとき又は自ら知ったときは必要に応じ、防災行政無線(固定系)、防災用MCA無線、野田市安全安心メール等により市民に周知する。

また、消火・救助班は、重要な情報について通報を受けたとき又は自らその発令を知ったと きは、消防署及び各分署に掲示する等直ちに防災担当課又は対策本部が設置されている場合に は本部に周知を図る。

## 第3 被害情報の収集・報告

#### 1. 異常現象等の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報する。

通報を受けた市長は、直ちに次の機関に通報する。

- (1) 銚子地方気象台
- (2) その災害に関係のある近隣市町村
- (3) 最寄りの県出先機関及び警察署

#### 2. 災害直後の被害情報の収集

災害発生時に、直ちに収集すべき被害情報等は、おおむね以下のとおりである。これらは 県への報告事項を含むものである。

(1) 被害情報等内容

#### ア 人的被害

- (ア) 市民の死傷者の発生状況
- (イ) 児童・生徒、公共施設の来訪者、入所者、職員等の死傷者の発生状況

#### イ 物的被害

- (ア) 庁舎(本庁、出先機関)、清掃施設等の市有財産
- (イ) 学校、社会教育施設、福祉施設、道路等の公共施設
- (ウ) 河川、擁壁、液状化、土砂災害危険区域等
- (x) 住家、商店·工場、危険物取扱施設等
- (オ) 水道、電力、ガス、下水道、ごみ処理等のライフライン施設
- (カ) 電話、道路、鉄道、放送等の通信交通関係施設
- (キ) 医療施設等
- (ク) その他応急対策に必要な情報

#### (2) 被害調査

災害発生当初、各班は把握した情報を本部に報告する。職員は、夜間・休日に地震が発生 した場合は、参集途上の見聞情報を情報班へ報告する。

指定避難場所参集職員は、避難者から地域等の被害状況を収集し、情報班へ報告する。

また、被害調査班は、被害状況を把握するため初動調査を実施し、被害状況を情報班に報告する。

情報班は報告を受けた情報を集約し整理する。

(3) 関係機関への通報

総括班は、必要に応じて災害情報を消火・救助班、警察署、東葛飾地域振興事務所に通報する。

#### 3. 被害調査

被害調査班は、情報班の整理した情報に基づいて、被害発生箇所の確認を行い、状況を本部へ報告する。各班は、それぞれが所管する施設の被害調査を行う。

#### 4. 災害報告

総括班は、震度5弱以上を記録した場合、災害の状況及びこれらに対しとられた措置の概要を県に報告する。震度5強以上を記録した地震にあっては「火災・災害等即報要領」により被害の有無を問わず、第1報について県と併せて総務省消防庁に報告する。

消火・救助班は、大規模な災害により消防機関への通報が殺到したときはその通知件数を、 また震度 6 弱以上の地震の場合は 119 番件数についても、その概数を総務省消防庁及び県に報 告する。

#### 5. 県への報告

(1) 報告先·手段

災害報告は、総括班がとりまとめ、千葉県防災行政無線及び電話・FAX又は千葉県防災行政無線により県災害対策本部事務局に報告する。

被害情報等の収集報告活動に関する具体的運用は、「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

(2) 報告すべき事項・区分

県へ報告すべき事項は次のとおりである。

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の状況(被害の程度等は「被害認定基準」に基づき判定する。)
- オ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
  - (ア) 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
  - (イ) 主な応急措置の実施状況
  - (ウ) その他必要事項
- カ 災害による市民等の避難の状況
- キ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- クーその他必要な事項
- (3) 報告責任者の選任

被害情報等の報告に係る責任者として次のとおり定める。

ア総括責任者

市長:防災関係機関における被害情報等の報告を総括する。

イ 取扱責任者

危機管理部長:防災関係機関における部門ごとの被害情報等の報告事務を取り扱う。

(4) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。

#### 玉 野田市 千葉県災害対策本部 (総務 災害対策本部 沿省消 支部総務班 災害対策本部 防庁) (東葛飾地域振 被 総括班 事務局 興事務所地域 災 (防災危機管理部) 及び関 防災課) 現 場 R 係 省 庁 筡 部門担当部 部門担当班 支部各班 支部 報 本部 道機 指定地方行政機関 指定公共機関 等 指定地方公共機関 千葉県防災行政無線に 電話・FAX 等による報 = よる報告ルート 告ルート

#### 〈被害情報等の収集報告の流れ〉

## (5) 留意事項

- ア 発災初期の情報収集にあたっては、「千葉県震度情報ネットワークシステム」等により 得られた各地の震度情報を利用して、効果的な被害状況等の収集活動にあたるとともに、 119 番通報の殺到状況、被災地の映像情報など被害規模を推定するための概括的な情報の 収集伝達に特に配慮する。
- イ 人的被害、住家被害、市民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する 上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。
- ウ 被害等の調査・報告にあたっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複 等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。
- エ 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、市民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。
- オ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。
- カ 罹災世帯・罹災人員等の把握にあたっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、 正確を期する。
- キ 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報収集し、都道 府県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めると きは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査す ることにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めること。

## 震災編 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達

#### 6. 重要施設の非常電源の情報共有

大規模停電の発生時は、電源車等の配備調整を円滑に行えるよう、県があらかじめ作成した重要施設の非常電源整備状況リスト※に基づき、各施設の非常電源の稼働状況、電源車等の配備状況等を把握し、国、県、電気事業者等と共有する。

※病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関の重要施設についての非常用電源の設置状況、設置個所(例:地下、屋上等)、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格、油種等を整理したリスト

#### 7. 被災者台帳の作成

被害調査班は、市域に災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被害調査結果に基づき、被災者台帳を作成し、応急対策に活用する。

## 8. 安否情報の提供

生活支援班は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

# 第3節 災害広報

	項目	担当	関係機関
第1	災害時の広報	広報班、避難所班	野田警察署
第2	広聴活動	電話対応班、生活支援班	
第3	報道機関への対応	広報班	

## 第1 災害時の広報

## 1. 市災害対策本部の広報

広報班は、情報不足による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段のほか、指定避難所への広報紙の掲示など、多様な方法によって正確な情報の広報活動を実施する。

#### (1) 広報内容

広報内容は、次のとおりである。

14 14 19/ 1/4/ C 40 ) C 60 00			
	ア	地震・気象情報の伝達	
(公宝改化古公の庁却	イ	被害の発生状況及び二次災害発生危険の見込み	
災害発生直後の広報	ウ	高齢者等避難・避難指示の周知	
	エ	市民等のとるべき措置と自主防災活動の要請	
応急活動時の広報	ア	地震に関する情報(被害や余震の情報)	
	イ	避難に関する情報	
	ウ	ライフライン、交通機関の被害状況及び復旧の見込み	
	エ	生活関連情報(給水、給食、その他の市の行う応急対策)	
	ア	火災の発生防止及び初期消火に関すること	
消火・救助の広報	イ	火災及び危険物施設被害の発生状況に関すること	
	ウ	避難指示又は緊急安全確保の伝達に関すること	
	エ	その他民心安定を図るため必要な情報に関すること	

## (2) 広報の手段

広報の手段は、次のとおりである。

ア 防災行政無線(固定系) イ 広報車による巡回ウ 災害広報紙の発行 エ メール、エックス(旧ツイッター)等SNSオ ホームページ カ 支部連絡所及び指定避難所への掲示

## 2. 野田警察署の広報

野田警察署は、次の広報を行う。

- ア 被害状況、治安状況、救護活動及び警備活動
- イ 道路交通規制に関すること
- ウ 防犯指導等の犯罪予防に関すること
- エ 避難に関すること

## 3. 防災関係機関の広報

防災関係機関は、次の広報を行う。

- ア 機関の活動体制に関すること
- イ 電気、ガス、電話等の二次災害の防止に関すること
- ウ 所管業務の被害状況、復旧状況に関すること

## 震災編 災害応急対策計画 第3節 災害広報

## 4. 指定避難所における広報

避難所班は、支部連絡所・指定避難所に広報掲示板を設置し、市からの情報を掲示して、 避難者への広報を行う。

## 第2 広聴活動

#### 1. コールセンターの設置

電話対応班は、市民からの被害状況の報告や問合せを受けるため、コールセンターを設置して対応にあたる。

## 2. 総合相談窓口の設置

生活支援班は、市民からの問合せや生活相談に対応するため、市役所、支所及び出張所に総合相談窓口を設置する。相談窓口には、各部各班の担当者や専門職を配置し、被災者の生活相談や証明書発行など、被災者の総合的な相談等に対応する。

#### 〈相談事項例〉

	(110)(1.2)	1/	
ア	安否情報 (家族の消息等)	イ	捜索依頼の受付け
ウ	罹災証明書の発行	工	埋葬許可証の発行
オ	他各種証明書の発行	力	仮設住宅の申込み
キ	住宅の応急修理の申込み	ク	災害見舞金、義援金の申込み
ケ	被災者生活再建支援金の申込み	コ	生活資金、営業資金等の相談等
サ	福祉、法律関係の相談	シ	職業のあっせん等の相談

## 第3 報道機関への対応

## 1. 記者発表

災害時に市が行う広報は、災害対策本部の主体的な判断による場合と指定避難所、防災関係機関からの依頼による場合がある。いずれの場合であっても、広報を実施することの判断は災害対策本部長が行う。

広報班の統括責任者は、災害対策本部長の指示により、記者会見を定期的に開いて、必要な情報を報道機関へ発表する。

#### 2. 報道機関への要請

広報班は、報道機関の災害対策本部内への立入りと取材の制限や指定避難所における取材 について、自主防災組織等の許可を得て行うように報道機関に要請する。

# 第4節 災害派遣・応援要請

	項	目	担当	関係機関
第1	自衛隊の災	<b>泛害派</b> 遣	総括班、対策要員部班	
第2	県・市町村	<b>対等への要請</b>	総括班、対策要員部班	
第3	消防の広垣	<b>述応援要請</b>	総括班、消火・救助班	
第4	上水道· <sup>-</sup>	下水道事業体の	給水班、土木班	
相	1互応援			
第5	応援の受力	れ体制	対策要員部班	
第6	広域避難 <i>0</i>	 )受入れ	総括班	

#### 第1 自衛隊の災害派遣

#### 1. 災害派遣・撤収要請

## (1) 派遣要請の手続

本部長は、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求する。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、千葉県防災 行政無線又は一般加入電話等により要請し、事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難若しくは人命救助の場合で事態が急迫し知事に依頼するいとまがないとき 又は通信の途絶等により知事への依頼ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職に ある部隊の長に通知し、事後所定の手続を速やかに行う。

〈災害派遣要請の手続〉

連絡先	県防災危機管理部防災対策課	
	ア 災害の状況及び派遣を要請する事由	
要請事項	イ 派遣を希望する期間	
安丽尹炽	ウ 派遣を希望する区域及び活動内容	
	エ 連絡場所、連絡責任者、宿営地の状況等その他参考となるべき事項	

#### (2) 撤収要請

災害派遣の目的が達成されたとき又はその必要がなくなったときは、本部長は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

#### (3) 派遣活動の範囲

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急でやむを得ない事態と認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、おおむね次のとおりとする。

## 震災編 災害応急対策計画 第4節 災害派遣・応援要請

#### 〈自衛隊の派遣活動〉

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。また、市から避難者等の駐屯地等への受け入れを求められた場合、駐屯地司令等は、受入可能な範囲で避難者等を受け入れ、避難者等に対して、所要の支援を実施するものとする。なお、避難者等については、原則として市からの要請に基づき受け入れるものとし、避難者等を受け入れる場合、駐屯地指令等は、市と同職員の駐屯地等への配置、避難所等への早期移管を調整する。
遭難者等の	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動
搜索救助	を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあた
水路の啓開	る。
応急医療、救護 及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するもの を使用する。
人員及び物資の 緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食、給水及び 入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する。
物資の無償貸付	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」に基づき、被災
又は譲与	者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施す
及び除去	<b>వ</b> 。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

## 2. 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

#### 〈自衛隊自主派遣の判断基準〉

- ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
- イ 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
- ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人 命救助に関するものであると認められること
- エ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待つい とまがないと認められること

#### 3. 自衛隊の受入れ

対策要員部班は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような受

## 震災編 災害応急対策計画 第4節 災害派遣・応援要請

入れ体制を整える。

また、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

## 〈自衛隊の受入れ体制〉

項目	内容
	ア 作業箇所及び作業内容
	イ 作業箇所別必要人員及び必要機材
作業計画の作成	ウー作業箇所別優先順位
	エ 作業に要する資材の種類別保管 (調達) 場所
	オ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
   資機材の準備	必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に関係のある
貝域内が平開	管理者の了解を速やかに取れるよう事前に配慮する。
交渉窓口	ア 総括班に連絡窓口を一本化する。
文例心口	イ 自衛隊からの本部連絡員の派遣を要請する。
	受入れは、野田市パブリックゴルフ場(けやきコース及びひばりコー
集結場所 集結場所	ス駐車場)を予定する。
全型	アー本部事務室 イー宿営地
旧台地	ウ 材料置場 エ 炊事場(野外の適切な広さ)
	オ 駐車場 (車1台の基準は3m×8m)
ヘリコプター	ヘリコプター離着陸場の基準は次のとおりである。
臨時離着陸場	0H−6D×1 約30m×30m UH−1J×1 約36m×36m
m 时性 目 医 勿	UH-60×1 約50m×50m CH-47×1 約100m×100m

#### 4. 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとする。

ただし、複数の市町村にわたって活動した場合の負担割合は、当該市町村長と協議して定める。

## 〈経費の負担区分〉

- ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材(自衛隊装備に係るものを除く。)等の購入費、借上料及び修繕費
- イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- エ 天幕等の管理換に伴う修理費
- オ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市 が協議する。

## 第2県・市町村等への要請

#### 1. 県への要請

本部長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認める場合、知事に対し、応援の要求及び応急措置の実施の要請を行う。

また、知事は災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を情報連絡員(リエゾン)として市に派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集するため、市は情報連絡員の受け入れ、連絡調整を円滑、適切に行う。

〈県へ	の応援要請手約	売〉
\/ \		

要請先	県防災危機管理部防災対策課		
連絡方法	文書(緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付)		
応援の要求	ア 災害の状況 イ 応援を必要とする理由 ウ 応援を希望する物資等の品名、数量 災害対策基本法第 68 条 エ 応援を必要とする場所・活動内容 オ その他必要な事項		

## 2. 指定地方行政機関等への要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認める場合、指定地方行政機関若しくは特定公共機関(指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して市域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとして、それぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの)の長に対し、職員の派遣要請又はその派遣について県知事に対しあっせんを求める。

#### 〈指定地方行政機関等への応援要請手続〉

要請先	指定地方行政機関又は特定公共機関(あっせんを求める場合は県知事)	
連絡方法	文書(緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付)	
職員派遣・ あっせん要 請	ア 派遣の要請・あっせんを求める理由 イ 職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他職員の派遣・職員の派遣のあっ せんについて必要な事項	派遣: 災害対策基本法第29条 あっせん: 災害対策基本法第30条 地方自治法第252条の17

#### 3. 県内市町村への応援要請

本部長は、県内で大規模な災害が発生し、応急措置を実施する必要があると認める場合、消防以外の分野に関し「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づいて、他の市町村に応援を要請する。

## 震災編 災害応急対策計画 第4節 災害派遣・応援要請

〈県内市町村への応援要請手続〉

要請先	要請先市町村(複数にわたる場合は知事)
連絡方法	文書(緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付)
要請事項	ア 被害の状況 イ 応援の種類 ウ 応援の具体的内容及び必要量 エ 応援を希望する期間 オ 応援場所及び応援場所への経路 カ 前各号に掲げるものの他必要な事項
応援の種類	ア 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資 の提供 ウ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 エ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 オ 被災者の一時収容のための施設の提供 カ 被災傷病者の受入れ キ 遺体の火葬のための施設の提供 ク ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 ケ ボランティアの受付け及び活動調整 コ 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

## 第3 消防の広域応援要請

#### 1. 広域消防応援体制

本部長又は消防長は、災害が発生した場合、「千葉県広域消防相互応援協定」(平成4年4月 千葉県)及び「千葉県消防広域応援基本計画」(平成8年5月 千葉県)により広域応援 統括消防機関を通じて県内消防機関に応援を要請する。

また、要請した消防力では対応できない場合は、県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。

なお、消防隊の受入れは野田市総合公園自由大広場及び野田市スポーツ公園前浦イベント広場とする。

## 2. ヘリコプターの派遣要請

本部長及び消防長は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」(昭和 61 年 5 月 千葉県)及び「千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱」(平成 4 年 4 月 千葉県)に基づき、ヘリコプターの派遣を要請する。

## 第4 上水道・下水道事業体の相互応援

## 1. 上水道

給水班は、災害時の給水等の応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「千葉 県水道災害相互応援協定」等に基づき、他の水道事業体等に応援要請をする。

#### 2. 下水道

土木班は、「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応援措置の支援を要請する。

## 第5 応援の受入れ体制

#### 1. 受入れ準備

対策要員部班は応援の期間、人数及び名簿を所管課に示し、各々において受入れ準備を行う。

## 2. 支援

対策要員部班は、派遣・応援職員に対して、業務内容、派遣・応援場所、宿泊場所、現地までの交通経路、その他注意事項等を説明し、協力要請を行う。

対策要員部班は、受入れにあたって、必要とする部班の担当者と応援活動の現場への案内、 効果的な活動を行うための活動計画、各応援機関との間の活動調整を行う。

宿舎、食事等は、原則として応援側に準備を要請する。

## 3. 給与及び経費負担

給与及び経費負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同施行令第18条、第19条に定めるところによる。

## 第6 広域避難の受入れ

総括班は、市外の地域において災害が発生し、県等を通じて避難者の受入れ要請があった場合、公共施設、公営住宅の確保、民間住宅の借上げ等による滞在施設の確保や食料・物資等の供給、福祉、教育、就業等の支援を行う。

# 第5節 消防·救助救急·危険物等対策

項目	担当	関係機関
第1 消防活動	消火・救助班	
第2 救助救急活動	消火・救助班	野田警察署
第3 危険物等の対策	消火・救助班、学校班	関東東北産業保安監督部
第4 水防活動	消火・救助班、土木班	

## 第1消防活動

#### 1. 組織

(1) 活動体制

市に「災害対策本部」が設置された場合又は消防長が特に必要と認めた場合、消防計画に基づき、消火・救助班に非常災害本部を設置する。

(2) 動員体制

震度5強以上の地震が発生した場合は、勤務時間外の消防職員は、別命を待つことなく、 直ちに所定の勤務場所に参集する。

#### 2. 初動活動

震度5強以上の地震が発生した場合及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発令された場合、消火・救助班は直ちに次の初動措置を行う。

ア 車両・機材等の確保

イ 有線電話の通話統制

ウ 全無線局の開局及び点検

エー被害状況の把握

オ 重要防御地域の状況把握

カ 消防車・救急車・広報車等の出動準備

## 3. 消火活動

(1) 消防本部の活動

消火・救助班は、指揮本部等を設置し、消防長が本部長となり消防が行う災害応急活動の 全般を指揮する。

ア 指定避難所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした指定避難所、避難路確保の消防活動を行うものとする。

## イ 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優 先に消防活動を行うものとする。

ウ 消火の可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行うものとする。

エ 市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動にあたるものとする。

#### オ 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先するものとする。

カ 災害現場活動の原則

#### 震災編 災害応急対策計画 第5節 消防・救助救急・危険物等対策

- (ア) 出動隊の指揮者は、災害の態様を把握し人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保 した延焼拡大阻止及び救助救急活動の成算等を総合的に判断し行動を決定する。
- (イ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により 火災を鎮圧する。
- (ウ) 火災現場と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、 道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し守勢的現場活動により延焼を阻止する。

#### (2) 消防団の活動

消防団は、次の活動を行う。

#### ア出火防止

火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の市民等に対し、出火防止及び飛び 火の警戒を呼びかける。出火した場合は、市民等と協力して初期消火を図るものとする。

#### イ 消火活動

消防団の出動不能若しくは困難な地域における消火活動又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は常備消防と協力して行うものとする。

なお、署・各分署直近の団員は可能な限り、署・各分署に参集し初動時編成に加わる。

#### ウ 救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。

#### 工 避難誘導

避難指示等がなされた場合は、これを市民等に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民等を安全に避難させるものとする。

#### オ 情報の収集・伝達

分団毎に指定される情報収集担当者により、発生初期における火災等の状況を収集し、 本部及び署・各分署に伝達する。

#### 4. 市民・自主防災組織・事業所の消火活動

市民、自主防災組織及び事業所は、出火防止措置を実施し、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

また、事業所は、周辺の火災の消火活動、倒壊建物からの救出、避難誘導等、地域の防災活動に協力する。

#### 5. 通電火災等への警戒活動

消火・救助班は、市民等と協力して電力復旧時の通電火災の発生、消火後の再燃、放火等を防止するために警戒巡視を行う。

#### 6. 消防広域応援要請

第3章 第4節 第3「消防の広域応援要請」を参照のこと。

#### 第2 救助救急活動

#### 1. 消防の活動

#### (1) 救助活動

消火・救助班及び消防団は、救助隊を編成、救助資機材等を準備し行方不明者情報をもとに救出活動を行う。

災害の状況等により消防署及び消防団だけでは救助活動が困難な場合は、警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。自衛隊の応援が必要な場合、本部長は、知事に要請を依頼する。また、車両、特殊機械が必要な場合は、県の協力又は建設業者等に出動を要請する。

救助活動の原則は、次のとおりである。

#### 震災編 災害応急対策計画 第5節 消防・救助救急・危険物等対策

- ア 延焼火災が多発し、多数の救急・救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優 先する。
- イ 延焼火災は少ないが、多数の救急・救助事象がある場合は、多数の人命を救護することを優先する。
- ウ 同時に小規模な救急・救助事案が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
- エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する(医師等によるトリアージの実施)。
- オ 傷病者が多数発生した場合は、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、 医療救護班との連携により効果的な救護活動を行う。
- カ 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に応急手当、搬送について協力 を求める。
- (2) 救急活動

消火・救助班は、負傷者を救急車にて医療救護所又は受入れ可能な病院に搬送する。 また、道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は、必要に応じ、千葉県ドクター ヘリ、千葉市消防局又は自衛隊のヘリコプターを要請する。

(3) 惨事ストレス対策

消火・救助班は、職員等の惨事ストレス対策を講じるため、必要に応じて精神医等の専門家の派遣等を国等に要請する。

#### 2. 警察の活動

(1) 救出・救護活動

野田警察署長は、被害の程度に応じて、部隊を被災地域に派遣し、倒壊、埋没家屋等からの救出、救護及び避難に遅れた者の発見、救護に努める。

(2) 措置要領

警察の措置要領は以下のとおりである。

- ア 救出・救護活動に当たっては、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興業場その他多 人数の集合する場所等を重点に行う。
- イ 救出・救護活動に当たっては、保有する装備資機材のほか、あらゆる資材を活用し、 迅速な措置を講ずる。
- ウ 救出・救護活動に当たっては、県、市、消防署、日本赤十字社等関係機関と積極的に 協力し、警察の組織及び機能を挙げて、負傷者等の救出・救護に万全を期する。
- エ 救出した負傷者は、応急処置を施した後、救急隊、医療救護所に引き継ぐか、又は警察車両を使用し、速やかに医療機関に収容する。

## 3. 市民、自主防災組織、事業所等の活動

市民、自主防災組織及び事業所は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

#### 第3 危険物等の対策

危険物等の対策は、危険物の管理者及び監督機関が行うが、消防署は、必要に応じて協力や情報連絡を行う。それぞれの施設の応急対策は次のとおりである。

#### 1. 高圧ガス等の保管施設

県及び消防署は、必要に応じて保安措置等についての指導を行うとともに、関係機関との

情報連絡を行う。

## 2. 石油類等危険物保管施設

消防署は、危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対して、次に掲げる措置を当該施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- (1) 危険物の流出・爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置並びに施設の応急点検と 出火等の防止措置
- (2) 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- (3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域市民等に対する人命安全措置並びに 防災機関との連携活動
- (4) 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定

## 3. 火薬類保管施設

県及び関東東北産業保安監督部は、火薬類保管施設の管理者等に対し、危険防止措置を講ずる監督又は指導を行うとともに、必要があると認めるときは、緊急措置命令等を行う。

#### 4. 毒物・劇物保管施設

県は、毒物・劇物保管施設の管理者等に対し、有毒ガス発生の防止の応急措置、除毒方法 と周辺市民等の安全措置、連絡通報について指導する。

また、学校班は、各学校長に対し、県教育委員会の指導に基づき、学校等に保管してある薬品の危険防止や児童生徒の安全確保を指導する。

#### 5. 危険物等輸送車両

消火・救助班は、関係機関と連携して次の応急措置を行う。

- (1) 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
- (2) 必要に応じ、地域市民等への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。
- (3) 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止等又は使用制限の緊急措置命令を発する。

## 第4 水防活動

地震後の水害等の発生に対する水防活動については、「野田市水防計画」に基づき実施する。

# 第6節 医療救護・防疫活動

	項目	担当	関係機関
第1	応急医療救護	保健救護班、消火・救助班	野田市医師会、野田市歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部野田市地区、野田市薬剤師会、千葉県赤十字血液センター、野田保健所(野田健康福祉セン
			ター)
第2	保健衛生活動	保健救護班、給水班	野田保健所(野田健康福祉センター)
第3	防疫活動	保健救護班、環境衛生班	野田保健所(野田健康福祉センター)

#### 第1 応急医療救護

災害により、通常受けられる医療が受けられなくなった市民等に対して、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、医療救護所の設置や野田市医師会、野田市歯科医師会、千葉県柔道整復師会野田・流山支部等により編成する医療救護班(以下「医療救護班」という。)等により診療等を行う。

#### 1. 初動医療体制の整備

(1) 救護本部の設置

災害対策本部が設置された場合、速やかに健康子ども部長を本部長とし、救護本部を設置する。

救護本部は災害対策本部内に設置し、本部長、災害医療コーディネーター及び本部員で構成し、野田保健所(野田健康福祉センター)の職員を連絡調整員として置く。

(救護本部の活動内容)

- 医療救護活動方針の決定に関すること。
- ② 災害時の医療救護活動の総合調整に関すること。
- ③ 医療機関等の被害状況及び医療ニーズ等の収集、分析に関すること。
- ④ 災害対策本部オペレーション室への報告及び支援要請に関すること。
- ⑤ 患者の搬送及び受入れの調整等に関すること。
- ⑥ 医療救護所の設置及びスタッフの調整に関すること。
- ⑦ 医療機関及び医療救護所への支援に関すること。
- ⑧ DMAT等の受入れに関すること。
- ⑨ 関係機関等との連絡調整に関すること。
- ⑩ その他救護本部長が必要と認める医療救護に関すること。
- (2) 医療救護班の編成

救護本部は、医療救護所を設置する場合、野田市医師会、野田市歯科医師会及び千葉県柔道整復師野田・流山支部から派遣される医師、歯科医師、看護師、柔道整復師等による医療救護班を編成して医療救護活動を実施する。

医療救護班は、災害対策本部が設置された場合、救護本部長の指示により参集する。 ただし、市域において6弱以上の震度が観測された場合は、救護本部長の指示を待たずに、 予め指定された医療救護所に参集し、医療救護活動を行う。

(3) 災害派遣医療チーム(DMAT)等の出動要請

救護本部長は、医療救護活動が困難な場合、災害対策本部長に支援要請を行う。災害対策本部長は、県医療救護班、日本赤十字社及びJMAT等の派遣並びに災害派遣医療チーム (DMAT) の出動を要請する。

#### 震災編 災害応急対策計画 第6節 医療救護・防疫活動

(4) 市外医療救護班、医療ボランティア等の受入れ

救護本部長は、県の調整により受け入れた市外の医療救護班や医療ボランティアについて、 その活動の指揮と調整を行う。

#### (5) 医療救護所の設置

災害対策本部は、応急医療救護活動を行うため野田市医師会及び関係医療機関の協力を得てテント等を設営し医療救護所を設置する。医療救護所の設置は、あらかじめ定める次の医療救護所から被害の状況等により救護本部と協議して選定する。

医療救護班は、医療救護所において、医師の指揮の下で傷病者の緊急度判定(トリアージ) 及び応急措置並びに軽症者に対する医療及び必要に応じ後方医療機関への転送を指示す る。また医師は死亡の確認を行う。

#### 〈医療救護所〉

- ① 医療法人社団福聚会 東葛飾病院(中戸13)
- ② 医療法人社団真療会 野田病院 (中里 1554-1)
- ③ 医療法人徳洲会 野田総合病院(横内29-1)
- ④ キッコーマン総合病院(宮崎 100)
- ⑤ 医療法人社団喜晴会 野田中央病院(二ツ塚148)

#### (6) 医療情報の収集

救護本部は、県災害医療本部と情報の共有を図り、医療救護活動における必要な事項を調整する。

- ① 県災害医療本部への報告事項
  - ○救護本部及び医療救護所の設置状況
  - ○状況に応じた必要事項
- ② 県災害医療本部からの収集事項
  - ○県内及び他都道府県のDMAT派遣状況
  - ○状況に応じた必要事項
- ③ ちば救急医療ネット(EMIS)による情報共有
  - ○災害医療協力病院の被災状況(負傷者の受入れの可否)
  - ○広域搬送が必要な負傷者情報
  - ○被災地外の災害医療協力病院の負傷者受入れについて

#### 〈EMISの運用方法〉

機関	運用方法
災害医療協力病院、東葛飾病院、野田中央病院、岡田病院、木野崎病院、江	入力・閲覧
戸川病院、アイレディースクリニック、梅郷整形外科クリニック、川間太田	
産婦人科医院、杉崎クリニック	
医療救護所	入力・閲覧
消防本部	閲覧
救護本部	入力・閲覧
県(本庁、野田保健所(野田健康福祉センター))	閲覧・入力支援

## 2. 被災者の健康管理

野田保健所(野田健康福祉センター)は、保健活動チームを編成し、保健救護班と連携して 避難所や被災地域において、巡回による被災者の健康管理を行うとともに、災害発生後のでき るだけ早い時期から心のケア、食中毒や感染症の発生等の予防活動を行う。特に高齢者は、生 活不活発病になりやすいため、心身機能の低下を予防する。

野田保健所(野田健康福祉センター)は、避難所において実施する健康相談の体制支援を行い、併せてエコノミークラス症候群等に対し、積極的な予防活動を継続して行う。

#### 3. 医薬品・医療器具の確保

(1) 医薬品・医療器具の確保

医療救護活動に必要な医薬品及び資器材(以下「医療資器材等」という。)については、 原則として医薬品は医療救護所となる医療機関に配置する市による備蓄品を使用するものと し、資器材は医療機関が保有するものを使用する。

また、県により編成される医療救護班等は、原則として自己が携行した医療資器材等を使用する。

保健救護班は、災害対策本部を通じ患部の洗浄等のために必要な水の供給を給水班に要請する。

なお、医療資器材等に不足が生じた時は県の備蓄品等の供給を要請するほか、医療資器材 等取扱い業者及び市内各医療機関等に協力を要請して調達に努める。

#### (2) 血液等の確保

保健救護班は、輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、県を通じて千葉県赤十字血液センターに供給を依頼する。

#### 4. 後方医療体制

救護本部は、市内の災害医療協力病院等の医療機関の状況を把握し、負傷者の受入について要請する。また、県を通じて災害拠点病院、県外の医療機関等へ重症者の受入れを要請する。

(佐刀) 医原微菌/			
区分		名 称(隣接ヘリコプター離着陸場)	
災害医療協力病院		キッコーマン総合病院、野田総合病院、野田病院	
	基幹災害拠点病院	日本医科大学千葉北総病院(専用ヘリポート)	
災害拠 点病院	地域災害拠点病院	東京慈恵会医科大学附属柏病院 (柏市大堀川防災レクリエーション公園) 松戸市立総合医療センター(専用ヘリポート) 千葉西総合病院(専用ヘリポート)	

〈後方医療機関〉

#### 5. 搬送体制

大規模災害の発生時は、多数の負傷者が同時に発生するとともに、建物等が道路に倒壊することによる交通網の途絶や渋滞が想定されることから、平時と同様の救急搬送は困難となる。

#### (1) 医療救護所への搬送

負傷現場から医療救護所への搬送は、自主防災組織、自治会及び事業所等に協力に呼びかけることで対応することを原則とする。

救急車両等で搬送可能な場合は、重症者を優先する。

(2) 後方医療機関(災害医療協力病院)への搬送

医療救護所から後方医療への搬送は、ストレッチャー等で行うが、東葛飾病院、野田中央病院では、防災用MCA無線等の通信手段により救急車両の搬送を要請する。

#### (3) 災害拠点病院への搬送

重症者等の災害拠点病院への搬送は救急車両またはヘリコプターで行い、ヘリコプターの搬送要請については、離着陸場及び離着陸場までの搬送手段の確保等関係機関と協議を行う。

#### 6. 医療要援護者への対応

保健救護班は、在宅の人工透析、人工呼吸器装着者等の医療要援護者について、医療機関の対応状況を確認し情報を提供する。

また、必要に応じて、受入れ可能な医療機関への移動を支援する。

#### 第2 保健衛生活動

#### 1. 被災者の健康管理

(1) 巡回医療の実施

野田保健所(野田健康福祉センター)は、保健活動チームを編成し、市と連携して次の活動を行う。

ア 指定避難所や被災地域において、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生 状態の保持等の健康管理を行う。

特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者 等とのコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

- イ 災害発生後早い時期から、心のケア、食中毒や感染症の発生予防等について、市と連携 して予防活動を実施する。
- ウ 指定避難所において、できるだけ早期に健康相談が実施できる体制を支援し、健康相談 においては被災者の健康管理と併せて、指定避難所における特異的な健康課題となる環境 整備、感染症予防、エコノミークラス症候群等に対して、予防活動を継続的に実施する。

#### 2. 飲料水の安全確保対策

給水班は、飲料水の汚染等のおそれがある場合、直ちに巡回チームを編成して検水を実施し、安全確保を行うとともに、県と協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。

また、野田保健所(野田健康福祉センター)は、地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、飲料水健康危機管理対策活動要領に基づき対応する。

## 第3 防疫活動

## 1. 防疫体制の確立

保健救護班及び環境衛生班は、県と協力して防疫活動を行う。また、被災者に対し防疫について広報活動を行う。

## 2. 防疫活動

(1) 検病調査及び健康診断

野田保健所(野田健康福祉センター)は、医師会及び保健救護班等関係機関の協力を得て 指定避難所等において検病調査及び健康診断等を実施する。

(2) 消毒の実施

環境衛生班は、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域の消毒を行う。 防疫用資機材・薬剤は業者等から調達し、自治会及び自主防災組織等を通じて薬品を配布 し自主的に散布するよう指導を行う。

また、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

(3) 感染症患者への措置及び対応

野田保健所(野田健康福祉センター)は、感染症の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、感染症法の規定により入院を勧告する。

その他、感染症の軽症者(自宅療養者、発熱や咳等の症状がある者、感染症の疑いのある者)等の避難所運営については、野田保健所(野田健康福祉センター)と市で協議を行う。

#### (4) 報告

保健救護班及び環境衛生班は、感染症の発生時、感染症発生動向に地域量産型が見られる

## 震災編 災害応急対策計画 第6節 医療救護・防疫活動

ときや、防疫活動の状況等を必要に応じて野田保健所 (野田健康福祉センター) に報告する。

# 第7節 避難対策

	項目	担当	関係機関
第1	避難活動	総括班	野田警察署
第2	支部連絡所の開設及び役	避難所班、総括班	
害	1]		
第3	指定避難所の開設及び運	避難所班、物資班、要配慮者	
堂	<u> </u>	班	
第4	広域一時滞在の要請	総括班	
第5	感染症対策	危機管理部、健康子ども部	野田保健所(野田健康福祉セ
			ンター)

## 第1避難活動

## 1. 避難指示等の発令

(1) 避難指示等の発令

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示し、緊急を要すると認めるときは緊急安全確保を指示する。

また、避難指示に先立ち、市民等の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。

〈避難情報の種類及び発令基準の目安〉

(姓無情報の権利及の光中基準の日女/			
種 類	内 容	基準の目安	
高齢者等避 難	危険区域において被害が予想される住民は避難準備を開始し、高齢者や障害者等の要配慮者は避難行動を開始することを求める。		
避難指示	危険の切迫性があり緊急的 に避難すること。まだ避難 していない対象市民等は、 直ちに避難行動に移る。	①地震火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき ②がけ崩れ等の地変が発生し、又は発生する	
緊急安全確保	災害が切迫し、立退き避難 ではかえって危険となるお それがあり、緊急を要する 場合に、高所への移動、近 傍の堅固な建物への退避、 屋外に面する開口部から離 れた屋内での待避などの措 置をとることを求める。	おそれがあり、付近の住民に生命の危険が 認められるとき ③ガス等の危険物質が流出拡散し、又はその おそれがあり、住民に生命の危険が認めら れるとき ④大規模な地震により建物が大きな被害を受 け、居住を継続することが危険なとき ⑤その他災害の状況により、市長(本部長) が必要と認めるとき	

#### 〈避難指示等の発令権者及び要件〉

発令権者	避難指示等を行う要件	根拠法令
市長	○災害全般(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の 拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第60条第1項
知事	○災害全般(指示、緊急安全確保) 災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を 行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第60条第6項
警察官	○災害全般(指示、緊急安全確保) 市長が指示することができないと認めるとき、又は市 長から要求があったとき	災害対策基本法 第61条第1項
百尔口	○災害全般(指示、緊急安全確保) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天 災等、特に急を要するとき	警察官職務執行 法第4条第1項
災害派遣を命 じられた部隊 等の自衛官	○災害全般(指示) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天 災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいない とき	
知事又は知事 の命を受けた 県職員	○洪水(指示) 洪水により著しい危険が切迫していると認められると き	水防法第29条第 1項
	○地すべり(指示) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止 法第25条第1項
水防管理者	○洪水(指示) 洪水により著しい危険が切迫していると認められると き	水防法第29条第 1項

## (2) 避難指示等の解除

本部長は、危険が解消されたと判断される場合は、避難指示等を解除する。

(3) 避難指示等の内容

避難指示等は、次の事項を明らかにして行う。

## 〈避難指示等の内容〉

- ア 避難対象地域(町名、施設名)
- イ 避難理由(避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等)
- ウ 避難先(安全な方向及び指定緊急避難場所の名称)
- 工 避難経路
- オ その他必要な事項

#### 2. 避難情報等の伝達

(1) 市民等への伝達

総括班は、避難指示等を発令又は解除した場合、防災行政無線、広報車、消防車、メール 等により市民等に伝達する。

(2) 関係機関への通報

総括班は、避難指示等又は解除を発令したときは、その旨を県災害対策本部・支部、野田警察署、野田保健所(野田健康福祉センター)に連絡する。

#### 3. 避難誘導等

#### (1) 市民の避難誘導

市民等の避難誘導は、自主防災組織等による市民の自主的な避難誘導を原則とする。 ただし、避難指示等を発令した場合は、市職員、警察官、消防職員、消防団員等が自主防 災組織等の協力により実施する。

## (2) 避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者の避難誘導は、個別支援計画に基づいて、地域が支援して行うことを原 則とする。

## (3) 学校、事業所等における誘導避難

学校、幼稚園、保育所(園)、事業所、スーパーその他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。

#### (4) 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災計画、避難計画 に基づき実施する。各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講ずる。

#### (5) 携行品

市民等が避難する場合は、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯食料、飲料水等を入れた非常持ち出し袋を携行するものとする。

## 4. 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは人の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

〈警戒区域の設定権者及び要件・内容〉

(自风色类)以及作品(及) 安日 「1台/			
設定権者	設定の要件・内容	根拠法令	
市長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本 法第63条第1項	
知事	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本 法第73条第1項	
消防長、 消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条 の2第1項	
警察署長	次の場合、上記に記載する消防長等の職権を行うことができる。 消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員 若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長 から要求があったとき		
消防吏員又は 消防団員	火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への 出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条 第1項	
水防団長、水防 団員、消防機関 に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防 関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しく は制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条 第1項	

	次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 市長若しくは市長の委任を受けた職員が現場にいないとき又はこれ らの者から要求があったとき。	災害対策基本 法第63条
警察官	次の場合、上記に記載する消防吏員等の職権を行うことができる。 消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は 消防団員の要求があったとき。	消防法第28条 第2項
	次の場合、上記に記載する水防団長等の職権を行うことができる。 水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき又は これらの者の要求があったとき。	水防法第21条 第2項
災害派遣を命じ られた部隊等の 自衛官	市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	災害対策基本 法第63条第3項

## 第2 支部連絡所の開設及び役割

## 1. 開設の決定

支部連絡所の担当は、災害対策本部からの指令に基づき、支部連絡所の開設を行う。 ただし、災害対策本部からの指令がなくとも、勤務時間内で必要があると自主的に判断され たときは、施設の管理者又は職員が施設の安全を確認した上で開設する。

## 2. 開場及び担当

支部連絡所の開場及び担当は、次のとおりとする。

24 Procedural 2010 100 100 100 100 100 100 100 100 10			
	施設が開いている時間(勤務	施設が閉まっている時間(勤	
開場・担当	時間内) に震度 5 強以上の地	務時間外)に震度5強以上の	
	震が発生した場合	地震が発生した場合	
士が声後記の問担	出勤している施設の管理者又	施設管理者又は指定された市	
支部連絡所の開場	は職員が開場	の参集職員が開場	
支部連絡所の担当	指定された市の職員が担当	指定された市の職員が担当	

#### 〈支部連絡所一覧〉

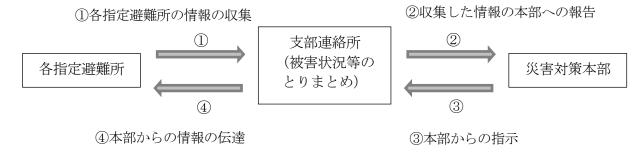
	へ	アロノノト	兄/
ア	関宿北部地区…関宿公民館	イ	関宿中部地区…いちいのホール
ウ	関宿南部地区…木間ケ瀬公民館	エ	川間地区…川間公民館
才	北部地区…北コミュニティセンター	力	中央地区…中央出張所
キ	東部地区…東部公民館	ク	南部地区…南コミュニティセンター
ケ	福田地区…福田公民館		

#### 3. 支部連絡所の役割

支部連絡所の役割は、次のとおりとする。

- ア 担当区域の情報収集に関すること及び情報伝達に関すること
- イ 担当区域の現状把握と対応策の検討
- ウ 指定避難所及び災害対策本部への通信連絡に関すること
- エ 指定避難所以外の避難住民の対応に関すること

#### 〈支部連絡所の情報収集伝達体制〉



## 第3 指定避難所等の開設及び運営

## 1. 開設の決定

災害対策本部からの指令に基づき、指定避難所の開設を行う。

ただし、災害対策本部からの指令がなくとも、勤務時間内で避難の必要があると自主的に判断されたときは、避難施設の管理者又は職員が施設の安全を確認した上で避難者の受入れを行う。

#### 2. 開場及び担当

指定避難所の開場及び担当は、次のとおりとする。

	施設が開いている時間(勤務時	施設が閉まっている時間(勤務
開場・担当	間内) に震度 5 強以上の地震が	時間外)に震度 5 強以上の地震
	発生した場合	が発生した場合
	出勤している施設の管理者又は	施設管理者又は指定された市の
	職員が開場	職員が開場
では、また。		※職員の被災や災害状況に伴い
指定避難所の開場		参集が遅延する場合、小中学校
		の体育館においては、自主防災
		組織や自治会が開場
指定避難所の担当	指定された市の職員が担当	指定された市の職員が担当

#### 3. 指定避難所の運営

避難所班は、避難者による避難所運営委員会が立ち上がるまでの初期対応(自治組織のリーダー選定、班編成及び施設活用方法の決定等)を行う。

運営体制を整理後、運営は自主防災組織を中心とした避難所運営委員会にて行い、施設管理 者及び市職員は支援・協力を行う。

また、プライバシー等に配慮して、人権が尊重された安全・安心な避難生活の確保のため、 初期対応や運営において、特に女性の参画を推進する。

なお、指定避難所を運営するに当たっては、指定避難所で生活する者だけでなく、その地域で避難生活を送る者も支援の対象とし、指定避難所を情報収集や情報提供、食料、水など生

活関連物資の提供等に関する拠点とする。

#### 4. 在宅避難者等の支援

市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を 集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のため の拠点の利用者に対しても提供するものとする。

#### 5. 車中泊避難者への支援

市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

避難所班は、避難者による避難所運営委員会が立ち上がるまでの初期対応(自治組織のリーダー選定、班編成及び施設活用方法の決定等)を行う。

運営体制を整理後、運営は自主防災組織を中心とした避難所運営委員会にて行い、施設管理者及び市職員は支援・協力を行う。

また、プライバシー等に配慮して、人権が尊重された安全・安心な避難生活の確保のため、 初期対応や運営において、特に女性の参画を推進する。

なお、指定避難所を運営するに当たっては、指定避難所で生活する者だけでなく、その地域 で避難生活を送る者も支援の対象とし、指定避難所を情報収集や情報提供、食料、水など生 活関連物資の提供等に関する拠点とする。

#### 第4 広域一時滞在の要請

総括班は、被害が甚大なため、市で被災者の生活を確保することが困難な場合には、県を通じて被災地外の自治体に、一時滞在施設の確保等の支援を要請する。

#### 第 5 感染症対策

市は、感染症に対する国の指針等を踏まえ、避難者の感染防止対策を実施する。

## 1. 開場及び担当

危機管理部は、平時から感染を防止するための適切な避難行動を市民等に周知しておく。

- (1) ハザードマップによる避難の要否の確認
- (2) 避難時の持出品(マスク、体温計等感染対策用品)の準備
- (3) 避難所以外の避難先(親戚・知人宅、ホテル等)の確保

# 2. 指定感染症や麻しん等、野田保健所(野田健康福祉センター)が所在を把握している者の避難

健康子ども部は指定感染症、麻しん、風しん、侵襲性髄膜炎菌感染症等、野田保健所(野田健康福祉センター)が所在を把握している自宅療養者とその濃厚接触者について野田保健所(野田健康福祉センター)から情報を得て、自宅避難が困難な場合は避難先を案内する。

避難先は避難所内に隔離スペースを設ける、又は災害対策本部が確保した感染者専用の避

難所を案内する。

#### 3. ホテル・旅館等の活用

危機管理部は、指定避難所の過密を防止するため、市内の宿泊施設や研修施設と避難所の 協定を推進する。なお、感染者又は濃厚接触者の受け入れの可否についても検討する。

また、福祉部はこれらの施設への優先避難者(高齢者、基礎疾患を有する方等)を検討する。

## 4. 避難所の感染防止

#### (1) 備蓄、訓練

危機管理部は、平時から避難所での感染防止に必要な装備や備品を備蓄しておくととも に、運営職員等が適切な対応を習熟する訓練を実施しておく。

#### (2) 滞在スペースのゾーニング等

避難所担当職員は、一般の避難者、高齢者や基礎疾患のある方、妊婦、発熱・咳等の症状がある方、インフルエンザ等の感染症に罹患中の方、その家族等濃厚接触者等を適切にゾーニングし、動線の分離を図るように対応する。

洗面所、トイレなど居室以外の場所についても使用場所を固定する等、できる限り生活場所を分離する。

#### (3) 健康管理

避難所担当職員は、受付の際や滞在期間中に、避難所運営職員や避難者の検温、健康状態の調査を行うように対応する。

また、避難者に発熱、下痢など何かしらの感染症状が疑われた場合は別室に移す。なお、 指定感染症等で特に隔離が必要な感染症が疑われた場合は直ちに救護本部へ連絡し、指示を 仰ぐ。

#### (4) 衛生確保

避難所担当職員は、避難所内の十分な換気、滞在スペース等の清掃、消毒を行うほか、食料提供など避難者の各種支援に当たっては衛生管理を考慮した方法で対応する。なお、避難 所運営委員会は実施方法をルール化し、避難者と共に行うようにする。

また、避難者にはマスクの着用、手洗い、咳エチケット、その他の衛生管理を考慮した生活ルールを周知、徹底する。

#### (5) 避難所アセスメントの実施

感染症の拡大防止のために、発熱、咳、下痢、嘔吐等の症状の発生数を把握する。急激に 有症状者が増加した場合は感染拡大の可能性が高いため、直ちに救護本部へ報告する。

救護本部は野田保健所(野田健康福祉センター)、医師会等と連携し現状を確認するとと もに、感染症患者(疑い者を含む)の隔離や治療などの対策を実施する。

#### (6) 車中泊等の対策

浸水等の危険がないグラウンドや駐車場での車中泊による避難は可とし、避難所に滞在する避難者と同様の感染防止対策を講じるとともに、エコノミークラス症候群等を防止するための保健指導を行う。

※上記において避難所担当職員は、逐次代替職員と交代するが、その際、代替職員は避難所 担当職員が行っていた業務を引き続き行うものとする。

## 第8節 生活救援

	項目	担当	関係機関
第1	飲料水の供給	被害調査班、給水班	
第2	食料の供給	物資班、避難所班、市民情報 班、総括班	
第3	生活必需品の供給	物資班	
第4	物資の受入れ・管理	物資班、総括班	

#### 第1 飲料水の供給

#### 1. 家庭内備蓄等の活用

災害発生直後は、家庭内及び事業所内で備蓄している飲料水を活用することを原則とする。

#### 2. 給水需要の把握

被害調査班は、水の供給が停止したときは、給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため、需要の把握を行う。

把握する内容は、断水地区の範囲、断水人口・世帯数、指定避難所及び避難者数とする。

### 3. 応急給水活動

(1) 水源の確保

給水活動で使用する飲料水は、次のように確保する。

ア 給水班は、浄水場・配水場で貯留を図るほか、給水拠点である中根配水場に非常用井戸 を設置する。また、給水班の予備水源である井戸及び各企業等の地下水も活用する。

イ 不足する場合は、千葉県企業局の浄・給水場及び北千葉広域水道企業団等から輸送する。

#### (2) 優先給水

給水班は、断水地区の医療機関、医療救護所、社会福祉施設等の重要施設に対し優先給水を行う。

#### (3) 給水活動

必要最小限の給水については、野田市が自ら対処するが、対応に限りがあるときは、市内の管工事組合等の応援や「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき千葉県企業局及び北千葉 広域水道企業団等に協力を依頼する。

災害時における応急給水の方法については、浄・給水場、配水場における給水車両による 運搬給水及び応急復旧の進捗に伴い設置する仮設給水栓等により実施する。

#### ア 車両による応急給水

給水は、給水車、給水タンク等(以下「給水車等」という。)を用いて行う。飲料水は、浄・給水場で取水するほか、通水阻害のない配水管及び応急復旧の完了した配水管の消火栓等から取水する。

#### イ 指定給水場での応急給水

給水は市内 25 箇所の指定給水場で行うことを基本とし、市民等が持参したタンク、バケツ等に給水する。供給不能地域が一部の区域の場合は、状況に応じ設置する。

ウ 仮設給水栓の設置による応急給水

断水地域の状況及び応急復旧の進捗に伴い、仮設給水栓を設置し、応急給水を行う。

#### (4) 水質の安全対策

応急給水用資機材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。

#### 震災編 災害応急対策計画 第8節 生活救援

#### 〈給水量の基準〉

地震発生から の日数	目標水量	用途	主な給水方法
地震発生	3 リットル/	生命維持に必要最低限の	備蓄水と給水車等による運搬給
~3 目	人・日	水	水
4 日~10 日	20 リットル/	調理、洗面など最低生	運搬給水、消火栓での拠点給水
	人・日	活に必要な水	
11 日~21 日	100 リットル/	調理、洗面及び最低の	一部は復旧した水道管での給
	人・日	浴用、洗濯に必要な水	水、その他拠点給水の継続
22 日~28 日	250 リットル/	被災前と同様の生活に	順次、本給水に移行する
	人・日	必要な水	

#### 第2 食料の供給

#### 1. 家庭内備蓄等の活用

災害発生直後は、家庭内及び事業所内で備蓄している食料を活用することを原則とする。

#### 2. 食料供給体制

(1) 食料の支給対象者

食料の支給対象者は、次のとおりとする。

〈食料の支給対象者〉

- ア 指定避難所に収容された者
- イ 全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等の被害があり炊事のできない者
- ウ 住家に被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する者
- エ 旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食料を得る手段のない者
- 才 災害応急対策活動従事者

#### (2) 需要の把握

物資班は、食料供給の必要数の把握を、次により実施する。

- ア 支部連絡所及び指定避難所については、支部連絡所の職員及び避難所班が把握する。
- イ 住宅残留者については、支部連絡所の職員が自主防災組織の協力を得て各指定避難所で 把握する。
- ウ 支部連絡所、指定緊急避難場所以外の災害応急対策活動従事者については、関係各部の 協力を得て、市民情報班が実施する。

## (3) 食料の確保

物資班は、必要量に基づき、業者への発注や救援物資等を活用して食料を供給する。確保 が困難なときは、総括班が県に対して供給を要請する。

応急用米穀の確保ができないときは、知事に政府米の供給を要請し、知事の指示・要請に 基づいて米穀販売業者から受領する。

#### 3. 食料の供給

物資班は、指定避難所までの食料の輸送を食料調達業者に依頼する。食料調達業者が輸送困難な場合は、輸送業者に要請する。指定避難所での配布は、避難所運営委員会に委任する。

#### 4. 炊き出し

炊き出しは、市からの食料供給を補完するものとして、自主防災組織等が任意で行うものとし、炊き出しを行う要望がよせられた場合は、必要に応じて資機材、食材等を支援する。 自衛隊に炊き出しを要請する場合は、食材の提供は市が行うものとする。

## 第3 生活必需品の供給

物資供給の対象者は、次のとおりとする。 確保及び供給は、食料の供給と同様に行う。

〈生活必需品の供給対象者〉

住家の被害が全壊(焼)、半壊(焼)等であって次に掲げる条件を満たす者

- ア 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- イ 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

## 第4物資の受入れ・管理

#### 1. 物資の要請

#### (1) 物資の要請

物資班は、食料及び生活必需品の必要数を把握し、不足する場合には、総括班が協定先の 自治体等に救援物資の要請を行う。救援物資の要請は、必要とする物資の内容、量、送付方 法等について情報を提供する。

ただし、国や県からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。

また、総括班は日本赤十字社に義援品の要請を行う。

#### (2) 義援物資の受入れ方針

全国からの物資提供の申出があった場合は、企業、自治体、団体等から、まとまった量の物資を受け入れることを原則とする。受入れは、登録制とし市が必要なときに供給を要請する。

なお、個人からの小荷物での物資は受け入れないこととする。

#### 2. 救援物資の受入れ

物資班は、文化センターに物資集積所を開設する。集積された物資は、ボランティア等の協力を得て仕分け作業を行い、次の施設を物資輸送中継拠点として輸送業者により指定避難所等へ供給する。

大量に物資が集積する場合は、できるだけ民間物流会社に委託する。

〈物資の受入場所〉

物資集積所	文化センター		
物資輸送中継拠点	中央出張所、北・南コミュニティセンター、福田・川間・東		
	部・関宿・木間ケ瀬公民館、いちいのホール		

# 第9節 行方不明者の捜索・遺体の処理

	項目	担当	関係機関
第1	行方不明者の捜索	市民情報班	野田警察署
第2	遺体の処理	生活支援班	野田警察署、日本赤十字社千 葉県支部野田地区、野田市医 師会、野田市歯科医師会
第3	遺体の埋葬	生活支援班	

## 第1 行方不明者の捜索

#### 1. 行方不明者情報の収集

災害により行方不明の状態にある者(周囲の事情により死亡していると推定される者を含む。)を対象として捜索活動を実施する。

市民情報班は、野田警察署、自治会・自主防災組織等の協力を得て情報を収集し、野田警察署と情報を共有する。

## 2. 搜索活動

行方不明者の捜索は、消防本部、消防団、野田警察署に捜索活動を要請する。

## 第2遺体の処理

#### 1. 遺体の安置

生活支援班は、多数の死者が発生した場合、遺体安置所を開設し、搬送される遺体の収容を行う。

また、遺体の安置に必要な棺、ドライアイス等必要な資機材は葬儀業者等から確保できるよう、平時から関係機関等と調整を実施する

〈遺体安置所の開設予定場所〉

ア	野田市斎場	イ	野田市関宿斎場
ウ	福田体育館	工	勤労青少年ホーム体育室

#### 2. 遺体の検視

野田警察署は、遺体発見現場又は遺体安置所で遺体の検視を行う。

## 3. 遺体の処理

生活支援班は、警察官の検視後の遺体を処理するため、県、日本赤十字社千葉県支部、野田市医師会、野田市歯科医師会等に検案医師等の派遣を要請する。

なお、医師会等による検案は遺体安置所において行い、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消 毒等の必要な処置を行うとともに検案書を作成する。検案が終了した遺体は遺族へ引き渡す。

## 第3遺体の埋葬

#### 1. 遺体の埋葬

引き取り手のない遺体の取扱い及び遺族等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合は、応急措置として、次のとおり火葬・埋葬を行う。

(1) 埋葬の受付け

生活支援班は、市役所、支所及び出張所の総合相談窓口で埋葬許可書を発行する。

(2) 埋葬

遺体は、市斎場又は近隣の火葬場で火葬する。遺体が多数のため対応できないときは、「千葉県広域火葬計画」に基づき、県に広域応援要請を行う。

#### 2. 身元不明の死体の取扱い

生活支援班は委託業者とともに、身元不明の遺体を火葬する。

遺骨は遺留品とともに生活支援班が保管し、1年以内に遺骨引取人が判明しない場合は、 身元不明者扱いとして、野田市仏教会に協力依頼し、保管する。

# 第10節 交通·緊急輸送

	項	目	担当	関係機関
第1	交通規制		土木班	
第2	緊急輸送		土木班、庁舎管理班	東葛飾土木事務所、千葉国道 事務所、千葉県トラック協会 野田支部、千葉県バス協会
第3	緊急通行車	両等の確認	庁舎管理班	

## 第1交通規制

## 1. 交通規制の実施

各機関は、応急対策上重要な路線について交通規制を実施する。

土木班は、市管理の道路が、陥没、路肩崩壊、土砂災害等により危険なとき又は緊急輸送のため必要なときは、警察署と協議して通行禁止又は制限等の措置をとる。

〈交通規制等の実施者及び状況・内容〉

実施機関 規制を行う状況・内容 根拠法令 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害 応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要がある と認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限 することができる。 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道 路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制 のうち、適用期間の短いものをすることができる。 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の 妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるお それがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないとき は、自らその措置をとり、やむを得ない限度において交通の危険が生じるおきれがある場合において、当該道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路において交通の危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。 災害派遣を命じら特別であると認められた職務を行うことが 対策基本法第行6条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことが 対策基本法第行6条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことが 対策基本法第行6条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことが 対策基本法第行6条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことが 第76条の3第3項項、第4項 道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められ 道路で強損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められ 道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	(又通焼間寺の犬爬有及り状化 下1行)			
応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものをすることができる。 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の歩きとなることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置をとり、やむを得ない限度において公通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路において交通の危険が持生である。 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険 道路交通法第6が生じるおそれがある場合において、当該道路において交通の危険 道路交通法第6が生じるおそれがある場合にないて、当該道路において交通の危険 道路交通法第6が生であると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。 祭育院条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことが 第76条の3第3項、第4項 道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められ	実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令	
と認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものをすることができる。 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の数量をなることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおって、おいあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないとき項第76条の3第2項に自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。  災害流遣を命じら 警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことが寛持に、第75条の3第3項、第4項道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の横造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間		災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害	災害対策基本法	
公安委員会 することができる。		応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要がある	第76条	
道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道条のこれがきる。 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものをすることができる。 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の歩きとなることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおった。が当となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおった。が当となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおった。が当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置をとり、やむを得ない限度において、当該車両その他の物件を破損することができる。道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。 災害派遣を命じり、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法が行る条の3第3項、第4項道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる第3項、第4項道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の横潰を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間		と認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限		
図と認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道 条路における交通の規制をすることができる。 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があ 道路交通法第5 ると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制 のうち、適用期間の短いものをすることができる。 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の 炎害対策基本法 坊害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるお	公安委員会	することができる。		
警察署長		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があ	道路交通法第4	
警察署長 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものをすることができる。 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の 災害対策基本法 第76条の3第1 それがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。		ると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道	条	
警察署長 ると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制 のうち、適用期間の短いものをすることができる。 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の 災害対策基本法 妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるお 第76条の3第1 それがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必 要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられた ものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないとき は、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他 の物件を破損することができる。 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険 が生じるおそれがある場合において、当該道路において交通の危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一 第75条の3 第4項 るため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、 災害 祭育 4項 第75条の3 第3 項、第4項 第6条の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められ 道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められ 道路法第46条 る場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間		路における交通の規制をすることができる。		
のうち、適用期間の短いものをすることができる。 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があ	道路交通法第5	
通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の   妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるお   それがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必   要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられた   ものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないとき   は、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他   の物件を破損することができる。   道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険   が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止す   るため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一   時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。   災害派遣を命じら   警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害   次等不才又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。   災害派遣を命じら   なた行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。   災害派遣を命じら   な方針又は車両等の通行を禁止し、第75条の3   第76条の3第3   できる。   項、第4項   道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められ   道路告報者   る場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間	警察署長	ると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制	条	
が害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるお		のうち、適用期間の短いものをすることができる。		
それがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないとき頃は、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。 災害派遣を命じら整察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害災害対策基本法れた部隊等の自衛官が表の場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害が策基本法対策基本法対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことが第76条の3第3項、第4項道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められ道路法第46条		通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の	災害対策基本法	
要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないとき頃は、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。災害派遣を命じら禁寒官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害が患基本法対策基本法対策基本法対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことが第76条の3第3できる。道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合を関係を防止するため、区間		妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるお	第76条の3第1	
警察官 ものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないとき 頃は、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。 第75条の3 等家官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害災害対策基本法れた部隊等の自衛対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことが第76条の3第3官、消防吏員できる。 項、第4項 道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合条 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間		それがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必	項	
警察官 は、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、 時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。 第75条の3 第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことが第76条の3第3官、消防支員できる。 項、第4項 道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められば路法第46条 る場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間		要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられた	第76条の3第2	
の物件を破損することができる。 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険 が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止す るため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一 時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。 災害派遣を命じら 常客官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害 対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことが できる。 項、第4項 道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められ る場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間		ものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないとき	項	
道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。  災害派遣を命じら警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害災害対策基本法れた部隊等の自衛対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことが第76条の3第3官、消防吏員できる。項、第4項道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合条道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間	警察官	は、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他		
が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。 等察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害 災害対策基本法れた部隊等の自衛対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことが第76条の3第3官、消防支員できる。 項、第4項 道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合条 道路の確損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合条		の物件を破損することができる。		
るため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一 第75条の3 時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。 災害派遣を命じら 警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害 災害対策基本法 れた部隊等の自衛 官、消防吏員 できる。 項、第4項 道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められ る場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間		道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険	道路交通法第6	
時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。 災害派遣を命じら 警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害 災害対策基本法 れた部隊等の自衛 対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことが 第76条の3第3 官、消防吏員 できる。 項、第4項 道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められ 道路法第46条 る場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間		が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止す	条第4項	
災害派遣を命じら 警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害 災害対策基本法 れた部隊等の自衛 対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことが 第76条の3第3 官、消防吏員 できる。 項、第4項 道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められ る場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間		るため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一	第75条の3	
れた部隊等の自衛 対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことが 第76条の3第3官、消防吏員 できる。 項、第4項 道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められ 道路法第46条 る場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間		時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。		
官、消防吏員         できる。         項、第4項           道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められ         道路法第46条           道路管理者         る場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間	災害派遣を命じら	警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害	災害対策基本法	
道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められ 道路管理者 る場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間	れた部隊等の自衛	対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことが	第76条の3第3	
道路管理者 る場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間	官、消防吏員	できる。	項、第4項	
		道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められ	道路法第46条	
を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路管理者	る場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間		
		を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。		

### 震災編 災害応急対策計画 第10節 交通・緊急輸送

#### 2. 運転者のとるべき措置

震災時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

〈運転者のとるべき措置〉

- ア 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること。
  - (ア) 直ちに、車両を道路の左側に停止させること。
  - (4) 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること。
  - (ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動する。やむを得ず 道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するな ど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付け たままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- イ 避難のために車両を使用しないこと。
- ウ 通行禁止区域等においては、次の措置をとること。
  - (ア) 車両を道路外の場所に置くこと。
  - (4) 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること。
  - (ウ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

## 第2 緊急輸送

## 1. 緊急輸送路の確保

土木班、東葛飾土木事務所及び千葉国道事務所は、緊急輸送道路となる道路の状況を点検 し、交通規制、応急復旧などを行い、緊急輸送路を確保する。

〈緊急輸送路〉

県緊急輸送道路1次路線	県緊急輸送道路 2 次路線	
国道 16 号、主要地方道つくば野田線(柳	主要地方道つくば野田線(柳沢交差点以	
沢交差点以西)、主要地方道松戸野田	東)、主要地方道結城野田線(野田市中	
線、主要地方道越谷野田線(野田市中野	里交差点以北)、主要地方道境杉戸線	
台交差点以西)		

#### 2. 放置車両対策

(1) 緊急車両の通行ルートの確保のための放置車両対策

土木班は放置車両や立ち往生車両等、緊急車両の通行の妨げとなる車両の運転者等に対しては、移動を命令する。運転者の不在時は道路管理者自ら車両を移動する。その際、やむを得ない限度での破損を容認する。

(2) 土地の一時使用

放置車両や立ち往生車両等の移動に係るの措置のため、やむを得ない場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分する。

(3) 国・県への通知

国・県管理の路線について、道路啓開作業の必要性を把握した場合は、各道路管理者へ交 通障害の状況と道路啓開の必要性を連絡する。

## 3. 車両輸送の確保

(1) 車両の確保

庁舎管理班は、公用車その他の車両を管理し、各課で所有する車両及び確保した車両について、総合的に調整し配分する。

公用車では不足する場合又は公用車では輸送できない場合は、市内運送業者等、千葉県トラック協会野田支部、千葉県バス協会に要請する。

### 震災編 災害応急対策計画 第10節 交通・緊急輸送

#### (2) 燃料の確保

庁舎管理班は、各班の専用管理車両、庁舎管理班管理の庁用車、借上げ車両の必要な燃料 の調達を行う。通常の方法により自動車燃料の確保ができない場合には、野田市内の石油協 同組合に協力を要請する。

## 4. ヘリコプター輸送の確保

(1) ヘリコプターの確保

庁舎管理班は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、県にヘリコプターによる輸送を要請する。

(2) ヘリコプター離着陸場の開設

土木班は、庁舎管理班の指示によりヘリポートを開設するため、施設の被災状況等の点検を行い、開設準備を行う。

〈ヘリコプター離着陸場の開設予定場所〉

- ア 野田市総合公園自由大広場
- イ 市役所本庁舎屋上※
- ウ 文化センター駐車場
- 工 川間駅南中央公園
- 才 関宿中央小学校
- ※全備重量 4.4 t、全長 15m以内の機種に限る。

## 第3 緊急通行車両等の確認

## 1. 緊急通行車両等の申請手続

知事又は公安委員会は、災害対策基本法第 76 条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、災害対策基本法施行令第 33 条の規定により緊急通行車両の確認(証明書及び標章の交付)を行う。

庁舎管理班は、災害対策に使用する届出済証の交付を受けていない車両について、「緊急通 行車両等確認申請書」を県又は公安委員会に提出する。

知事又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び確認証明書を 交付する。

交付された標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は当該車両に備え付ける。

#### 2. 緊急通行車両等の災害発生前の確認

- (1) 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の 執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する車両等で、災害対策基本法第 50 条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両 に該当するかどうかの審査を行う。
- (2) 公安委員会は、前記により緊急通行車両に該当すると認められるものについては、標章及び確認証明書を交付する。
- (3) 標章の交付を受けた車両は、県警察本部、警察署又は交通検問所で緊急交通路の通行を求めるときは、標章及び確認証明書を提示し、現に災害応急対策を実施するための運転中の車両であることの確認を受ける。

# 第11節 災害警備・防犯

	項	目	担当	関係機関
第1	災害警備			野田警察署
第2	防犯		総括班	野田警察署

## 第1災害警備

## 1. 災害警備の基本方針

野田警察署は、「千葉県警察災害警備実施計画」に基づき、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持にあたる。

### 2. 警備体制

野田警察署は、地震に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に 応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

(1) 連絡室

震度4以上の地震が発生した場合及び南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合等

(2) 対策室

地震に伴う被害程度が小規模の場合及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合等

(3) 災害警部本部

大規模地震が発生した場合又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合等

### 3. 災害警備活動要領

- (1) 要員の招集及び参集
- (2) 地震、その他災害情報の収集及び伝達
- (3) 装備資機材の運用
- (4) 通信の確保
- (5) 負傷者の救出及び救護
- (6) 避難誘導及び避難地区の警戒
- (7) 警戒線の設定
- (8) 災害の拡大防止と二次災害の防止
- (9) 報道発表
- (10) 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
- (11) 死傷者の身元確認、遺体の収容
- (12) 交通対策 (現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保)
- (13) 地域安全対策(犯罪の予防・取締り、相談活動)
- (14) 協定に基づく関係機関への協力要請
- (15) その他必要な応急措置

## 震災編 災害応急対策計画 第11節 災害警備・防犯

## 第2 防犯

総括班は、被災地、指定避難所における犯罪等を防止するため、野田警察署、避難所運営委員会と連携して、避難者への注意喚起、不審者の通報等対策を実施する。

また、避難後の被災地での犯罪を予防するため、自主防犯組織や消防団等による巡回を行う。

# 第12節 ライフライン施設等の応急対策

項目	担当	関係機関
第1 ライフライン施設	給水班、土木班	東京電カパワーグリッド株式 会社、野田ガス株式会社、N TT東日本株式会社、日本郵 便株式会社
第2 交通施設	土木班	東武鉄道株式会社、東葛飾土 木事務所、千葉国道事務所
第3 公共施設	各班	

## 第1 ライフライン施設

#### 1. 上水道施設

給水班は、応急復旧及び情報連絡に必要な人員並びに資機材等を確保する。市の体制で早期の応急給水・応急復旧が困難と判断される場合、市指定給水装置工事事業者や「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県企業局及び他の水道事業者に応援を要請する。

応急復旧に当たっては、被害状況を調査し応急復旧計画を作成する。応急復旧は、別に定める優先順位に基づき行う。

## 2. 下水道施設

土木班は、下水道施設に被害が発生した場合は、必要な要員を動員して応急活動体制を確立し、被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の低下、二次災害の防止等を行う。

応急復旧については、詳細な被害調査を実施し復旧計画を作成して作業に当たる。

### 3. 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、台風、地震、雪害、その他非常災害に対して、人身事故の防止及び設備被害の早期復旧に努める。

また、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、広報活動を実施するとともに、広報車等により直接該当する地域へ周知する。

## 4. ガス施設

野田ガス株式会社は、ガス施設に被害が生じた場合、二次災害を防止するとともに、応急 措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

災害時には、供給区域全域の供給を停止することなく、被害の程度に応じてブロック毎に 供給を停止する。

また、ガスによる二次災害の防止、市民等の不安除去のため、ガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧見通しについて広報活動を行う。広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行う。

## 5. 通信施設

### (1) 電話施設

NTT東日本株式会社及びその他移動通信事業者は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。

## 震災編 災害応急対策計画 第12節 ライフライン施設等の応急対策

通信設備に被害が生じた場合又は輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難又は、通信が途絶した場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

#### 〈応急措置〉

- ア 通信の利用制限
- イ 災害時優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保
- ウ 無線設備の使用
- エ 特設公衆電話の設置
- オ 非常用可搬型電話局装置の設置
- カ 臨時電報、電話受付所の開設
- キ 回線の応急復旧
- ク 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」の運用

また、災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

## 〈電話に関する広報事項〉

- ア 通信途絶、利用制限の理由と内容
- イ 災害復旧措置と復旧見込み時期
- ウ 通信利用者に協力を要請する事項
- エ 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」の提供開始

## (2) 郵便関係

日本郵便株式会社は、次の処置を行う。

- ア 被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。
- イ 被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。
- ウ 災害特別事務取扱、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常 取扱いについて、要請があった場合に取扱う。

### 第2交通施設

## 1. 鉄道施設

東武鉄道株式会社は、災害発生時に乗客の安全確保を最優先として、あらかじめ定められた 計画により、次の措置を行う。

(1) 運転規制

震度4以上の地震を覚知した場合は、列車の停止又は速度規則をとり、施設の点検を実施 し、安全を確認した後、運転再開等の措置をとる。

(2) 乗客の避難誘導、混乱防止

駅においては、旅客を臨時避難場所に混乱の生じないよう誘導する。

駅間の途中に停止した列車においては、原則として乗客を降車させないが、止むを得ない ときは安全に注意して降車させる。なお、乗務員は、最寄りの駅等と連絡を取る。

## 2. 道路 • 橋梁

各道路管理者は、災害が発生した場合、所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握 し、緊急輸送道路を最優先に応急措置を行い道路交通の確保を図る。

土木班は、市道について、通行の禁止又は制限等の措置などを講ずるとともに、被災した道

## 震災編 災害応急対策計画 第12節 ライフライン施設等の応急対策

路、橋梁の応急措置を行う。

# 第3公共施設

各班は、所管施設の被災状況を調査し、施設利用者等の安全確保を図るため、避難誘導措置 を行うとともに、二次災害の防止等の応急措置を行う。

# 第13節 学校等における児童・生徒等の安全対策

	項  目	担当	関係機関
第1	災害発生時の対応	学校班、要配慮者班	
第2	応急教育	学校班、市民情報班、保健救 護班、避難所班	
第3	応急保育	要配慮者班	
第4	社会教育施設の対策	避難所班	
第5	文化財の確認	避難所班	

## 第1 災害発生時の対応

## 1. 児童・生徒等の安全確保

(1) 学校班及び学校長は、地震が発生した場合、「学校における地震防災マニュアル」(平成 24 年 3 月 千葉県)等を活用した防災体制に基づき、情報を収集するとともに児童・生徒等の安全を確保し、安否状況及び被害状況を教育委員会に報告する。

ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な指定避難所に避難誘導をする。また、保護者の引き取りがあるまで、児童・生徒等を一時的に保護する。

学童保育所職員は、学童保育所開所中に地震が発生した場合、情報を収集するとともに児童の安全を確保し、安否状況及び被害状況を所管する所属長に報告する。

ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な指定避難所に避難誘導をする。また、保護者の引き取りがあるまで、児童を一時的に保護する。

(2) 市立幼稚園職員は、開園中に地震が発生した場合、情報を収集するとともに園児の安全を確保し、安否状況及び被害状況を所管する所属長に報告する。

ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な指定避難所に避難誘導をする。また、保護者の引き取りがあるまで、園児を一時的に保護する。

## 2. 保育乳幼児の安全確保

要配慮者班及び保育所(園)長は、地震が発生した場合、情報を収集するとともに保育乳幼児の安全を確保する。

ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な指定避難所に避難誘導をする。また、保護者の引き取りがあるまで、保育乳幼児を一時的に保護する。

### 3. 施設の被害調査

学校長等は、施設の被害状況等について調査を行い、学校班に報告する。

## 4. 安否の確認

休日、夜間に地震が発生した場合は、各学校等の参集計画により参集し、保育乳幼児・児童・生徒の安否を確認する。要配慮者班及び学校班は、これら安否情報について把握する。

## 5. 指定避難所開設への支援

学校長等は、施設管理に必要な所属職員を確保し、指定避難所の開設等市の行う災害対策業務に協力・支援するものとし、所属職員に必要な指示を行い所属職員はその業務に従事する。

## 第2 応急教育

#### 1. 応急教育の準備

学校班及び学校長等は、応急教育計画を作成、臨時の学級編成等を行い、児童・生徒等及び 保護者に授業再開を周知する。

教職員が被災し、十分な人員を確保できない場合は、県教育委員会と連携して学級編成の組み替え、近隣学校からの応援等により対処する。

## 2. 応急教育

## (1) 応急教育の実施

学校長等は、地震発生後は、臨時休校の措置をとる。その後、応急教育計画に基づき授業等の一部を再開し、それまでの間は臨時登校等の措置をとる。

また、市民情報班は、他市町村へ避難する児童・生徒等については、教職員の分担を定めて就学手続の臨時的措置をとるとともに、避難した地域ごとに実状の把握に努め、必要がある場合は疎開先を訪問するなどの措置をとる。

#### (2) 健康管理

校内における児童・生徒等の救護は、原則として当該学校医、養護教諭等が当たる。学校 長等は、清掃、飲料水等の衛生に留意する。

保健救護班は、災害の状況により、被災した学校等の教職員及び児童・生徒等に対し感染症予防接種並びに健康診断、心のケアについて、学校医及び関係機関等と協議し実施する。

## (3) 指定避難所との区分

避難所班及び学校長等は、避難収容場所と教育場所を区分し、学業や避難生活相互に妨げにならないように配慮する。

また、学校が災害により校舎等の一部損壊や、指定避難所等に学校を提供することなどにより、児童・生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、できる限り早い段階での授業再開に努める。

#### (4) 学校給食の措置

学校班は、学校の再開後、学校給食の再開について、県に要請して指導助言を受ける。

また、被害を受けた学校給食用物資に関しては、被災市長はその状況について県災害対策本部支部を経由して県災害対策本部に速やかに報告しなければならない。県災害対策本部においては、被害物資量を把握し、県学校給食会に対し、その物資の確保について要望するものとする。

## (5) 学校納付金等の減免

市は、被災状況に応じて、被災した児童生徒に対する学校納付金等の減免をすることができる。

県では、県立高等学校に対し生徒の保護者等の住家等に災害を受けた場合は、その被災の程度に応じて、千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程の措置を取り、減免することができる。

また、私立高等学校が定めるところにより、被災した生徒の授業料の減免措置を行った学校法人に対し、千葉県私立高等学校等授業料減免事業補助金交付要綱に基づき助成する。

#### 3. 教科書・文房具・通学用品の調達・支給

教材・学用品の給与は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。市長は、災害救助法が適用された場合においても、 災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、給与に着手するものとする。

学校班は、災害で学用品を失った児童・生徒を把握し、必要な教材、学用品を給与する。

## 第3 応急保育

## 1. 応急保育

#### (1) 応急保育の実施

保育所(園)長等は、地震発生後の被害の状況等に応じ臨時休所(園)の措置をとる。 要配慮者班は、各保育所の被害状況等をまとめ、施設、設備、給食材料の確保、保育士等 の人員確保など、総合的な観点からの臨機な応急保育計画を策定し、応急的臨時的保育を実 施する。

#### (2) 健康管理等

保育所(園)内における保育乳幼児の健康管理は、原則として当該嘱託医、看護師等があたる。保育所(園)長等は清掃、飲料水等の衛生に留意する。

#### (3) 給食

自園調理を行うことが困難である場合、給食については原則として、一時中止する。

#### (4) 保育料の減免

要配慮者班は、被災状況に応じて、被災した保育料負担者が保育料の全部又は一部を負担することができないと認められるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免することができる。

## 2. 学童保育所の応急保育

## (1) 学童保育所の応急保育の実施

要配慮者班は、学校の応急教育計画と連携し、臨機な応急学童保育計画を策定し、応急的臨時的保育を実施する。

## (2) 健康管理等

学童保育所に従事する職員は、保育所内における児童の健康管理、清掃、飲料水等の 衛生に留意する。

## (3) 保育料の減免

要配慮者班は、被災状況に応じて、被災した保育料負担者が保育料の全部又は一部を負担することができないと認められるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免することができる。

#### 第4 社会教育施設の対策

社会教育施設の管理者は、災害が発生した場合、利用者を安全な場所に誘導する。児童・生徒等の場合は、一時保護又は指定避難所にて地域の市民等に引き渡す。

社会教育施設が被災した場合、補強・修理等の応急措置を行い、被害を最小限度にとどめる。 また、被災した社会教育施設を避難場所として一時使用する場合には構造上の安全を確認の 上、使用する。

## 第5 文化財の確認

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を、市指定の文化財は市教育委員会(避難所班)へ、国、県指定の文化財は、教育委員会を経

# 震災編 災害応急対策計画 第13節 学校等における児童・生徒等の安全対策

由して県教育委員会へ報告する。

# 第14節 避難行動要支援者対策

項目	担当	関係機関
第1 避難行動要支援者の避難 支援	要配慮者班	
第2 避難行動要支援者への対 応	要配慮者班	
第3 社会福祉施設入所者等へ の支援	要配慮者班	

## 第1 避難行動要支援者の避難支援

「野田市避難行動要支援者支援計画」に基づき、自治会、自主防災組織等が連携して避難行動要支援者の安否確認、避難支援及び災害情報の伝達を行う。

## 第2 避難行動要支援者への対応

## 1. 指定避難所における支援

要配慮者班は、避難行動要支援者の避難状況を確認し、野田市社会福祉協議会等の福祉関係団体、自治会、自主防災組織、福祉ボランティア等の協力を得て、次にあげる対策を行う。

なお、指定避難所での生活にあたっては、可能な限り障がいのある人の種類や特性に応じた収容方法等に留意する。

また、避難所の要配慮者の生活機能の低下の防止のため、必要に応じて千葉県災害福祉支援 チーム (DWAT) の派遣調整を行う。

(1) 資機材の確保

障がい者用仮設トイレ、携帯トイレ、間仕切りなどの必要な資機材の確保を行う。

- (2) 生活必需品、食料等の配慮 避難行動要支援者に配慮した食料、介護ケア用品を供給する。
- (3) 生活支援等

必要なケアサービスを確認し、保健師、介護福祉士、社会福祉士、手話通訳者等の医療、 保健、福祉等の専門家の確保を行う。

### 2. 福祉避難所の開設

要配慮者班は、福祉避難所を開設し、指定避難所での生活が困難な避難行動要支援者を収容する。

### 3. 社会福祉施設等への入所

要配慮者班は、指定避難所で介護等が困難な避難行動要支援者を、可能な限り社会福祉施設等へ入所させるため、民間福祉施設等に受入れを要請する。

## 4. 被災した避難行動要支援者の生活確保

(1) 需要の把握

要配慮者班は、仮設住宅班が行う仮設住宅の需要把握に対し、避難行動要支援者に配慮した応急仮設住宅(福祉仮設住宅)を必要とする者の把握を行い、仮設住宅班にこれを提供する。

## 震災編 災害応急対策計画 第 14 節 避難行動要支援者対策

## (2) 生活支援

要配慮者班は、応急仮設住宅入所後の生活支援として、福祉サービスの提供を行う。

## 第3 社会福祉施設入所者等への支援

## 1. 安全確認

社会福祉施設の管理者は、入所者・利用者の安否を確認し、負傷した場合は、医療救護所等に移送する。火災が発生した場合、職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の市民等の協力を要請する。

要配慮者班は、社会福祉施設の状況を把握し、避難等の支援を行う。

## 2. 施設における生活の確保

災害によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等が供給できなくなった場合、原則として各施設管理者が対応するが、緊急を要する場合は市が必要な支援を実施する。

# 第15節 ボランティアへの対応

項目	担当	関係機関
第1 ボランティアの受入れ体	要配慮者班	野田市社会福祉協議会
制		
第2 ボランティア活動支援	要配慮者班	野田市社会福祉協議会

## 第1 ボランティアの受入れ体制

## 1. ボランティアセンターの設置

要配慮者班及び野田市社会福祉協議会は、野田市総合福祉会館にボランティアセンターを設置する。ボランティアセンターの業務は、次のとおりである。

なお、ボランティア活動については、その自主性を尊重し、活動方針や運営についてはボランティアセンター自らの決定に委ねる。

- (1) ボランティアの登録及び管理 ボランティアの登録及び管理を行う。
- (2) ボランティア団体に関する情報の収集と連絡調整 ボランティア団体の情報収集及びボランティア団体間の調整を行う。
- (3) ボランティアの派遣 災害対策本部からの依頼あるいはニーズの調査に基づき、ボランティアの派遣を行う。
- (4) ボランティアの募集 ボランティアの募集について、広報紙、マスコミ等を通じて行う。

### 2. ボランティアの受入れ

(1) 一般ボランティア

一般分野での活動を希望する個人及び団体は、ボランティアセンター窓口において受け付け、登録する。

(2) 専門ボランティア

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。

県の担当部局は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を 被災市町村等と調整の上、派遣する。

〈ボランティアの協力を得て実施する活動内容〉

## (1)一般ボランティア

- ア 指定避難所の運営補助
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 生活物資や義援品の仕分け、輸送
- エ 高齢者や障がい者等避難行動要支援者の介護
- オ 被災地の清掃、がれきの片づけ等
- カ その他被災地における軽作業等

### (2) 専門ボランティア

- ア 外国語の通訳、情報提供
- イ 被災建築物の応急危険度判定
- ウ 被災宅地の危険度判定
- エ 災害情報や安否情報の収集整理、広報

## 震災編 災害応急対策計画 第 15 節 ボランティアへの対応

- オ 被災者への心理治療
- カ 高齢者や障がい者等避難行動要支援者の看護、情報提供
- キ アマチュア無線通信
- ク特殊車両等の操縦、運転
- ケ その他専門的知識、技能を要する活動等

## 3. ボランティアニーズの把握

要配慮者班及び野田市社会福祉協議会は、ボランティア需要状況の的確な把握に努める。

## 第2 ボランティア活動支援

食事や宿泊場所等は原則としてボランティア自身が確保するが、必要に応じて市が公共施設等を宿泊場所として提供する。

ボランティア活動の拠点や資機材の調達、活動費用の負担についても、原則としてボランティア自身が行うが、必要に応じて要配慮者班は、野田市社会福祉協議会と協議の上対応する。

# 第16節 帰宅困難者対策

項目	担当	関係機関
第1 施設管理者等の対応		東武鉄道株式会社
第2 市の対応	総括班	

## 第1 施設管理者等の対応

## 1. 施設内待機

事業所及び学校等は、従業員、顧客、児童・生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、報道機関や市等から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童・生徒等を施設内又は安全な場所へ待機させる。

## 2. 行楽施設や駅等における利用者保護

行楽施設の管理者や東武鉄道株式会社は、管理する施設の安全及び災害関連情報等をもと に、利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

また、必要に応じて、利用者を一時滞在施設へ誘導する。

## 第2市の対応

### 1. 帰宅困難者の把握と情報提供

総括班は、行楽施設や駅等の周辺における帰宅困難者の発生状況を把握する。 また、市が把握した被害や交通といった災害関連情報を施設管理者に提供する。

## 2. 一時滞在施設の開設及び誘導

(1) 一時滞在施設の開設

総括班は、一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。

また、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、施設、学校、事業者等へ情報の提供を行う。

(2) 一時滞在施設への誘導

施設や駅等で保護された利用客は、原則、各施設管理者が市と連携して一時滞在施設へ誘導する。

# 第17節 清掃・廃棄物・環境対策

	項目	担当	関係機関
第1	障害物の除去	住宅班、土木班	
第2	清掃・廃棄物処理	環境衛生班	
第3	環境汚染の防止	環境衛生班	
第4	動物対策	環境衛生班	野田保健所(野田健康福祉センター)、動物愛護センタ
			一、千葉県獣医師会

## 第1 障害物の除去

#### 1. 住宅関係障害物の除去

住宅班は、災害救助法に基づき、次の対象者について応急的に障害物を除去する。障害物の 除去は建設事業者等に要請する。

市で処理することが不可能な場合は、近隣市、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

#### 〈住宅関係の障害物除去の対象者〉

- ア 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- イ 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者
- ウ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者

### 2. 道路関係の障害物の除去

道路管理者は、市道等の通行に支障を及ぼしている障害物を除去する。特に「緊急輸送道路 一次路線」については最優先に実施する。除去の方法は、住宅関係の障害物の除去と同様に行 う。

### 3. 河川関係の障害物の除去

河川管理者は、管理する河川、排水路等の巡視を行い、障害物を除去する。除去の方法は、 住宅関係の障害物の除去と同様に行う。

## 第2清掃・廃棄物処理

### 1. 廃棄物の処理

(1) 処理体制の確立

環境衛生班は、「野田市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の処理体制を確立する。

処理が困難な場合は、県に協力を要請するとともに「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、他市町村及び一部事務組合間相互の援助協力により行う。

また、がれき等の大量発生が予想される場合は、県による「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。

なお、市が甚大な被害を受けた場合において、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合や、県が一括して処理を行ったほうが円滑かつ迅速に災害廃棄物の処理が行えると

#### 震災編 災害応急対策計画 第17節 清掃・廃棄物・環境対策

判断される場合は、地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づき、市が県に災害廃棄物の処理 に関する事務の全部または一部を委託し、県が市に代わって災害廃棄物の処理を行う。

#### (2) がれき処理

環境衛生班は、民間委託業者に要請して廃棄物を一時的に仮置き場に運搬し、可能な限り 効率的な分別・選別・性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減して適正に処分する。

なお、産業廃棄物に該当するものは、事業者の責任で処理するものとする。

## (3) 生活ごみの処理

環境衛生班は、処理施設の被害状況、指定避難所の状況、道路の状況等を検討し、ごみ処理実施計画を策定し、収集方法を決定する。ごみの収集、処理は、委託業者が実施するが、対応できない場合は他市町村及び関係団体に応援を要請する。

〈廃棄物処理施設〉

名称	所在地
野田市清掃工場	野田市三ツ堀 356- 1
野田市リサイクルセンター	野田市目吹 331

#### 2. し尿の処理

### (1) 指定避難所

指定避難所では、避難所のトイレが使用できない場合には、原則として仮設トイレを設置 し使用する。環境衛生班は、備蓄及びレンタル業者等から仮設トイレを確保して設置する。 また、必要に応じて、プール等の水を使用して施設内のトイレを使用する。

## (2) 自宅

水洗トイレが使用できない場合は、風呂等の汲み置きの水を使用する。また、便袋等の簡易トイレを用いてごみとして排出する。

### (3) 公園

断水が長期にわたる場合は、公園等に仮設トイレを設置する。

#### (4) し尿の収集・処理

環境衛生班は、委託業者に要請してし尿の収集を行う。収集・処理が困難な場合に、県、 近隣市等へ応援を要請する。

また、収集・処理が困難な場合に、近隣市や「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、県を通じて民間業者の協力を求める。

〈し尿処理施設〉

名称	所在地
野田市第二清掃工場	野田市船形 4236

#### 第3 環境汚染の防止

環境衛生班は、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(環境省水・大気環境局大気環境課)を参考に環境監視体制を確立し、環境汚染防止体制の強化を図る。

また、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について市民等やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

県は、被災した建築物に吹付けアスベスト等が使用されている場合、解体・撤去に伴うアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

## 第4動物対策

## 1. 死亡家畜の処理

環境衛生班は、県の指導により、死亡した家畜等を処理する。

### 2. 動物への対応

野田保健所(野田健康福祉センター)、動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出した場合には、市、千葉県獣医師会等関係団及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。

また、危険を及ぼすおそれのある動物が施設から逃亡した場合、人への危害を防止するため、飼育者、警察官その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講ずる。

## 3. ペット同行避難への対応

環境衛生班は、ペット同行避難に備えて、指定避難所のグラウンド等にペットのスペース を確保する。

また、盲導犬、介助犬等を除いたペットの建物内への持ち込みは、原則として禁止し、ペットの飼養は所有者の自己責任で行うようルールを徹底するとともに、住民への事前周知に努める。

県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し救護活動を実施する。環境衛生班は、可能な限り公共用地の提供や広報等に協力する。

# 第18節建物対策

項目	担当	関係機関
第1 被災建築物の応急危険度	住宅班	
判定		
第2 被災宅地の危険度判定	住宅班	
第3 住家の被災調査・罹災証	被害調査班、住宅班、消火・	
明の発行	救助班	
第4 住宅の応急修理	住宅班	
第5 応急仮設住宅の供給	仮設住宅班	

## 第1 被災建築物の応急危険度判定

大規模な地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる 二次災害を防止し、市民の安全を確保するため、被災建築物の被害状況を調査し、危険の程度の 判定・表示を行う被災建築物応急危険度判定を行う。

#### 1. 判定実施体制の準備

住宅班は、調査区域の分担、マニュアル、ステッカー等の必要な判定資機材等の準備を行う。

また、県に要請して、他市町村、一般社団法人千葉県建築士会、公益社団法人千葉県建築士事務所協会の応急危険度判定の有資格者を確保する。

判定を実施するときは、市民に対し実施予定区間、期間、問合せ窓口等を報道機関により周知する。

## 2. 判定の実施

判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」(一般財団法人日本建築防災協会)に基づき、目視点検により行う。判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、建物の入口に判定結果を色紙で表示する。

判定作業は、防災拠点施設を優先的に行い、次いで住宅の危険度判定を実施する。

### 第2 被災宅地の危険度判定

被災した宅地の二次災害を軽減、防止し市民等の安全を図るために被災宅地や土砂災害危険 区域等の危険度判定を行う。

### 1. 判定実施体制の準備

住宅班は、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。判定を実施するときは、 市民に対し実施予定区間、期間、問合せ窓口等を報道機関により周知する。

### 2. 判定の実施

判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」(被災宅地危険度判定連絡協議会) 等に基づき行い、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」に区分し、判定結果を色紙で 表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、市民等に周知するとともに、警

戒避難対策、危険区域への立入制限を実施する。

## 第3 住家の被災調査・罹災証明の発行

#### 1. 住家の被災調査

### (1) 調査方法

被害調査班及び住宅班は、家屋の被害状況の把握及び罹災証明書を発行するために、半壊以上の被害が見込まれる住家及び罹災証明の申請のあった住家等を対象に被災調査を行う。被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)等に基づき、全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊に至らない(一部破損)に区分し、調査を行う。

火災により焼失した家屋等は、消火・救助班が消防法に基づき火災調査を行う。

- (2) 収集報告にあたって留意すべき事項
  - ア 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連携に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、市民等組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。
  - イ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な 知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。
  - ウ 罹災世帯・罹災人員等の把握にあたっては、現地調査のほか住民基本台帳等を照合し、 正確を期する。

## 2. 罹災証明の発行

被害調査班は、臨時災害相談所等において、災害により被災した住家等について、その被害程度を証明する罹災証明書の交付申請を受けた場合には、住家等の被害調査の結果に基づき遅滞なく発行する。

なお、火災証明は消火・救助班の火災原因調査に基づき消防本部予防課で発行する。

## 第4 住宅の応急修理

#### 1. 住宅の応急修理

(1) 応急修理の対象者

応急修理の対象者は、災害のため住家が半焼・半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自己の資力では応急修理ができない市民等又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した市民等とする。

住宅班は、住宅の応急修理の申込みを受付け、対象者の資力の確認等により対象者を選定する。

(2) 応急修理の実施

応急修理は、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分の応急的な修理 とし、建設事業者との請負契約により実施する。市で実施が不可能な場合は、国、県、近隣 市及びその他関係機関の応援を得て実施する。

## 2. 市営住宅の応急修理

住宅班は、既設の市営住宅又は附帯設備が災害により著しく損傷を受けた場合は、市民が 当面の日常生活を営むことができるよう応急修理を実施する。

市営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことができない部

#### 震災編 災害応急対策計画 第 18 節 建物対策

分のみとし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

## 第5 応急仮設住宅の供給

#### 1. 応急仮設住宅の建設

(1) 需要の把握

仮設住宅班は、被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握し、県に要請する。

(2) 入居者の選定

仮設住宅班は、臨時災害相談所又は指定避難所において、仮設住宅入居の申込みを受け付ける。応急仮設住宅の入居対象者は、罹災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者である。

なお、応急仮設住宅団地の入居者構成は、いわゆる避難行動要支援者と一般世帯との適正な混住となることに留意する。

〈応急仮設住宅の入居対象者〉

次の全ての条件に該当する者

- ア 住家が全焼、全壊又は流失した者
- イ 居住する住家がない者
- ウ 自らの資力をもってしては住宅を確保できない者
  - 例) 生活保護法の被保護者及び要保護者 特定の資産のない高齢者、障がいのある人、母子世帯、病弱者等 上記に準ずる者
- ※市民等登録の必要はなく、市に居住していることが明らかな者であればよい

### (3) 用地確保

仮設住宅班は、あらかじめ選定してある応急仮設住宅の用地から、利便性を考慮して建設 用地を確保する。不足が生じた場合には、私有地を借用する。

(4) 建設

災害救助法が適用された場合は、県が建設を行う。

災害救助法が適用されない場合で、本部長が建設を決めるときには、仮設住宅班は、関係機関・協力団体等の協力を得て行う。

仮設住宅班は、「千葉県応急仮設住宅マニュアル」に基づき建設する。

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合、集会所等に 使用できる施設を設置する。

また、応急仮設住宅として高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以 上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設(福祉仮設住宅)を設置で きる。

なお、市で建設ができない場合は、県、県内市町村等に応援を要請する。

(5) 管理

仮設住宅班は、入居者の要望等を把握し仮設住宅設備の修理や改良等の管理を行う。

#### 2. 民間賃貸住宅の借上げ等の措置

仮設住宅班は、応急仮設住宅を十分確保できない場合は、公営住宅の空室や民間賃貸住宅 を借り上げて応急仮設住宅として提供する。

# 第19節 災害救助法の適用

	項  目	担当	関係機関
第1	災害救助法の適用基準	総括班	
第2	災害救助法の適用手続	総括班	
第3	災害救助法による救助の	各班	
美	<b>ミ施機</b> 関		

## 第1 災害救助法の適用基準

災害救助法は、災害にかかった者の救済と社会秩序の保全を目的として制定された法律である。この法律における救助は国の責任において行われ、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に行われる。救助の実施については知事に全面的に委任されており、救助にかかる費用は県が支弁することを原則として、国はその一定額を負担すると定められている。

市域で発生した災害が、この法律の適用基準に該当する場合は、同法の適用を受けて災害救助を実施する。

## 1. 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の第1号から第4号までの規定による。本市における具体的適用基準は、次のとおりである。

〈災害救助法	の滴	用	<b>其</b> 濮〉
100 0 100010		/     /	<del>+/</del> /

	指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
	市内の住家が滅失した世帯の数	100 以上	第1条第1項第1号
住家生	県内の住家が滅失した世帯の数 そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	2,500以上 50以上	第1条第1項第2号
じっ	県内の住家が滅失した世帯の数	12,000 以上	第1条第1項第3号前段
生じた場合生家等への被害が		内閣府令第1 条 <b>※</b> 1	第1条第1項第3号後段
危害が生じた場合生命・身体への	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令※で定める基準に該当するとき。	内閣府令第 2 条第 1 項 第 1 号※ 2 内閣府令第 2 条第 1 項 第 2 号※ 3	第1条第1項第4号

※ 災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令 ※1 (内閣府令第1条)

被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

※2 (内閣府令第2条第1項第1号)

災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

※3 (内閣府令第2条第1項第2号)

被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

## 震災編 災害応急対策計画 第19節 災害救助法の適用

#### 2. 被害の認定基準

住家の滅失、半壊等の認定は、被害認定基準による。

住家が滅失した世帯の算定は、住家の全壊(全焼、流失)した世帯を基準とする。半壊等 については、次のとおりみなし換算を行う。

## 〈滅失住家の換算〉

$\circ$	全壊(全焼・流失)住家 1世帯・・・・・・・・・滅失住家 1世帯
$\circ$	半壊(半焼) 住家 2世帯・・・・・・・・滅失住家 1世帯
$\circ$	床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することが
	できない状態となった住家 3世帯・・・・・・・・滅失住家 1世帯
注)	床下浸水、一部破損は換算しない。

### 〈被害の認定基準〉

被害の区分	認 定 の 基 準
住家の全壊全焼 (全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体の占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものをいう。
住家の半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの。大規模半壊:損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものをいう。中規模半壊:損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものをいう。その他:損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものをいう。
住家の床上浸水 土砂の堆積等	住家の全・半壊等に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上 に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住す ることができない状態となったものをいう。

※「住家」とは、現実に居住のために使用している建物であり、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1 住家」として取り扱う。

※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

## 第2 災害救助法の適用手続

- (1) 市域の災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当する又は該当する見込みがある場合、本部長は直ちにその旨を知事(本部事務局経由)に報告する。
- (2) 災害救助法施行細則(昭和23年千葉県規則第19号)第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事の行う救助の実施を待つことができないとき、本部長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

## 震災編 災害応急対策計画 第19節 災害救助法の適用

## 第3 災害救助法による救助の実施機関

- (1) 知事は、県内に災害救助法を適用する災害が発生した場合は、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。
- (2) 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。
- (3) 市長は、上記(2)により市長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。
- (4) なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

〈災害救助法の救助項目〉

救助。	の種類	期間	
	避難所	災害発生の日から7日以内	
収容施設の供与	応急仮設住宅	災害発生の日から 20 日以内に着工し、速や かに設置	
炊き出しその他に	食品の給与	災害発生の日から7日以内	
よる食品の給与及 び飲料水の供給	飲料水の供給	災害発生の日から7日以内	
被服、寝具その他生活	必需品の給与又は貸与	被害発生の日から 10 日以内に完了	
医療及び助産	医療	災害発生の日から 14 日以内	
	助産	災害発生の日から7日以内	
災害にかかった者の救	出	災害発生の日から3日以内	
災害にかかった住宅の応急修理		災害発生の日から3ヶ月(ただし、国の災害 対策本部が設置された場合は6ヶ月)以内に 完成	
生業に必要な資金の貸	与	災害発生の日から1ヶ月以内に完了	
学用品の給与		教科書:災害発生の日から1ヶ月以内に完了 その他の学用品:災害発生の日から15日以内 に完了	
埋葬		災害発生の日から 10 日以内に完了	
応急救助のための輸送費		当該救助の実施が認められる期間	
応急救助のための賃金職員等雇上費		当該救助の実施が認められる期間	
遺体の捜索		災害発生の日から 10 日以内に完了	
遺体の処理		災害発生の日から 10 日以内に完了	
住居又はその周辺に運ばれた土石、竹材等で 日常生活に著しい支障を及ぼしているもの (障害物)の除去		災害発生の日から 10 日以内に完了	

第4章 災害復旧・復興計画

# 第1節 市民生活の安定

項目	担当	関係機関
第 1 被災者の生活確保	要配慮者班、被害調査班	野田市社会福祉協議会、松戸 公共職業安定所野田出張所、 日本郵便株式会社、住宅金融 支援機構、日本赤十字社千葉 県支部野田市地区
第2 地域経済への支援	物資班	

## 第1 被災者の生活確保

## 1. 災害弔慰金等の支給等

要配慮者班は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「野田市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、支給を行う。

- (1) 災害弔慰金の支給
  - 災害により死亡した市民等の遺族に対し災害弔慰金を支給する。
- (2) 災害障害見舞金の支給
  - 自然災害により負傷し、又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障害がある市 民等に対して、災害障害見舞金を支給する。
- (3) 災害援護資金の貸付け
  - 自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

## 2. 生活福祉資金の貸付

野田市社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」(厚生労働省)に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して、生活福祉資金を貸付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、 原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

#### 3. 災害見舞金の交付

要配慮者班は、「野田市災害見舞金品交付要綱」に基づき、災害救助法の適用を受けない災害を対象に、災害見舞金を交付する。

## 4. 被災者生活再建支援金の支給

要配慮者班は、「被災者生活再建支援法」に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者からの支援金の申請書を取りまとめ、県に提出する。

(1) 対象となる自然災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した 市町村における自然災害
- イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- エ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、ア又はイの被害が発生した都道府県の他の

#### 震災編 災害復旧・復興計画 第1節 市民生活の安定

市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害

- オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、ア〜ウの区域に隣接する市町村(人口 10 万人未満に限る)における自然災害
- カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯 以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
  - 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)
- ※エ〜カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)
- (2) 対象世帯

自然災害により被害を受けた次の世帯に被災者生活再建支援金が支給される。

- ア 居住する住宅の全壊した世帯
- イ 居住する住宅が半壊又は敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修をしなければ居住が困難な世帯(中規模半壊世帯)
- (3) 被災者生活再建支援金の支給

支給は、被災世帯となった世帯主による申請により行われる。支給金額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、次の二つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

なお、支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。 〈住宅の被害程度や再建方法に応じて支給する支援金〉

カベルサ 担 <b>生</b> 生		支援金の支給額			
被災世帯	損害割合 ( <b>※</b> )	甘7株士松人	加算支援金		
の区分	(%)	基礎支援金	住宅の再建手段	支給金	
			建設・購入	200 万円	
全壊	50%以上	100 万円	修繕	100 万円	
			賃貸 (公営住宅以外)	50 万円	
			建設・購入	200 万円	
解体		100 万円	修繕	100 万円	
			賃貸(公営住宅以外)	50 万円	
			建設・購入	200 万円	
長期避難 —		— 100 万円	修繕	100 万円	
			賃貸 (公営住宅以外)	50 万円	
			建設・購入	200 万円	
大規模半壊	40%台	50 万円	修繕	100 万円	
			賃貸 (公営住宅以外)	50 万円	
中規模半壊			建設・購入	100 万円	
	30%台	_	修繕	50 万円	
			賃貸(公営住宅以外)	25 万円	

※住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体の価値に占める割合であり、市による被害認定調査により判定され、罹災証明書における「全壊」「大規模半壊」等の記載に反映されるもの

## (4) 支援金支給手続き

支給申請は市町村に行い、提出を受けた市町村は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県へ提出する。

県は当該書類を委託先である(公財)都道府県センターへ提出し、申請書を受理した(公財)都道府県センターは交付決定等を行う。

## 震災編 災害復旧・復興計画 第1節 市民生活の安定

(被災者生活支援法人として、(公財)都道府県センターが指定されている。)

(5) 千葉県被災者生活再建支援事業

ア 県は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、上記(1) の対象とならない世帯に、一定の要件のもと支援金を支給する。

イ 本事業の実施主体は、市町村とする。(県から市への補助方式:補助率10/10)

ウ 支援金の支給額は上記(3)と同等とする。

## 5. 税等の減免等

被害調査班は、条例等の規定に基づき、被災した市税、国民健康保険料及び県税等の納付 義務者に対し、税等の災害救済措置として、期限の延長及び減免について適切な措置を講ず る。

(1) 期限の延長

災害により納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は納付若しくは納入することができないと認められるときは、市長は適用地域及び期日を指定してその期限を延長するものとする。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税等を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき法令等に定められている期間において、徴収を猶予する。

(3) 滞納処分の執行の停止

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価 の猶予、減免等適切な措置を講じる。

(4) 減免及び納入義務の免除等

被災した納税義務者等に対し、減免及び納入義務の免除等を講じる。

(5) 保育料の減免等

要配慮者班は、災害等の特別な事由により保育料負担者が保育料の全部又は一部を負担することができないと認められるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免する。

## 6. 職業のあっせん

松戸公共職業安定所野田出張所は、震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっせんを図る。

震災により離職を余儀なくされた者の早期再就職等を促進するため、次の措置を講じる。

- (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (2) 巡回職業相談の実施
- (3) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

#### 7. 郵便物の特別取扱い

日本郵便株式会社は、災害救助法が適用された場合、災害の態様及び公衆の被災状況等被 災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ 的確に実施する。

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (3) 災害時における窓口業務の維持
- (4) 災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非 常取扱い

#### 震災編 災害復旧・復興計画 第1節 市民生活の安定

#### 8. 公共料金の特例措置

各公共機関は、被害を受けた市民等の生活を支援するため、災害の規模に応じ公共料金等の 支払いについて特例措置をとる。

#### 9. 住宅の建設等

(1) 災害公営住宅の建設等

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

これに対し、県は適切に指導・支援を実施する。

(2) 公営住宅の空き家の活用

被災者に対しては、既存公営住宅の空き家を活用し、応急仮設住宅として一時的に使用できる措置等を講じる。

(3) 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、住宅の建設又は購入及び自宅の補修に対し融資を行う。

## 10. 義援金品の受付け・配分

(1) 義援金品の受付けと保管

要配慮者班は、義援金を受入れる口座を指定金融機関に開設し、市に送付された義援金を保管する。

また、日本赤十字社等を通じて配分された義援金品を受付ける。

(2) 義援金品の配分

要配慮者班は、義援金の配分について災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮して決定する。県に災害義援金配分委員会が設置された場合はその 基準に従う。日本赤十字社義援金も災害義援金配分委員会の協議によって配分される。

義援品は、救援物資と同様に扱う。

## 第2 地域経済への支援

災害の状況に応じて、次のような資金融資の措置及び利用について市民等に周知する。

### 1. 中小企業者への融資資金

物資班は、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定のため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資等の支援策について、商工会議所等との連携を図り広報等を行う。

### 2. 農林者への融資資金

物資班は、農林業者に対する災害の応急復旧に係る各種融資制度について周知する。

# 第2節 生活関連施設の復旧計画

項目	担当	関係機関
第1 災害復旧事業	各班	
第2 国の財政援助等	各班	

## 第1 災害復旧事業

市は、国及び県と連携して災害の再発を予防し、単なる原形復旧にとどまらず必要な改良を 行うなど将来の災害に備えるため、法律に基づいて災害復旧事業計画を策定し復旧事業にあたる。 市が行う災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより、 予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し又は補助して行われる。

## 第2 国の財政援助等

財政の援助及び助成は、適正かつ速やかに行うものであるが、法律等により国がその費用の 全部又は一部を負担し、又は補助する災害復旧事業については、主務大臣が行う災害復旧事業費 の決定を、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査の結果に基づき、行うこ ととなっている。

## 1. 法律により一部負担又は補助するもの

国が財政の援助を行う法律及びその対象となる事業は、次のとおりである。

〈復旧事業の概要〉

<b>注</b>	
法 律	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担 法	河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設 、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園の復旧事 業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設(児童遊園、共同浴場、集会所等 ) の復旧事業
土地区画整理法	災害により急施を要する土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関災害復旧事業、感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理にかかる費用 の一部
予防接種法	臨時に行う予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、林業用施設、共同利用施設の復旧事 業
水道法	上水道施設の復旧事業
下水道法	下水道施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業
生活保護法	生活保護施設復旧事業
児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法	身体障害者社会参加支援施設復旧事業
老人福祉法	老人福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法	知的障害者支援施設復旧事業
売春防止法	婦人保護施設復旧事業
砂防法等	土砂災害防止対策

## 震災編 災害復旧・復興計画 第2節 生活関連施設の復旧計画

## 2. 激甚災害に係る財政援助措置

市及び県は、著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和 37 年法律第 150 号)の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚の基準については、「激甚災害指定基準」(昭和 37 年・中央防災会議決定)と「局地 激甚災害指定基準」(昭和 43 年・中央防災会議決定)の二つがあり、この基準により指定を 受ける。

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出する。

# 第3節 災害復興計画

市域が大きな被害を受けた場合、再び地震による災害を被らないために、現状復旧にとどまらず「災害に強いまち」を形成する「復興まちづくり」を実施する。

そのため、市は、市民等の生活や地域の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速や かかつ計画的に実施するための臨時組織として、災害復興本部を設置し、市民等・関係団体等と 協力して、復興のための基本方針、基本計画、合意形成の推進等を図る。

そして、「くらしの復興」「都市の復興」「住宅の復興」「産業の復興」の各分野における 種々の復興事業を推進する。考え方は、次のとおりである。

## (1) くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

## (2) 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市(地域)社会の継続の必要性と都市(地域)機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と市民等とが協働した都市計画の策定を目指す。

都市(地域)の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

#### (3) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅のあっせん・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

#### (4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、全てにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

市の産業である商業、農業などにおいても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援する。

附編 南海トラフ地震臨時情報発表 に伴う対応措置

# 第1節計画の趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 25 年 12 月施行)は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。同法に基づき、1 都 2 府 26 県 707 市町村が推進地域に指定されており、千葉県内では、銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市九十九里町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町、御宿町、鋸南町が推進地域に指定されている(令和7年1月時点)。

本市は推進地域には指定されていないが、平成 24 年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5強の揺れが想定されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象 庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、県東部・南部でより多くの被害が発生す ることが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、「南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置」として定めるものである。

なお、この章に記載のない事項は、野田市地域防災計画震災編に準ずるものとする。

# 第2節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

## 第1情報の種類

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受け、直ちに県内市町村及び防災関係機関に伝達する。

市は、県から情報を受けた場合、庁内及び市民に情報を伝達する。

なお、令和6年8月8日19時15分に、気象庁から南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) が発表された。

〈南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ〉

南海トラフの想定震源域の 観測した 南海トラフの想定震源域 プレート境界面で 異常な現象 またはその周辺で 通常とは異なるゆっくりすべり M6.8 程度以上の地震が発生 が発生した可能性 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」を発表 有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を 開催し、起こった現象を評価 プレート境界の 左の条件を M7 以上の地震 M8 以上の地震 ゆっくりすべり 満たさない場合 (一部割れ) (半割れ) すべり 南海トラフ地震臨時情報 南海トラフ地震臨時情報 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) (巨大地震注意) (調查終了)

## 第2 市民、企業等への周知

市、県をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)の発表条件を満たす地震又は現象が発生した場合、この後の状況として、発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震に備え、以下の基本的な考え方に基づき防災対応を行うとともに、市民、企業等へ周知する。

〈南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ〉

発表情報	警戒、注意をする期間
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	発表から1週間(注意)
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	発表から2週間 (警戒1週間+注意1週間)

※野田市は「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定外地域

## 1. 住民の防災対応

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された際は、日常生活を行いつ つ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をと る。備えの方法については、「震災編第2章 第1節 第11」に準ずる。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された際は、日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

例)

高いところに物を置かない

屋内のできるだけ安全な場所で生活

すぐに避難できる準備(非常用持出品等)

危険なところにできるだけ近づかない 等

## 2. 企業の防災対応

日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応 を実施した上で、できる限り事業を継続する。

例)

安否確認手段の確認

什器の固定・落下防止対策の確認

食料や燃料等の備蓄の確認

災害物資の集積場所等の災害拠点の確認

災害時の従業員の役割分担の確認 等

## 第3配備体制:配備基準

南海トラフ地震が観測された場合は、市内震度に基づき、情報収集体制や警戒配備等の体制をとり、市長の指令の有無にかかわらず、必要な職員を配備し、災害対応を実施する。

1. 情報収集体制・警戒・非常配備

情報収集体制・警戒・非常配備の体制は、震災編に準ずる。

#### 2. 災害対策本部の設置・参集体制

災害対策本部の設置・参集体制は、震災編に準ずる。

# 第3節 南海トラフ地震発生後の対応

実際に南海トラフ地震が発生した場合は、地域防災計画震災編の第3章「応急対策計画」、 第4章「復旧・復興計画」に準じて災害対応を行うものとする。

## 1. 県内への後方支援

南海トラフ地震による揺れや津波により、県東部・南部地域では甚大な被害も想定されるため、市は広域的な防災体制の観点から、県等からの要請により必要な後方支援を行う。